

令和 4 年度 総務部事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

部署名	総務部 ・企画財政課 ・業務課	部長 住所 電話・FAX メールアドレス	中澤ゆう子 杉並区上井草 3-25-19 03-6913-8806 03-6913-9928 honbu@kunitachihoikukai.jp
企画財政課 課長 中澤ゆう子(兼) 副課長 齋藤貴亮 及川七恵 小石伊織(兼)			
業務課 課長 中澤ゆう子(兼) 副課長 岸田幸格 北村美津子 鄭朋子 高野牧 藤原節子 小石伊織(兼)			

2. 今年度の実施事業

令和 4 年度計画	令和 4 年度報告 (実施結果)	結果自己評価
【企画財政課担当】 ①経営管理業務 ②予算策定 ③決算監理 ④財務会計業務 【業務課担当】 ①定款管理 ②規則規程等管理 ③事務局機能 ・評議員選任解任委員会 ・評議員会 ・理事会 ・施設長会議 ・各担当者会議 ・各検討委員会 ④本部 3 部門関連業務 ⑤認可事項管理 ⑥債権管理 ⑦債務管理 ⑧契約管理 ⑨資産管理 (土地建物等) ⑩システム管理 ⑪請求業務 ⑫労務管理 ⑬給与管理 ⑭人事管理 ⑮管理会計業務 ⑯その他代行業務 ※詳しくは別紙「令和 4 年度 総務部 保育部 職務分担 表」に記載します。		

3. 今年度取り組むべき特徴的な事業

令和 4 年度計画	令和 4 年度報告 (実施結果)	結果自己評価
① 経理業務等の精度の向上に向けた改善を進めます。 ② 予算執行の更なる適正化を進めます。 ③ 専門知識等が必用な業務内容について、本部業務の効率化とスリム化の検討を行っていきます。 ④ 日常業務の見直しに基づいた更なる業務改善及び業務削減の推進支援をおこないます。		

⑤ 各園の定員割れリスクに対応できるよう保育部と連携し支援していきます。 ⑥ 待機児童解消などの社会的要請への貢献として、各区・市が進めている公立保育園の運営委託化事業において、保育部と連携し受託準備を進めます。 ⑦ 施設の維持管理を計画的に実施するため、第2次計画として、北保育園（内装のみ）、西国分寺保育園の策定を行ないます。 ⑧ 法改正に基づく法人の規則規程の改正、及び正しく運用できるよう進めていきます。 ⑨ 職員の処遇改善等について、見直しや検討を進めます。		
---	--	--

4. 事業実施体制

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
「3. 今年度取り組むべき特徴的な事業」の事業実施体制について、主担当は以下とします。 ① 業務課 岸田副課長 北村担当 企画財政課 斎藤副課長 ② 企画財政課 斎藤副課長 ③ 企画財政課 斎藤副課長 業務課 岸田副課長 ④ 業務課 岸田副課長 ⑤ 企画財政課 斎藤副課長 ⑥ 企画財政課 斎藤副課長 業務課 北村担当 ⑦ 企画財政課 斎藤副課長 業務課 岸田副課長 ⑧ 業務課 岸田副課長 北村担当 ⑨ 業務課 岸田副課長		

5. 事業実施に要する費用

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
本部3部門合わせて概ね133百万円を費やし、各事業を実施していきます。		

以上

総務部 保育部 職務分担表

作成日 平成34年3月3日

令和4年4月変更

事業分野	大分類	中分類	小分類	細目	MGR	担当
1	法人運営業務	1-1 定款等管理	1-1-1 定款管理	1-1-1-1 定款変更認可申請	岸田	藤原
				1-1-1-2 定款変更登記	岸田	藤原
		1-1-2 定款細則管理	1-1-2-1 定款細則管理	1-1-2-1-1 定款細則変更管理	岸田	藤原
		1-2 規則規程等管理	1-2-1 規則規程等管理	1-2-1-1-1 規則規程の管理	岸田	藤原
				1-2-1-1-2 異動希望調査実施	引地	鬼ヶ原
				1-2-1-1-3 自己申告書実施支援	引地	鬼ヶ原
		1-2-2 労使協定等	1-2-2-1 労使協定等	1-2-2-1-1 労使協定の管理	引地	鬼ヶ原
				1-2-2-1-2 改正時の労働基準監督署への提出	引地	鬼ヶ原
		1-3 事務局機能	1-3-1-1 評議員選任解任委員会事務局	1-3-1-1-1 評議員選任解任委員在籍管理	岸田	藤原
				1-3-1-1-2 評議員選任解任委員会運営管理	岸田	藤原
			1-3-1-2 評議員会事務局	1-3-1-2-1 評議員在籍管理	岸田	藤原
				1-3-1-2-2 評議員会運営管理	岸田	藤原
			1-3-1-3 理事会事務局	1-3-1-3-1 理事・監事在籍管理	岸田	藤原
				1-3-1-3-2 理事会運営管理	岸田	藤原
				1-3-1-3-3 方針検討会運営管理	岸田	藤原
				1-3-1-3-4 方針発表会運営管理	岸田	藤原
				1-3-1-3-5 役員懇談会運営管理	岸田	藤原
			1-3-1-4 施設長会議事務局	1-3-1-4-1 施設長在籍管理	引地	藤原
				1-3-1-4-2 施設長会議運営管理	引地	藤原
			1-3-2 施設関係会議事務局	1-3-2-1 副施設長会議事務局	1-3-2-1-1 副施設長会議運営管理	引地 藤原
				1-3-2-2 主任会議事務局	1-3-2-2-1 主任会議運営管理	引地 藤原
				1-3-2-3 保健担当者会議事務局	1-3-2-3-1 保健担当者会議運営管理	引地 藤原
				1-3-2-4 給食担当者会議事務局	1-3-2-4-1 給食担当者会議運営管理	引地 藤原
		1-3-3 プロジェクト事務局	1-3-3-1 放送教育研究室事務局	1-3-3-1-1 放送教育研究室運営管理	引地	芳野
	本部主務業務	1-4-1 法人認可事項等改廃管理	1-4-1-1 法人認可事項等改廃管理	1-4-1-1-1 法人認可事項等改廃管理	岸田	藤原
		1-4-2 法人施設調査書管理	1-4-2-1 法人施設調査書管理	1-4-2-1-1 法人施設調査書管理	岸田	北村
		1-4-3 本部3部門管理業務	1-4-3-1 本部3部門管理会計業務	1-4-3-1-1 本部3部門会計予算管理	齋藤	北村
				1-4-3-1-2 本部3部門会計決算管理	齋藤	北村
				1-4-3-1-3 本部3部門会計出納管理	齋藤	北村
				1-4-3-1-4 本部3部門会計契約管理	齋藤	北村
			1-4-3-2 本部3部門人事・労務・給与管理業務	1-4-3-2-1 本部3部門人事管理	岸田	鬼ヶ原
				1-4-3-2-2 本部3部門労務管理	岸田	芳野
				1-4-3-2-3 本部3部門給与管理	岸田	北村
			1-4-3-3 本部3部門庶務業務	1-4-3-3-1 本部3部門庶務業務全般	岸田	芳野
				1-4-3-3-2 本部3部門業務全般手順書管理	岸田	北村 鄭 高野
				1-4-3-3-3 本部3部門文書管理	岸田	北村 鄭 高野
	経営管理業務	1-5-1 経営計画策定関係	1-5-1-1 経営計画策定関係	1-5-1-1-1 経営計画策定関係	齋藤	北村
		1-5-2 経営計画進捗管理関係	1-5-2-1 経営計画進捗管理関係	1-5-2-1-1 経営計画進捗管理関係	齋藤	北村
		1-5-3 新設施設開発業務関連	1-5-3-1 新設施設開発業務関連	1-5-3-1-1 新設施設開発業務関連	齋藤	北村 鄭 高野
		1-5-4 法人全体予算管理系業務	1-5-4-1 法人全体予算管理系業務	1-5-4-1-1 法人全体予算管理系業務	齋藤	北村 鄭 高野
		1-5-5 法人全体人事管理系業務	1-5-5-1 法人全体人事管理系業務	1-5-5-1-1 法人全体人事管理系業務	引地	鬼ヶ原
		1-5-6 法人全体労務管理系業務	1-5-6-1 法人全体労務管理系業務	1-5-6-1-1 法人全体労務管理系業務	引地	鬼ヶ原
		1-5-7 法人全体法務系業務	1-5-7-1 法人全体法務系業務	1-5-7-1-1 法人全体法務系業務	岸田	北村 藤原
		1-5-8 法人全体渉外系業務	1-5-8-1 法人全体渉外系業務	1-5-8-1-1 法人全体渉外系業務	岸田	北村 藤原

総務部 保育部 職務分担表

作成日 平成34年3月3日

令和4年4月変更

事業分野	大分類	中分類	小分類	細目	MGR	担当
2	保育園間接支援業務	1-5-9 法人全体業務改善推進業務	1-5-9-1 法人全体業務改善推進業務	1-5-9-1-1 法人全体業務改善推進業務	岸田	北村 鄭 高野
			1-5-10 法人全体に関する会計監査人監査業務補助	1-5-10-1 法人全体に関する会計監査人監査業務補助	齋藤	北村 鄭 高野
			1-5-11 法人全体に関する監事監査業務補助(運営)	1-5-11-1 法人全体に関する監事監査業務補助(運営)	岸田	北村 鄭 高野
			1-5-12 法人全体に関する監事監査業務補助(保育)	1-5-12-1 法人全体に関する監事監査業務補助(保育)	引地	鬼ヶ原
			1-5-13 法人全体に関するその他業務	1-5-13-1 法人全体に関するその他業務	岸田	北村 鄭 高野
		2-1-1 認可事項等管理業務	2-1-1-1 認可事項等管理業務	2-1-1-1-1 認可事項改廃とりまとめ	引地	藤原 鄭 高野
				2-1-1-1-2 認可事項改廃申請代務	引地	藤原 鄭 高野
				2-1-1-1-3 認可事項管理業務全般	引地	藤原 鄭 高野
		2-2-1 予算策定等業務	2-2-1-1 予算策定等業務	2-2-1-1-1 予算編成方針策定	齋藤	北村 鄭 高野
				2-2-1-1-2 当初予算取りまとめ・予算書作成	齋藤	北村 鄭 高野
				2-2-1-1-3 補正予算取りまとめ・予算書作成	齋藤	北村 鄭 高野
		2-3-1 決算等業務	2-3-1-1 決算等業務	2-3-1-1-1 月次決算取りまとめ・月次決算書作成	齋藤	北村 鄭 高野
				2-3-1-1-2 年度決算取りまとめ・決算書作成	齋藤	北村 鄭 高野
				2-3-1-1-3 監事監査補助	齋藤	北村 鄭 高野
				2-3-1-1-4 財産登記	齋藤	藤原
				2-3-1-1-5 決算公告	齋藤	藤原
				2-3-1-1-6 会計監査人連絡調整	齋藤	北村 藤原
		2-4-1 利子補給	2-4-1-1 東京都保健財団	2-4-1-1-1 西国分寺保育園 建物	齋藤	北村
				2-4-1-1-2 富士本保育園 土地	齋藤	北村
				2-4-1-1-3 富士本保育園 建物	齋藤	北村
				2-4-1-1-4 きたひだまり保育園 建物	齋藤	北村
				2-4-1-1-5 宮前おおぞら保育園 建物	齋藤	北村
				2-4-1-1-6 上井草保育園 建物	齋藤	北村
				2-4-1-1-7 国立ひまわり保育園 建物	齋藤	北村
			2-4-1-2 国分寺市	2-4-1-2-1 富士本保育園 土地	齋藤	北村
		2-5-1 借入金	2-5-1-1 福祉医療機構	2-5-1-1-1 西国分寺保育園 建物	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-1-2 富士本保育園 土地	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-1-3 富士本保育園 建物	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-1-4 きたひだまり保育園 建物	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-1-5 宮前おおぞら保育園 建物	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-1-6 上井草保育園 建物	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-1-7 国立ひまわり保育園 建物	齋藤	北村 藤原
			2-5-1-2 国分寺市	2-5-1-2-1 富士本保育園 土地	齋藤	北村 藤原
			2-5-1-3 多摩信用金庫 みずほ銀行	2-5-1-3-2 富士本保育園 土地	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-3-3 運営資金	齋藤	北村 藤原
			2-5-1-4 法人内貸し借り	2-5-1-4-1 短期 運営資金	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-4-2 短期 その他資金	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-4-3 長期 施設整備資金	齋藤	北村 藤原
				2-5-1-4-4 長期 その他資金	齋藤	北村 藤原
	2-6 契約管理	2-6-1 不動産使用許可	2-6-1-1 園舎使用許可	2-6-1-1-1 北保育園 土地・建物	岸田	小石 藤原
		2-6-2 不動産賃貸借契約	2-6-2-1 園舎等敷地賃貸借	2-6-2-1-1 西国分寺保育園 土地	岸田	高野
				2-6-2-1-3 西国分寺保育園 駐車場	岸田	高野
				2-6-2-1-5 本部 駐車場	岸田	高野
				2-6-2-1-6 きたひだまり保育園 駐車場	岸田	鄭

総務部 保育部 職務分担表

作成日 平成34年3月3日

令和4年4月変更

事業分野	大分類	中分類	小分類	細目	MGR	担当
				2-6-1-1-7 宮前おおぞら保育園 土地	岸田	鄭
				2-6-1-1-8 宮前おおぞら保育園 駐車場	岸田	鄭
				2-6-1-1-9 上井草保育園 土地	岸田	高野
				2-6-1-1-10 上井草保育園 駐車場	岸田	高野
				2-6-1-1-11 国立ひまわり保育園 土地	岸田	鄭
				2-6-1-1-12 国立ひまわり保育園 駐車場	岸田	鄭
			2-6-2-2 園舎等建物賃貸借	2-6-2-2-1 富士本保育園 アパート	岸田	鄭
				2-6-2-2-2 石神井公園こぐま保育園 園舎	岸田	鄭
				2-6-2-2-3 きたひだまり保育園 園舎	岸田	鄭
			2-6-2-3 職員用借上げ社宅管理	2-6-2-3-1 国立保育園	岸田	高野
				2-6-2-3-2 北保育園	岸田	高野
				2-6-2-3-3 きたひだまり保育園	岸田	鄭
				2-6-2-3-4 国立ひまわり保育園	岸田	鄭
				2-6-2-3-5 西国分寺保育園	岸田	高野
				2-6-2-3-6 富士本保育園	岸田	鄭
				2-6-2-3-7 光が丘保育園	岸田	鄭
				2-6-2-3-8 南大泉保育園	岸田	高野
				2-6-2-3-9 宮前おおぞら保育園	岸田	鄭
				2-6-2-3-10 上井草保育園	岸田	高野
				2-6-2-3-11 石神井公園こぐま保育園	岸田	鄭
		2-6-3 業務受託契約	2-6-3-1 業務受託契約	2-6-3-1-1 光が丘保育園 運営業務受託	齋藤	北村
				2-6-3-1-2 南大泉保育園 運営業務受託	齋藤	北村
				2-6-3-1-3 永川台保育園 運営業務受託	齋藤	北村
		2-6-4 物品・役務・調達・処分等契約	2-6-4-1 物品・役務・調達契約	2-6-4-1-1 物品・役務・調達契約	岸田	北村 鄭 高野
				2-6-3-2 物品・役務、保全(保険)契約	岸田	北村 鄭 高野
				2-6-4-3 物品・役務、処分契約	岸田	北村 鄭 高野
	2-7 資産管理	2-7-1 不動産管理代務	2-7-1-1 土地	2-7-1-1-1 国立保育園 土地	齋藤	北村
				2-7-1-1-2 富士本保育園 土地	齋藤	北村
			2-7-1-2 建物(火災保険加入を除く)	2-7-1-2-1 国立保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-2-2 北保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-2-3 西国分寺保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-2-4 富士本保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-2-5 石神井公園こぐま保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-2-6 きたひだまり保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-2-7 光が丘保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-1-8 宮前おおぞら保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-1-9 上井草保育園 園舎	齋藤	北村
				2-7-1-1-10 国立ひまわり保育園 園舎	齋藤	北村
		2-7-2 動産管理代務	2-7-2-1 固定資産(不動産以外)	2-7-2-1-1 固定資産(不動産以外)	齋藤	北村
			2-7-2-2 備品管理	2-7-2-2-1 備品管理	齋藤	北村
			2-7-2-3 リース品管理	2-7-2-3-1 リース品管理	齋藤	北村
	2-8 システム管理	2-8-1 法人内システム	2-8-1-1 保育業務関連データ管理システム	2-8-1-1-1 NAS関係	齋藤	赤松
				2-8-1-1-2 サーバー関係	齋藤	赤松
				2-8-1-1-3 クラウド関係	齋藤	赤松

総務部 保育部 職務分担表

作成日 平成34年3月3日

令和4年4月変更

事業分野	大分類	中分類	小分類	細目	MGR	担当	
				2-8-1-1-4 パソコン等	齋藤	赤松	
				2-8-1-1-5 その他	齋藤	赤松	
				2-8-1-2 入退出・就業・給与システム	2-8-1-2-1 ハードウェア管理	岸田	赤松
				2-8-1-2-2 ソフトウェア管理	岸田	赤松	
				2-8-1-2-3 ICカード管理	引地	赤松	
				2-8-1-2-4 職員データベース	引地	赤松	
				2-8-1-3 施設ネットワーク	2-8-1-3-1 ハードウェア管理	齋藤	赤松
				2-8-1-3-2 ソフトウェア管理	齋藤	赤松	
			2-8-2 外部システム	2-8-2-1 TKC FX4システム	2-8-2-1-1 ハードウェア管理	齋藤	赤松
			2-8-2-1-2 ソフトウェア管理	齋藤	赤松		
			2-8-2-2 保育業務支援、登園管理、延長保育 一時保育システム 休日保育システム 動画配信システム	2-8-2-2-1 ハードウェア管理	引地	赤松	
			2-8-2-2-2 ソフトウェア管理	引地	赤松		
			2-8-2-3 アドム わんぱくランチ	2-8-2-3-1 ハードウェア管理	引地	赤松	
			2-8-2-3-2 ソフトウェア管理	引地	赤松		
			2-8-2-4 RPA	2-8-2-4-1 ハードウェア管理	引地	赤松	
			2-8-2-4-2 ソフトウェア管理	引地	赤松		
		2-9 施設運営企画	2-9-1 保育に係る確認、把握、提案	2-9-1-1 マニュアル・手順書の定期的な確認作業	2-9-1-1-1 マニュアル・手順書の定期的な確認作業	引地	芳野
		2-9-2 給食に係る確認、把握、提案	2-9-2-1 献立作成	2-9-2-1-1 献立作成			
		2-9-2-2 職員の企画運営及び推進	2-9-2-2-1 職員の企画運営及び推進				
		2-9-2-3 衛生管理の確認及び推進における企画運営	2-9-2-3-1 衛生管理の確認及び推進における企画運営				
		2-9-2-4 食材発注確認と食材納入事業者との窓口	2-9-2-4-1 食材発注確認と食材納入事業者との窓口				
		2-9-2-5 マニュアル・手順書の定期的な確認作業	2-9-2-5-1 マニュアル・手順書の定期的な確認作業				
		2-9-3 保健に係る確認、把握、提案	2-9-3-1 子どもに係る業務	2-9-3-1-1 子どもに係る業務	引地	芳野	
		2-9-3-2 職員に係る業務	2-9-3-2-1 職員に係る業務	引地	芳野		
		2-9-3-3 マニュアル・手順書の定期的な確認作業	2-9-3-3-1 マニュアル・手順書の定期的な確認作業	引地	芳野		
		2-9-4 職員配置状況の管理、把握、提案	2-9-4-1 職員募集	2-9-4-1-1 職員募集	引地	鬼ヶ原 芳野	
		2-9-5 メンター制度事務局	2-9-5-1 メンター制度事務局	2-9-5-1-1 メンター制度事務局	引地	鬼ヶ原 芳野	
		2-9-6 保育所保育視診に基づく保育の共通理解及び保育実践の推進	2-9-6-1 保育所保育視診に基づく保育の共通理解及び保育実践の推進	2-9-6-1-1 保育所保育視診に基づく保育の共通理解及び保育実践の推進	引地	芳野	
		2-10 実習生受入支援	2-10-1 各園に直接申し込まれる養成校の確認	2-10-1-1 各園に直接申し込まれる養成校の確認	2-10-1-1-1 各園に直接申し込まれる養成校の確認	引地	鬼ヶ原 芳野
		2-10-2 新規実習受け入れ養成校開拓の企画運営	2-10-2-1 新規実習受け入れ養成校開拓の企画運営	2-10-2-1-1 新規実習受け入れ養成校開拓の企画運営	引地	鬼ヶ原 芳野	
		2-10-3 全国の実習把握とデータベース処理	2-10-3-1 全国の実習把握とデータベース処理	2-10-3-1-1 全国の実習把握とデータベース処理	引地	鬼ヶ原 芳野	
		2-10-4 インターシップ対応調整	2-10-4-1 インターシップ対応調整	2-10-4-1-1 インターシップ対応調整	引地	鬼ヶ原 芳野	
		2-11 職場体験ボランティア増加のための企画運営	2-11-1 職場体験ボランティア増加のための企画運営	2-11-1-1 職場体験ボランティア増加のための企画運営	引地	鬼ヶ原 芳野	
		2-11-2 各園との調整	2-11-2-1 各園との調整	2-11-2-1-1 各園との調整	引地	鬼ヶ原 芳野	
		2-11-3 採用関連業務	2-11-3-1 採用関連業務	2-11-3-1-1 採用関連業務	引地	鬼ヶ原 芳野	
	2-12 法人研修企画運営	2-12-1 法人研修内容の検討及び企画運営	2-12-1-1 法人研修内容の検討及び企画運営	引地	芳野 鬼ヶ原		
	2-12-2 法人内勉強会の内容検討及び企画運営	2-12-2-1 法人内勉強会の内容検討及び企画運営	2-12-2-1-1 法人内勉強会の内容検討及び企画運営	引地	芳野 鬼ヶ原		
	2-12-3 各園の円内研修に係る講師派遣	2-12-3-1 各園の円内研修に係る講師派遣	2-12-3-1-1 各園の円内研修に係る講師派遣	引地	芳野 鬼ヶ原		
	2-12-4 外部研修の開拓及び各園への受講促進	2-12-4-1 外部研修の開拓及び各園への受講促進	2-12-4-1-1 外部研修の開拓及び各園への受講促進	引地	芳野 鬼ヶ原		
	2-12-5 キャリアアップ研修受講状況管理	2-12-5-1 キャリアアップ研修受講状況管理	2-12-5-1-1 キャリアアップ研修受講状況管理	引地	芳野 鬼ヶ原		
3 保育園直接支援業務	3-1 請求業務	3-1-1 運営費等請求業務	3-1-1-1 市区町村 運営費等	3-1-1-1-1 運営費	岸田	北村 鄭 高野	
				3-1-1-1-2 産休病休代替補助金	岸田	鄭 高野	
				3-1-1-1-3 国立市賃借料補助金	岸田	鄭 高野	
				3-1-1-1-4 国分寺市利子補給補助金	岸田	鄭 高野	

総務部 保育部 職務分担表

作成日 平成34年3月3日

令和4年4月変更

事業分野	大分類	中分類	小分類	細目	MGR	担当
本務				3-1-1-1-5 宿舍借り上げ関係補助金	岸田	鄭 高野
				3-1-1-1-6 施設機能強化推進費	岸田	鄭 高野
				3-1-1-1-7 入所児童処遇加算	岸田	鄭 高野
			3-1-1-2 市区町村 業務委託費	3-1-1-2-1 練馬区	岸田	藤原
			3-1-1-3 市区町村 延長保育補助金	3-1-1-3-1 国立市	岸田	鄭 高野
				3-1-1-2-2 国分寺市	岸田	鄭 高野
				3-1-1-3-3 杉並区	岸田	鄭 高野
			3-1-1-4 市区町村 一時保育補助金	3-1-1-4-1 国立市	岸田	鄭 高野
			3-1-1-5 市区町村 病後児保育補助金	3-1-1-5-1 国分寺市	岸田	鄭 高野
			3-1-1-6 東京都 その他補助金	3-1-1-6-1 都 中規模修繕事業補助金	岸田	北村
		3-1-2 利用者負担金請求業務	3-1-2-1 利用者負担金請求業務	3-1-2-1-1 延長保育料保護者請求書発行	岸田	鄭 高野
				3-1-2-1-2 延長保育料口座振替	岸田	鄭 高野
				3-1-2-1-3 副食費口座振替	岸田	鄭 高野
		3-1-3 サービス推進費等請求業務	3-1-3-1 サービス推進費等請求業務	3-1-3-1-1 都 サービス推進費	岸田	鄭 高野
		3-1-4 その他補助金請求業務	3-1-4-1 その他補助金請求業務	3-1-4-1-1 その他補助金業務	岸田	北村 鄭 高野
	3-2 労務管理	3-2-1 労使協定等管理	3-2-1-1 年度更新の定期的な協定	3-2-1-1-1 年度更新協定作成・管理	引地	鬼ヶ原
				3-2-1-1-2 給与控除協定作成・管理	引地	鬼ヶ原
				3-2-1-1-3 休日・時間外勤務協定作成・管理	引地	鬼ヶ原
				3-2-1-1-4 変形労働時間制協定作成・管理	引地	鬼ヶ原
				3-2-1-1-5 計画年休協定作成・管理	引地	鬼ヶ原
				3-2-1-1-6 各種協定書の労働基準監督署への提出	引地	鬼ヶ原
		3-2-2 福利厚生等管理	3-2-2-1 法定	3-2-2-1-1 健康保険諸手続き	岸田	鄭
				3-2-2-1-2 厚生年金諸手続き	岸田	鄭
				3-2-2-1-3 雇用保険諸手続き	岸田	鄭
				3-2-2-1-4 労災保険諸手続き	岸田	鄭
			3-2-2-2 法定外	3-2-2-2-1 福祉医療機構 退職共済	引地	高野
				3-2-2-2-2 東社協 退職共済	引地	高野
				3-2-2-2-3 労災上乗せ保険	引地	北村
				3-2-2-2-4 確定拠出型年金	引地	北村
				3-2-2-2-5 職員個人賠償	引地	北村
		3-2-3 就業等管理	3-2-3-1 就業管理業務	3-2-3-1-1 就業管理業務	岸田	北村 鄭 高野
				3-2-3-1-2 勤務時間確認・修正	岸田	北村 鄭 高野
				3-2-3-1-3 休暇休業管理	岸田	北村 鄭 高野
	3-3 給与管理	3-3-1 給与・賞与計算等業務	3-3-1-1 給与計算業務	3-3-1-1-1 給与台帳発行	岸田	北村
				3-3-1-1-2 給与明細発行	岸田	北村
				3-3-1-1-3 給与送金	岸田	北村
			3-3-1-2 賞与計算業務	3-3-1-2-1 賞与台帳発行	岸田	北村
				3-3-1-2-2 賞与明細発行	岸田	北村
				3-3-1-2-3 賞与送金	岸田	北村
		3-3-2 預かり金納入等業務	3-3-2-1 預かり金納入業務	3-3-2-1-1 預かり所得税納入業務	岸田	北村
				3-3-2-1-2 預かり住民税納入業務	岸田	北村
				3-3-2-1-3 預かり社会保険料納入業務	岸田	北村
	3-4 人事管理	3-4-1 常勤職員・嘱託職員	3-4-1-1 採用前業務	3-4-1-1-1 採用計画策定管理	引地	鬼ヶ原
				3-4-1-1-2 各種募集媒体掲載作業	引地	鬼ヶ原

総務部 保育部 職務分担表

作成日 平成34年3月3日

令和4年4月変更

事業分野	大分類	中分類	小分類	細目	MGR	担当
				3-4-1-1-3 採用説明会実施	引地	鬼ヶ原
				3-4-1-1-4 採用試験実施	引地	鬼ヶ原
				3-4-1-1-5 雇用契約手続き他	引地	鬼ヶ原
				3-4-1-1-6 入職式企画運営	引地	鬼ヶ原
				3-4-1-1-7 労働者名簿管理	引地	鬼ヶ原
				3-4-1-1-8 職員マスター登録	引地	小石 高野 鄭
			3-4-1-2 異動・昇給・昇格・転居等	3-4-1-2-1 労働条件通知書、辞令作成	引地	鬼ヶ原
				3-4-1-2-2 職員マスター改廃	引地	小石 高野 鄭
			3-4-1-3 退職	3-4-1-3-1 退職諸手続き	引地	鬼ヶ原 鄭 高野
				3-4-1-3-2 退職金請求代務	引地	鬼ヶ原 高野 鄭
				3-4-1-3-3 職員マスター削除	引地	小石 高野 鄭
			3-4-1-4 勤務証明	3-4-1-4-1 勤務証明書作成	引地	小石 高野
		3-4-2 非常勤職員	3-4-2-1 採用前業務	3-4-2-1-1 各種募集媒体掲載作業	引地	鬼ヶ原
				3-4-2-1-2 雇用契約書作成、雇用契約確認	引地	鬼ヶ原
				3-4-2-1-3 労働者名簿管理	引地	鬼ヶ原
				3-4-2-1-4 職員マスター登録	引地	小石 高野 鄭
			3-4-2-2 異動・昇給・転居等	3-4-2-2-1 労働条件通知書、辞令作成	引地	鬼ヶ原
				3-4-2-2-2 職員マスター改廃	引地	小石 高野 鄭
			3-4-2-3 退職	3-4-2-3-1 退職諸手続き	引地	鬼ヶ原
				3-4-2-3-2 職員マスター削除	引地	小石 高野 鄭
		3-4-3 派遣職員	3-4-3-1 派遣契約前業務	3-4-3-1-1 派遣会社に依頼	引地	鬼ヶ原
				3-4-3-1-2 派遣契約締結	引地	鬼ヶ原
				3-4-3-1-3 労働者名簿管理	引地	鬼ヶ原
				3-4-3-1-4 職員マスター登録	引地	小石 高野 鄭
			3-4-3-2 退職	3-4-3-2-1 派遣契約解除	引地	鬼ヶ原
				3-4-3-2-2 職員マスター削除	引地	小石 高野 鄭
		3-4-4 障害者雇用	3-4-4-1 障害者雇用	3-4-4-1-1 雇用契約	引地	芳野 鬼ヶ原
				3-4-4-1-2 ジョブコーチ	引地	芳野
				3-4-4-1-3 関連団体との調整	引地	芳野
		3-4-5 職員派遣	3-4-5-1 職員派遣	3-4-5-1-1 職員派遣	引地	芳野
	3-5 管理会計	3-5-1 現預金管理	3-5-1-1 現預金管理	3-5-1-1-1 現預金管理	齋藤	北村
		3-5-2 会計伝票管理	3-5-2-1 会計伝票管理	3-5-2-1-1 会計伝票管理	齋藤	北村 鄭 高野
		3-5-3 買掛金支払業務	3-5-3-1 買掛金支払業務	3-5-3-1-1 買掛金支払業務	齋藤	鄭 高野
		3-5-4 月次試算表作成	3-5-4-1 月次試算表作成	3-5-4-1-1 月次試算表作成	齋藤	北村
	3-6 各課担当	3-6-1 受付・回答窓口	3-6-1-1 受付・回答窓口	3-6-1-1-1 受付・回答窓口	岸田	北村 鄭 高野
	3-7 その他代行業務	3-7-1 請求業務代行	3-7-1-1 請求業務代行	3-7-1-1-1 スポーツ振興センター請求	岸田	鄭
		3-7-2 契約業務代行	3-6-2-1 賠償責任保険契約	3-6-2-1-1 施設賠償責任保険	岸田	北村
				3-6-2-1-2 病後児保育賠償責任保険	岸田	北村
		3-7-3 現金出納業務代行	3-7-3-1 現金出納業務代行	3-7-3-1-1 小口現金出納業務	齋藤	北村 鄭 高野
				3-7-3-1-2 入金現金出納業務	齋藤	北村 鄭 高野
		3-7-4 渉外業務代行	3-7-4-1 渉外業務代行	3-7-4-1-1 東京都都市整備局形質変更届	岸田	藤原

令和 4 年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

部署名	保育部 保育支援課	部長 住所 電話・FAX メールアドレス	常松大介 杉並区上井草 3-25-19 03-6913-5503 03-6913-9928 hoikushienka@kunitachihoikukai.jp
保育支援課 課長:常松大介(兼務) 副課長:引地理子 担当:鬼ヶ原奈穂 担当:芳野菊代 担当:赤松麻美			

2. 今年度の実施事業

令和 4 年度計画	令和 4 年度報告（実施結果）	結果自己評価
【保育支援課主体事業】 1. 新規施設運営企画 2. 次期園長候補者選定 3. 常勤職員採用 4. 職員の離職防止 【保育園支援業務】 5. 既存施設運営支援 6. 職員能力開発 7. 実習生等受入支援		

3. 今年度取り組むべき特徴的な事業

令和 4 年度計画	令和 4 年度報告（実施結果）	結果自己評価
【保育部の主体事業】 1. 国立保育会の保育内容を当該年度中に策定します。令和 3 年度末時点で素案について完成しているので、これを専門家の視点でご助言をいただき、そのご助言も踏まえた成案を策定し、法人全体のコンセンサスを得るようにします。 2. 令和 5 年度の氷川台第二保育園、天沼保育園の運営開始に向け、令和 4 年度内の採用職員の採用活動を強化します。年度内の職種別採用人数は採用計画に委ねますが、令和 4 年 12 月末までに保育士 28 名、看護師 3 名、調理員 8 名の採用に取り組みます。 3. 氷川台第二保育園、天沼保育園の運営引継業務について、専任管理職を配し、遅滞ない引継業務満了、契約手続き、既存園との職員配置の調整業務にあたります。 4. 職員の能力開発の一環として、しょうがい児を担当する		

非常勤保育士の技術、知識の向上に取り組みます。 5. しょうがい児を担当する保育士は原則非常勤保育士となりますが、例外的に常勤保育士を充当するためのルールを確立します。 6. 引き続き給食統一献立の改善を図ります。 【保育業務支援】 7. 「子どもの自主性を育む保育」「指示語・否定語・禁止語・命令語を使わない保育」について、再点検し、再確認し、一層の推進を図れるよう、井上さく子先生の研修のお力も拝借しながら、園の取り組みを支援します。 8. 保護者のみなさんに、「子どもの自主性を育む保育」について理解し、共感し、共同していただく各園の取り組みを支援します。 9. 小学校との連携について、各保育園の保育計画に組み込めるよう各園を支援します。 10. 放送教育を全保育園で運用できるよう検討します。 11. 利用者アンケートデータ、第三者評価データ等の客観的データに基づく、各園の運営や保育内容の改善策を支援します。		
---	--	--

4. 事業実施体制

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
保育部内で各担当者の進捗状況の共有化をはかり、業務を遂行していく。事業内容によっては、理事長室、総務部と連携し、業務を遂行していく。		

5. 事業実施に要する費用

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
本部3部門合わせて概ね135百万円を費やし、各事業を実施していきます。		

以上

令和4年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

部署名	理事長室	室長 住所 電話・FAX メールアドレス	操木 豊 国立市北 3-7-1 社会福祉法人国立ひまわり保育園内 TEL042(572)2721・FAX042(571)8521 kuriki@kunitachihoikukai.jp
-----	------	-------------------------------	--

2. 今年度の実施事業

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
【主な業務】 第一に、理事長室は、理事長からの特命業務を行います。 第二に、理事長から示された社会福祉法人国立保育会の『令和4年度の重点方針』 (1)「新保育所保育指針」に基づく保育改革 (2) 職員が、希望すれば一生働き続けることができる「保育園」を目指す処遇改善 (3)「待機児解消」などの社会的要請への貢献 (4) 法人改革 特に (1)「新保育所保育指針に基づく保育改革」 4、小学校との連携充実 5、放送教育の全園への拡大 (3) 法人改革 4、保育士養成校との、実習受け入れなどを含む関係強化 以上を中心に、重点方針の具現化に向け、理事長を補佐します。		

3. 今年度取り組むべき特徴的な事業

令和3年度計画	令和3年度報告（実施結果）	結果自己評価
1 小学校との連携 「小学校を知る取り組み」「小学校へ繋ぐ保育」「小学校との連携」を深めていきます。 (1) 小学校との連携活動の年間計画を見直し、更なる充実を図ります。 (2)『就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究協力地区』である国立市内各園の取り組みを、他地区の法人内保育園へ広めていきます。 (3)「SDGs」「LGBT」の取り組み等、新しい小学校教育活動の理解を深めていきます。		

(4)「小学校を知る」「小学校へ繋がる」内容が充実しているnhk for School のコンテンツを活用し成果を上げている宮前おおぞら保育園での放送教育を、全園へ広めていきます。 2 養成校との関係強化 (1) 今、構築されている養成校との関係性をさらに充実させていきます。 (2) 養成校に、法人内の保育園での体験をカリキュラムに取り入れていただき、早期から学生と養成校と法人との関係を確立し、実習や採用に繋げていきます。 3 その他 常に時代の変化を受け止め、未来を見据え、子どもたち一人一人の発達を踏まえた質の高い保育を探求していきます。 そして、魅力ある保育園として、子どもたち、保護者、地域から【選ばれる保育園】の堅持に努めます。		
--	--	--

4. 事業実施体制

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
総務部、保育部、そして各園と連携し、常に組織を活用して業務を遂行していきます。		

5. 事業実施に要する費用

令和4年度計画	令和4年度（実施結果）	結果自己評価
理事長室として百万円を費やし、各事業を実施していきます。		

令和 3 年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名	国立保育園		施設住所	国立市北2-30-1										
開設年月日	昭和 32 年 4 月 1 日		運営形態	□公設民営認可・■民設民営認可・□小規模保育所										
土地建物所有権	■土地 ■建物		土地建物賃借料	土地		円/年		建物		円/年				
敷地面積	991.73 m ²							建物延床面積	688.38 m ²					
開園日	月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と 12 月 29 日から 1 月 3 日は休園とする。							開園時間	午前 7 時 15 分から午後 19 時 15 分とする。午後 18 時 15 時から 19 時 15 分までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。					
保育料	所在自治体の定めにより収納する。													
定員数、入所数、面積	年次	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	内しよ うがい 児	内アレ ルギー 児	内アサ ファイ キン 児		一時	病後児
	定員	0	10	15	20	20	20	85						
	入所	0	10	15	18	20	18	81	4	3	1			
	保育積	47.38	45.75	40.40	40.40	45.75	47.28	266.96						
担当職務と職員名	施設長	青野 千晴		■会計責任者 ■防火管理者 ■予算管理者 ■固定資産管理者 ■苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	副施設長			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	副施設長			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	主任保育士	鈴木 民世		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	主任保育士			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	副主任保育士	西 茜		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	副主任保育士			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	看護職責任者			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	給食職責任者	宮澤はるな		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 ■食品衛生推進者 ■食品発注担当者										
	嘱託医（園医）	浅倉 禮治		住所 国立市中 1-6-25 電話 042-577-8953										
職員数		正規		正規短時間		嘱託		フル非常勤		パート非常勤				
	保育職	13 名		1 名				1 名		10 名				
	看護職									1 名				
	給食職	4 名								2 名				
	用務職									6 名				
	事務職									1 名				
苦情解決第三者委員		中原 修		坪坂聖子										
今年度変更事項 国立市内の少子化に伴い、国立市との協議により令和 4 年度より 0 歳児クラスの受け入れをなしとし、1 歳児 10 名、2 歳児 15 名、3,4,5 歳児各 20 名、合計 85 名に定員変更を行う。また国立ひまわり保育園から一時保育事業を引継ぎ、開設する。新規常勤職員 2 名を迎え、常勤職員 20 名、非常勤職員 19 名、計 39 名で運営する。														

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・法人の保育理念に基づきながら「子どもの自主性を引き出す保育」の実践に積極的に取り組む。 ・子どもと相談する保育、遊び込める環境を作る、指示語・否定語・禁止語・命令語を使わない保育の実践に全職員で周知し、取り組んでいく。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども(健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども(人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども(自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、保育課程、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。		評価 5 4 3 2 1 理由

- ・ 保育所保育指針に基づき「子どもの発達をよりよく、より豊かに理解」を深め、引き続き保育改革への取り組み、実践共有、振り返り、取り組んでいく。
- ・ 子どもの自主性を引き出す保育の定着に向け、物的環境を整え、人的環境では、日常的に子どもとの対話だけでなく、職員間も同様に話し合える関係づくりを行う。
- ・ 日常の保育や行事への取り組みにおいて、ドキュメンテーションに組み込み、子どもの育ちを保護者と職員で共有する。
- ・ 養護と教育を一体的に行い、すべての年齢が「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」につながっていることを考慮しながら、子どもの実態に即した計画、実践に取り組む。
- ・ 園での取り組みや保育についての考えを保護者、地域に理解されるよう視認化し、発信していく。
- ・ 国立北地域 4 園の日常的な交流を図る。

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

*職員会議は毎月下旬に予定。

月	日	時	会議名
4	1	13 : 45	職員会議
4	26	13 : 45	職員会議
5	26	13 : 45	職員会議
6	23	13 : 45	職員会議
7	27	13 : 45	職員会議
8	30	13 : 45	職員会議
9	27	13 : 45	職員会議
10	27	13 : 45	職員会議
11	24	13 : 45	職員会議
12	20	13 : 45	職員会議
1	25	13 : 45	職員会議
2	21	13 : 45	職員会議
3	23	13 : 45	職員会議
随時			幹部会議
月 1 回		13 : 45	リーダー会議
月 1 回		13 : 30	フロアー会議 (乳児・幼児)
月 1 回		13 : 45	ワーク
月 1 回		13 : 00	食育会議

※その他、必要な会議は随時行う。

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時間	行事名
4	1	9:30～	入園・はじめましてのお話（個別）
	1	クラスごと	進級のお話
5	未定	午前	1,2,3 歳児懇談会
	24		4,5 歳児春の遠足
6	3	16:00	引き渡し訓練
	未定	午前	4,5 歳児懇談会
7	8	10:00	青組わくわくデー
8	未定	16:00	ふれ愛まつり
9	個別	随時	5 歳児個人面談
10	8	9:00	3,4,5 歳児ふれあい運動会
	未定		3,4,5 歳児秋の遠足
11	5	9:00	1,2 歳児ふれあいデー
12	10	9:00	3,4,5 歳児おたのしみ会
	22	クラスごと	クリスマス会
	26	10:00	もちつき
1	6	クラスごと	新年あそびの会
	個別	随時	5 歳児個人面談
	未定	午後	1,2,3 歳児懇談会
2	3	クラスごと	豆まき
	未定	午前	4,5 歳児懇談会
	下旬	随時	新入園児個別面接
3	3	クラスごと	ひなまつり
	未定		青組お別れ遠足
	11	10:00	第 64 回卒園式
	16	未定	青組を送る会

毎月の行事

避難訓練（火災・地震）消火訓練
身体測定、個別誕生日会

随時

保育参加・参観、個人面談
体育指導 毎週金曜日
リトミック（コロナ解除後予定）

不定期

食育活動、保健指導
地域交流

春：交通安全教室

不審者侵入避難訓練 年 2 回

全園児健診 年 2 回

歯科検診 年 1 回

⑤年間の園内研修、モデル園としての取組（法人研修を除く）等は以下のとおりとする。

月	日	参加者	研修名
4	1	全職員	法人理念・方針・保育について・人権・虐待・ハラスメントについて
4	中旬	新入職員	各種書類・指導計画について
6		全職員	救命救急講習
適宜		全職員	嘔吐処理
随時		全職員	参加した外部研修

		の内容周知（園内研修）		
※その他、外部研修の参加者による園内研修を随時開催予定 ⑥安全管理対策 不審者対策 ■園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。 ■園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。 ■園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的実施する。 災害対策 ■園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。 ■園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。 □地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。 ■発災時を想定し、児童、職員が最低 3 日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。 ■園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・広域避難場所までの避難経路確認と周知徹底 ・救命講習への参加と救命技能認定を受けることを推進 ・3,4,5 歳児園児を対象に交通安全教室を開催する。 ・災害時備蓄用品チェックリストを作成し点検を行う。 ・毎月、園内の安全点検を行い職員間で共有する。 ⑦個人情報管理 ■個人情報保護マニュアルを整備、運用する。 ■プライバシーポリシーを公表する。 ■個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・新入園児面接で個人情報の取り扱いについて説明をし、年度当初、保護者から書面で個人情報の承諾書をいただく。 ・新卒採用職員には、法人研修を実施し具体的に説明を行っていく。 ・職員会議等での周知及び、園内研修の実施。 ⑧ハラスメント防止措置 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。 ■セクシャルハラスメント、パワーハラス				

メント防止のために定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・ハラスメント防止マニュアルを活用する。 ・職員面談を行い、早期発見に繋げる。 ・新卒採用職員には、メンター制度を活用して早期発見に努める。 ⑨職員育成 ■職員の個人目標管理制度を活用する。 ■職員の自己申告制度を活用する。 ■職種別習熟度指標を活用する。 ・自己申告書、OJT 目標・成果シート、職員個人面談を活用して職員育成を図る。 ■メンター制度を導入 ■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。 ■法人主催研修(交換研修含む)に職員を積極的に参加させる。 ■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・外部研修参加者による園内研修を実施し、園全体で共有化を図る。 ・OJT を実施する。 ・市主催の研修に職員を積極的に参加させる。 ・処遇改善Ⅱにともない保育士等キャリアアップ研修に参加し、専門性を高め、役割を担う能力を身につける乳児保育、必要な知識及び技能を習得し、スキルアップに繋げていく。 ・休憩時間を設定し積極的に取得する。 ⑩施設保全・什器備品整備 ■施設点検マニュアルを整備、運用する。 ■業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。 ■施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。 ■什器備品類に関して、以下の補修、修繕、交換、リース契約更新、新規購入を実施する		
--	--	--

時期	内容	概算金額		
毎月	保育業務支援システム利用料	570,000 円		
毎月	廃棄物収集処理	468,000 円		
4 月	リコージャパン	200,000 円		
設置後毎月	自家用電気工作物法定点検	99,000 円		
4 月	園児用食器、調理器具など	100,000 円		
年 1 回	建築設備定期検査	60,500 円		
年 4 回	グリストラップ清掃、厨房清掃	300,000 円		
	わんぱくランチ年間保守契約料	32,000 円		
⑪利用者意向把握 ■外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。 □外部評価機関による利用者アンケートを実施する。 ■利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。 ■園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。 ・行事後に保護者アンケートを実施する。 ・年齢別懇談会前にアンケートを実施し、懇談会にて対応。 ・保護者面談前にアンケートを実施する。 ⑫苦情解決制度 ■苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。 ■利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ■地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ■園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・入園説明時や園だより等に第三者委員の方の利用方法を説明し、周知を図る。 ・苦情内容について原因、解決方法を検討し、『苦情対応』用紙に記録して周知すると共に再発防止に取り組む。 ・玄関にアンケートボックスを設置し頂いた保護者の意見には早期解決を図っていく。 ・玄関に苦情受付から解決までの流れを掲示する。				

⑬虐待防止・早期発見 ■虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。 ■子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。 ⑭外部機関との連携 ■地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。 ■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。 ■地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。 ・国立第四小学校、国立第八小学校等の 展覧会、発表会を5歳児が見学したり、 1年生との交流を行ったりしていく。 ・北学童保育所を訪問 ・国立第四小学校の体育館を借りてふ れあい運動会を実施する。 ■地域内の認可外保育施設との連携を図る。 ⑮法人内施設との連携 ■会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託する。 ■法人内の他園との交流、連携を図る。 ・北保育園、きたひだまり保育園、国 立ひまわり保育園と日常保育の中で 交流を実施する。		
--	--	--

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
保育課程について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■保育課程の見直しをおこなう。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 □0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 ■アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 □0歳児 ■1歳児 ■2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 ■しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 □0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 ・毎月のワークでその月の保育内容や子どもの育ちを園全体で周知及び意見交換を行い、子どもの自主性を引き出す保育に取り組んでいく。 ・専任講師による体育指導、感染状況によりリトミックの実施。 ・北保育園・きたひだまり保育園 国立ひまわり保育園との交流を進め、児童・保育士との交流を深めていく。 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。		評価 5 4 3 2 1
		理由

・年齢別保育マニュアル ・鍵開け当番マニュアル ・特早・早番マニュアル ・遅番マニュアル ・鍵閉めマニュアル ・防災マニュアル ・不審者対応マニュアル ・火災・地震対応マニュアル ・午睡マニュアル ・園外保育マニュアル ・土曜保育マニュアル ・プール遊びマニュアル ・プール掃除マニュアル ・虐待防止マニュアル ・危機管理マニュアル ・感染症予防マニュアル ・事故、怪我対応マニュアル ・除去食対応マニュアル ・誤食マニュアル ・オムツ交換マニュアル ・おやつマニュアル ・掃除マニュアル ・乳児マニュアル ・汚物処理マニュアル		
⑦園独自の保育内容を実施する。 ■定期的な体育指導を実施する。 ■定期的なリトミック指導を実施する。 □定期的な学習指導を実施する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する ・人的環境、物的環境を整え、子どもの自主性を引き出す保育を実践し、じっくり遊びこめる環境を整える。取り組みやその評価、悩みの共有、各プロジェクトの取り組みを共有 ・保育所保育指針の幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿について職員で共有し認識を深めていく。 ・小学校との連携を図る。 ・学童保育所交流活動を実施する。 ・地域子育て交流活動を実施する。 ・地域交流活動を実施する。		

⑧通常日の保育時程は以下のとおりする。

	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
7:15	保育時間	保育時間	保育時間	保育時間	保育時間
8	自由あそび	自由あそび	自由あそび	自由あそび	自由あそび
9	おやつ	おやつ	遊び	遊び	遊び
10	遊び	遊び			
11	食事	食事	食事	食事	食事
12	午睡				
13		午睡	午睡	午睡	午睡
14					
15	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
16	自由遊び・順次降園				
17					
18:15	延長保育				
19:15	保育終了				

⑨保護者との情報交換

日々の情報や緊急ではない情報

■全年齢において連絡帳を交換している。

□0 歳、1 歳、2 歳児のみ連絡帳を交換している。

- ・1,2 歳児は保育支援システムの連絡帳機能を活用していく。
- ・3,4,5 歳児は連絡ノートを使用し個別に対応していく。

■クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。

■ホームページに掲示している。

■月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。

個別緊急時の情報

■個別メール送信システムを活用している。

■電話を活用している。

全体緊急時の情報

■一斉メール送信システムを活用している。

■必要に応じてホームページに掲示している。

□電話を活用している。

■園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。

・保護者懇談会 ・保育参観 ・個人面談、年間を通して受け入れる。 ・毎月緊急メールとして、テストメールを実施する。 ⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。 ☐産休明け保育 ☐0歳児の延長保育 ☐2時間以上延長保育 ☐3時間以上延長保育 ☐病児・病後児保育 ☐休日保育 ☒4時間未満一時預かり事業 ☒4時間以上一時預かり事業 ☒しょうがい児保育(特児) ☒しょうがい児保育(その他) ☒アレルギー児対応 ☐夜間保育 ☒育児困難家庭への支援 ☐外国人児童受入れ ☐年末年始保育 ☒小中高生の育児体験受入れ ☒保育所体験 ☐出産を迎える親の体験学習 ☒保育拠点活動支援 ⑪法人内プロジェクトへの参加 ☒主任会議に参加する。 ☒副園長会議に参加する。 ☒給食担当学会議に参加する。 ☒保健担当学会議に参加する。 ☒法人内プロジェクトで決定した事項について、園内において実施する。		
--	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。		評価理由 5 4 3 2 1

■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ☐離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 ■献立は法人共通献立を使用する。 ■食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・ 日常保育の中での食育を実施する。 ・ 法人統一献立、レシピを使用し給食業務を実施する。 ・ 栄養士による食事観察を定期的に実施する。 ・ 野菜栽培活動で収穫した食材を調理して提供する。 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 <法人統一> ・ 危機管理マニュアル（火災） ・ アレルギーマニュアル ・ 栄養士業務マニュアル ・ 衛生管理マニュアル ・ 行事食マニュアル ・ 補食準備マニュアル ・ 調理室作業工程マニュアル ・ 保護者への配布物、展示物マニュアル ・ 誤食マニュアル ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・ 食育活動 各クラスの発達や興味に合った内容を担任と決め食育活動を実施する。 ・ 季節に合わせた食材などを使った食育活動とする。		
---	--	--

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・月1回の保健だよりの発行 ・感染症発症時の掲示、保護者への周知及び感染症拡大防止に努める。 ・コロナ禍における感染症対策の実施と周知 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 ・1才児午睡時のブレスチェックを実施する。 ・園内事故簿を回覧し、危険個所の周知を図る。 ・以下の職員研修の実施 救命救急講習 水遊び時の注意事項研修 感染症予防研修 エピペン園内研修 嘔吐、下痢処理研修 ・安全配慮表を毎月チェックし項目の見直しを図る。 ・事故報告書の活用と周知 ・SIDI 予防に向けて、1歳児の新入園児に乳幼児体動モニターを使用する。 ③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ・乳児・幼児クラスで休憩時間のローテーションを作成し、保育室から出て各自休憩時間の確保をしていく。又、問題解決は全職員で意見を出して解決し、休憩をとることに取り組んでいく。		評価 5 4 3 2 1 理由

令和 4 年度 国立保育園一時預かり事業

事業計画書

〔事業の目的〕

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として月曜日から金曜日の昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

〔施設事業の運営〕

1. 入所児童定員数 1 日 10 名
2. 開園日 月曜日から金曜日、但し土、日、祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日は休園
3. 保育時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分
4. 受け入れ年齢 満 1 歳以上の未就学児
5. 料金

国立市民	0 歳児	4 時間以内	午前	2,440 円	1 日	4,540 円
	1 歳児	4 時間以内	午前	1,940 円	1 日	3,540 円
	2 歳児以上	4 時間以内	午前	1,440 円	1 日	2,540 円
	*おやつ・食事代 340 円を含む					
国立市外	0 歳児	4 時間以内	午前	4,600 円	1 日	8,860 円
	1 歳児	4 時間以内	午前	4,100 円	1 日	7,860 円
	2 歳児以上	4 時間以内	午前	3,600 円	1 日	6,860 円
	*おやつ・食事代 340 円を含む					
6. 利用前面接 面接は電話予約で日時を決め、利用前に面接を行う。
必要に応じ、看護師及び栄養士による面接を行う場合もある。
7. 予約方法 ID とパスワードを用いて予約システムを利用する。
キャンセル時も同様とする。また、利用者の利便性を考慮し
電話対応も行なう。
8. 職員 専任常勤保育士 1 名(有資格者)、専任非常勤保育士 1 名(有資格者)、通常保
育との兼任常勤保育士 14 名(有資格者)が、最低基準第 33 条第 2 項に基づき、

受け入れ人数に応じて対応する。

9. 虐待などへの対応

担当の保育士は常時、保護者との信頼関係を保つよう努力する。これにより保護者は小さなことでも保育士に相談し、虐待予防につながると同時に虐待の疑いがある場合も話し合いの場が作れることがある。虐待の疑いのある子どもの早期発見に努め、子どもやその家庭などに対する適切な対応を行う。虐待の疑いのある子どもを発見した場合は、一時預かり事業担当職員のみならず、園全体で情報を共有すると共に、必要に応じ関係機関（国立市役所、国立市子ども家庭支援センター、国立市保健センター、立川児童相談所等）との連携を図り対応する。

10. 食事・栄養管理

乳幼児期の食事は、その生命を保持し発育を保証する栄養源であるばかりでなく、その人間の一生の食生活のあり方にも大きな影響を与えるため、栄養管理を充実させる。衛生管理については多摩立川保健所の指導に基づき徹底を図る。また、新鮮で安全な食材を基本とした食事を提供するとともに、アレルギー食についても極力対応する。

11. 安全管理対策

担当保育士は、乳幼児の生命を危険から守ることを第一の目的とする。そのため、玄関の施錠状況などを保護者に知らせ、理解を求める。保育室内においては、転倒の可能性のある什器備品等については、転倒防止措置を講ずる。また、併設園（国立保育園）のスケジュールに準じて、防災訓練、防犯訓練等も実施する。なお、いっとき避難場所は国立市立国立第四小学校とする。

12. 職員研修

一時預かり事業に携わる可能性のある保育士には、必要な能力を身につけさせるための研修を実施する。

13. 保護者との連携

連絡ノートを用い、保育時間中の様子やひとりひとりの健康状態等を保護者に知らせるとともに、一時預かり事業であっても、子どもを中心にした保護者とのコミュニケーションが積極的に図れるよう努める。

14. 家庭的保育事業者との連携

連携先事業者が休暇取得等により事業を実施できない場合は、事前申し出により受け入れを行なう。

15. 要望・苦情・トラブル対応

併設園と同様に対応する。苦情受付担当者は主任、苦情解決責任者は園長、苦

情解決第三者委員を設置する。

16. 個人情報保護

個人情報保護法および当法人の個人情報管理規程に基づき取り扱う。

17. 第三者評価

併設園が東京都福祉サービス第三者評価を受審した場合、結果を分析し保育の質の向上に努める。

[施設事業管理]

18. 事務関係

現金出納事務については、法人の経理規程に基づき出納職員がおこなう。会計事務、管理事務については、日常最低限の業務以外は法人本部事務局に移管する。

予約については、インターネットを利用しオンライン予約を主とするが、併せて電話での対応も行う。キャンセルについても同様とする。

日々の保育状況については業務日誌を用い、園長又は副園長が業務の確認を行う。

19. 設備・備品関係

園児の処遇で安全上・保育上必要と認められる設備・備品は予算と合わせて検討し、設置または購入する。

20. 財政運営

財政運営は予算に基づき、効率的かつ健全な運営に努める。毎年4月1日から3月31日を会計年度と定める。

以上

令和4年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名	北保育園		施設住所	東京都国立市北 3-1-1										
開設年月日	平成 10 年 4 月 1 日		運営形態	☐ 公設民営認可・ ☒ 民設民営認可・ ☐ 小規模保育所										
土地建物所有権	☐ 土地 ☐ 建物		土地建物賃借料	土地・建物 11,575,965 円/年										
敷地面積	2144.64 m ²		建物延床面積	732.15 m ²										
開園日	月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と 12 月 29 日から 1 月 3 日は休園とする。							開園時間	午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分とする。但し保育標準時間認定の場合は午後 6 時 15 分から午後 7 時 15 分まで、保育短時間認定の場合は午前 7 時 15 分から 8 時 30 分までと午後 4 時 30 分から午後 7 時 15 分までを延長保育時間とし、詳細は延長規程にて定める。					
保育料	所在自治体の定めにより収納する。													
定員数、入所数、面積	年次	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	内しよ うがい 児	内アレ ルギー 児	内アテ ラフィ ン 児		一時	病後児
	定員	6	15	16	17	18	18	90						
	入所	6	15	16	17	15	19	88	2	10	2			
	保育面積	45.88	53.78	36.63	45.19	123.85		305.33						
担当職務と職員名	施設長	山本 菜穂子		☒ 会計責任者 ☒ 防火管理者 ☒ 予算管理者 ☒ 固定資産管理者 ☒ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副施設長	川畑孝久		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副施設長			☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	主任保育士	石母田 瞳		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☒ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☒ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副主任保育士	相良 紫野		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☒ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副主任保育士			☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副主任保育士			☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	看護職責任者	清水 鏡		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☒ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	給食職責任者	椎名 幸子		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☒ 食品衛生推進者 ☒ 食品発注担当者										
嘱託医(園医)	浅倉禮治		住所 国立市中 1-16-25 く にたち南口診療所 電話 042-577-8953											
職員数		正規	正規短時間		嘱託		フル非常勤		パート非常勤					
	保育職	13	2				1(無資格)		5 1(無資格)					
	看護職	1												
	給食職	2	1						1					
	用務職								5					
	事務職								1					
苦情解決第三者委員		中原 修				坪坂 聖子								
今年度変更事項 施設長 松崎郁子から山本菜穂子に変更														

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由								
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 地域の人材を活用し、地域において保育園内外での交流をとおして様々な経験をしていく。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども (健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども (人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども (自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、保育課程、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・「指示語・否定語・禁止語・命令語を使わない保育」「子どもに相談する保育」の実践に取り組み、「子どもの自主性を引き出す保育」を目指していく。 ・定期的にグループワークを行い、物的環境・人的環境の充実を図る。 ・行事への取り組みや、日常の保育において、ドキュメンテーション化し、保護者と共有していく。 ・養護と教育を一体的に行う場として「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を子どもの発達と照らし合わせ、日々の保育を実践していく。 ・幼保小連携事業として、国立市立第八小学校、ふたば幼稚園、小百合幼稚園と連携を図る。 ・国立北地域4園の日常的な交流を図る。 ・専任講師による専科指導を実施する。 ③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。 <table><tr><td>月</td><td>日</td><td>時</td><td>会議名</td></tr><tr><td>4</td><td>1</td><td>13時30分</td><td>職員会議</td></tr></table>	月	日	時	会議名	4	1	13時30分	職員会議		評価 5 4 3 2 1 理由
月	日	時	会議名							
4	1	13時30分	職員会議							

4	26	13時30分	職員会議
5	24	13時30分	職員会議
6	28	13時30分	職員会議
7	22	13時30分	職員会議
8	30	13時30分	職員会議
9	22	13時30分	職員会議
9	30	13時30分	予行練習反省会
10	28	13時30分	職員会議
11	25	13時30分	予行練習反省会
11	29	13時30分	職員会議
12	23	13時30分	職員会議
1	27	13時30分	職員会議
2	3	13時30分	次年度行事話し合い
2	28	13時30分	職員会議
3	23	13時30分	職員会議

- *毎月ケース会議を開き、配慮児担当職員で話し合いを行う。
- *毎月リーダー会議、フロアー会議、食育会議を行う。
- *必要に応じて、グループワークを実施する。

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4	1	9時30分～	進級式 入園式
5	14	午前	保護者懇談会
7	1		プール開き
	15		5歳児クラス 夏のイベント
9	2	16時～	災害時引き渡し 訓練
	9		プール納め
10	8	午前	親子ふれあいデー
11	12	10時00分	ひなぎくデー
		10時30分	すみれデー
	19	10時00分	たんぽぽデー
12	3	午前	お楽しみ会
	23	午前	もちつき会
	27	10時	クリスマス会
1	10	10時	新年を祝う会
2	3	10時	豆まき会
	25	午前	保護者懇談会
3	3	10時	ひなまつり会
	22	10時	卒園を祝う会
	25	午後	卒園式

*毎月行事

上旬：避難訓練

身体測定

下旬：0歳児健診

誕生を祝う会：一人ひとりの誕生日に実施

保育参観・参加 6月

*専任講師による指導行事

幼児体育指導（週1回）

幼児リトミック、幼児えいご遊びは感染症の状況を見て行っていく。

*不定期：調理保育、衛生指導、

地域・世代間交流
 ＊遠足 5月（4歳児・5歳児）
 10月（4才児・5歳児）
 ＊3歳児は遠足ごっこ
 ＊防犯訓練（年2回）
 ＊交通安全教室：春
 ＊全園児健康診断 4月、10月
 ＊個人面談
 5歳児 9/10～9/16
 0歳児 9/17～9/22
 1歳児 9/24～9/29
 2歳児 10/11～10/15
 3歳児 10/17～10/22
 4歳児 10/24～10/29
 ＊5歳児 お別れ遠足 3月

⑤年間の園内研修、モデル園としての取組
 （法人研修を除く）等は以下のとおりとする。

月	日	参加者	研修名
4	1～9	全職員	保健・衛生 ・母乳取り扱いについて ・SIDS予防 ・嘔吐物処理おむつ交換指導 ・エビペン使用研修 ・配慮の必要な園児への対応周知 ・虐待対応 ・個人情報保護
6	未定	全職員	応急救命講習 （災害医療センター・立川消防署）
		全職員	プール衛生管理指導
年2回		全職員	消火訓練 （千代田防災）
随時		全職員	参加した外部研修の内容周知（園内研修） 「気になる子」へのサポート研修 キャリアアップ研修

⑥安全管理対策

不審者対策

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。
- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低3日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・災害時対応マニュアルの周知
- ・訓練時における園児への具体的な指導をする。
- ・年2回防犯訓練及び通報訓練を実施
- ・毎月 無線通信訓練の実施（市役所）
- ・危険箇所の周知（5月）

⑦個人情報管理

- 個人情報保護マニュアルを整備、運用する。
- プライバシーポリシーを公表する。
- 個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。
- 園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・園の細則の周知
- ・職員会議で個人情報の取り扱いについて研修を行い周知していく。

⑧ハラスメント防止措置

- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。
- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。
- 園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・職員心得の配布
- ・指導職、園長との面談をとおして、相談できる環境を作る。
- ・管理職、指導職、リーダー層のハラスメント防止研修への参加

⑨職員育成

- 職員の個人目標管理制度を活用する。
- 職員の自己申告制度を活用する。
- 職種別習熟度指標を活用する。
- メンター制度を導入。
- 個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。
- 法人主催研修に職員を積極的に参加させる。
- 園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・保育書類の記載について、随時全体及び個別に指導をしていく。
- ・定期的に、指導職による習熟度指標にもとづいた指導を実施

- ・法人主催の研修をはじめ、経験年数や担当クラスに応じたキャリアアップ研修に積極的に参加する。
- ・ドキュメンテーションに取り組み、お互いに気づき学び合う。
- ・「障がい児保育」について、非常勤保育士も積極的に研修に参加し、理解を深めていく。
- ・保育支援システムを使用し、日常の業務削減に取り組む。

⑩施設保全・什器備品整備

- 施設点検マニュアルを整備、運用する。
- 業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。
- 什器備品類に関して、以下の補修、修繕、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。

時期	内容	概算金額
4月	777、サーバーリース契約更新	553,764
4月	わんぱくランチ更新契約	32,000
4月	給食室吸排気設備清掃	108,000
4月	アルソック更新契約	120,000
4月	千代田防災更新契約	93,960
9月	通信機器換更新契約	130,000
5月	厨房床塗装	700,000
未定	室内音響機器の購入	300,000
	光回線への移行作業	

⑪利用者意向把握

- 外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。
- 評価機関による利用者アンケートを実施する。
- 利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。
- 園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。

- ・玄関に意見箱を設置し、利用者の意見は随時受け付け、その都度対応していく。
- ・行事後は、保護者へのアンケートを実施し意見を聴く機会を設ける。
- ・運営員会を開き、利用者との意見交換の場を持つ。

⑫苦情解決制度

- 苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。
- 利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。
- 地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。
- 園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・新入児面接時及び、進級時に苦情受付の仕組みを書面にて保護者に配布し周知していく。
- ・保護者参加の行事に苦情受付第三者委

員の方にご参加いただき紹介する。

- ・ 玄関に、苦情受付から解決までの流れを掲示する。

⑬虐待防止・早期発見

- 虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。
- 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。

- ・虐待防止マニュアルを使用して、園内研修を行う。
- ・育児支援の必要な家庭に関して、子ども家庭支援センターと定期的に連絡を取って支援にあたる。

⑭外部機関との連携

- 地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。
- 地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。
- 地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。
- 地域内の認可外保育施設との連携を図る。

- ・感染症の情報は、園医及び保健所と情報交換をしていく。
- ・国立市立国立第8小学校と定期的な職員交流を実施し連携を図る。
- ・公開行事等を保育士が観覧し、卒園後の子どもの様子の把握に努める。
- ・北学童保育所、西学童保育所訪問及び、情報交換を図る。

⑮法人内施設との連携

- 会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託する。
- 法人内の他園との交流、連携を図る。

- ・北地域4園で綿密に情報交換を行い園運営に努めていく。
- ・園児、保育士が北地域4園との日常的な交流をはかる。
- ・看護師、栄養士も情報交換を図りながら情報誌の作成に取り組む。
- ・休日保育、空き時間保育の事業に希望職員が従事していく。

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①全体的な計画について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■全体的な計画の見直しをおこなう。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 ■アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ・エビペン持参児の保育計画は全職員で周知していく。 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 ■しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 ・地域交流活動の計画策定をする。 ・菜園活動の年間計画を策定する。 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・年齢別保育関連マニュアル ・乳児保育マニュアル ・園外保育マニュアル ・散歩マニュアル ・プール遊びマニュアル		評価 5 4 3 2 1 理由

- ・防災マニュアル
- ・アレルギー対応マニュアル
- ・保健マニュアル
- ・虐待対応マニュアル

- ⑦園独自の保育内容を実施する。
- 定期的な体育指導を実施する。
 - 定期的な音楽指導を実施する。
 - 定期的なえいご遊びを実施する。
 - 園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する

- ・地域交流として、自治会と花壇の植栽
- ・地域なつまつりの参加
- ・高齢者施設との交流
- ・専任講師による指導の実施

- ⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
7 : 15	保育開始 視診 等					
9 : 00	室内遊び 外気浴	室内遊び	室内遊び 戸外遊び			
9 : 15	排泄	おやつ 遊び・活動	朝の集まり 課題を持った 活動、遊び			
9 : 45	おむつ交換 睡眠					
10:00	離乳食 おやつ					
11:10	室内遊び 戸外遊び 散歩	昼食		昼食		
11:30	睡眠 目覚め 検温 おむつ交換	午睡準備 絵本紙芝居の読み聞かせ				
12:15		午睡				
13:00				午睡準備 絵本、紙芝居の読み聞かせ		
14:00	離乳食 おむつ交換 遊び 睡眠			午睡		
15:00	目覚め おやつ 降園準備 自由あそび					
16:00	順次降園					
18:15		延長保育				
19:15		保育終了				

⑨保護者との情報交換

日々の情報や緊急ではない情報

☐全年齢において連絡帳を交換している。

■0 歳、1 歳、2 歳児のみ連絡帳を交換している。

・乳児クラスの連絡帳は ICT 化を図り保育支援システムを活用していく。 ・幼児クラスは、連絡ノートを使用し個別に対応をしていく。 ■クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。 ■ホームページに掲示している。 ■月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。 個別緊急時の情報 ■個別メール送信システムを活用している。 ■電話を活用している。 全体緊急時の情報 ■一斉メール送信システムを活用している。 ■必要に応じてホームページに掲示している。 □電話を活用している。 ■園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。 ・一斉メールを用いて月次の通信訓練を実施する。		
⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。 ■産休明け保育 □0 歳児の延長保育 □2 時間以上延長保育 □3 時間以上延長保育 □病児・病後児保育 □休日保育 □4 時間未満一時預かり事業 □4 時間以上一時預かり事業 □しょうがい児保育(特児) ■しょうがい児保育(その他) ■アレルギー児対応 □夜間保育 ■育児困難家庭への支援 ■外国人児童受入れ □年末年始保育 ■小中高生の育児体験受入れ ■保育所体験 □出産を迎える親の体験学習 ■保育拠点活動支援 ⑪法人内プロジェクトへの参加 ■主任会議に参加する。 ■給食担当者会議に参加する。		

■保健担当者会議に参加する。 ■法人内プロジェクトで決定した事項について、園内において実施する。		
--	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 ■献立は法人共通献立を使用する。 ■食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・サンプル展示の掲示 ・ホームページを積極的活用する。 ・「食育だより」は北地域4園で月ごとに担当制で作成していく。 ・保護者からのリクエストに応じて、給食レシピを作成し配布している。 ・5月 11月 1月 3月に、調理及び調乳担当者はノロ検査を受検 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・法人統一衛生管理マニュアルを使用する。 ・法人統一献立、レシピを使用し給食業務実施する。 ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。		評価 5 4 3 2 1 理由

■年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・野菜を栽培し、収穫したもので調理保育を行う。		
---	--	--

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・応急救命講習を実施する。 ・嘔吐処理研修等の園内研修を実施する。 ・感染症予防の園内研修を実施する。 ・エビペン使用の研修を実施する。 ・年齢に応じた、衛生指導を実施する。 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 ・園内外の危険箇所確認およびハザードマップを作成し、活用をする。 ・事故報告書の活用をする。 ・SIDS 予防に向けて、午睡チェックだけでなく、乳幼児体動モニターを使用する。 ・毎月「安全確認チェック表」を用いて、遊具及び園舎内の安全点検を実施する。 ③職員の健康管理		評価 5 4 3 2 1 理由

■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ・感染症予防に努め、毎朝の体温及び体調確認を実施する。 ・業務削減に取り組み、ノンコンタクトタイムの充実に努め、休憩時間の確保を図る。 ・ストレスチェックを実施 ・季節性インフルエンザワクチン接種を園医に来ていただき自園で実施 ・看護師が、健康診断の結果による相談に応じていく。		
---	--	--

令和 4 年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名		きたひだまり保育園				施設住所		東京都国立市北 3-42-1							
開設年月日		平成 28 年 4 月 1 日				運営形態		□公設民営認可・■民設民営認可・□小規模保育所							
土地建物所有権		□土地 □建物				土地建物賃借料		土地・建物 22,080,000 円/年							
敷地面積		1,178 ㎡						建物延床面積		599.32 ㎡					
開園日		月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と 12 月 29 日から 1 月 3 日は休園とする。						開園時間		午前 7 時 15 分から午後 7 時 15 分とする。但し保育標準時間認定の場合は午後 6 時 15 分から 7 時 30 分まで、保育短時間認定の場合は午前 7 時 15 分から 8 時 30 分までと午後 4 時 30 分から 7 時 15 分までを延長保育時間とし、詳細は別に定める。					
保育料		所在自治体の定めにより収納する。													
定員数、入所数、面積		年次	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	内しょうがい児	内アレルギー児	内アトピー性皮膚炎児		一時	病後児
		定員	6	10	11	11	11	11	60						
		入所	6	10	20	12	10		58	4	5	0			
		保育面積	51.18	34.58	78.71	35.77	51.18		251.42						
担当職務と職員名	施設長	大石雅一			■会計責任者 ■防火管理者 ■予算管理者 ■固定資産管理者 ■苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	副施設長				□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	副施設長				□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	主任保育士	小田亜紀			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	副主任保育士	高木てるみ			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	副主任保育士	日浦陽子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	看護職責任者	山本加奈子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	看護職責任者	高倉文			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者										
	給食職責任者	本谷友里			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 ■食品衛生推進者 ■食品発注担当者										
	嘱託医 (園医)	浅倉礼治			住所 国立市中 1-16-25 く にたち南口診療所 電話 042-577-8953										
職員数		正規			正規短時間			嘱託			フル非常勤			パート非常勤	
	保育職	9			3									8(無資格 1)	
	看護職	1			1										
	給食職	1			1									3	
	用務職													3	
	事務職													1	
苦情解決第三者委員		中原修			坪坂聖子										

今年度変更事項

令和4年度は、進級児のみの受け入れのため、今年度は5歳児の在籍は無し。令和4年度定員総数は変更せず、クラス定員変更を行う。0歳児6名、1歳児10名、2歳児11名、3歳児11名、4歳児11名、5歳児11名、合計60名。

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・「子どもの自主性を引き出す保育」「子どもと相談する保育」の実践に積極的に取り組む。 全職員で周知し取り組んでいく。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども(健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども(人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども(自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、全体的計画、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・「子どもの自主性を引き出す保育」「子どもと相談する保育」を踏まえ、子どもの発達に沿った保育を積極的に実践する。 ・新保育所保育指針に沿った保育の実践では、幼児期に向けた「10の姿」にどのような保育でつなげていくのかを、グループワークをしていく。 ・園の取り組みが、保護者にも理解され浸透していくように努める。		評価 5 4 3 2 1 理由

- ・日々の保育が、新保育所保育指針に沿った保育内容であるか、グループワークでの確認をする。
- ・定期的にグループワークを行ない、人的環境・物的環境を整える。
- ・国立四園にて、日常的に交流する。新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策を十分に行う。

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

月	日	時	会議名
4	1	13:30	職員会議(定例) 運営方針確認
4	28	13:30	職員会議(定例)
5	26	13:30	職員会議(定例)
6	23	13:30	職員会議(定例)
7	21	13:30	職員会議(定例)
8	25	13:30	職員会議(定例)
9	22	13:30	職員会議(定例)
10	20	13:30	職員会議(定例)
11	24	13:30	職員会議(定例)
12	22	13:30	職員会議(定例)
1	26	13:30	職員会議(定例)
2	16	13:30	職員会議(定例)
3	23	13:30	職員会議(定例)

職員会議は、毎月1回月末予定
 ※毎月配慮の必要な児童について、担当職員、担任、指導職、看護師、園長でカンファレンスを行う。
 ※毎月、リーダーミーティング、食育会議、乳児ミーティング、幼児ミーティングを行う。
 ※離乳食会議は、対象児童がいる場合は毎月2回行う。
 ※行事後はふりかえりを行う。
 ※その他必要に応じて会議、ミーティングを行う。

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4	1	9:30 10:00 10:30	入園のお祝い会
5	14	未定	保護者会 クラス懇談会
6	1~30		保育参観
8	未	16	ふれ愛なつまつり
9	2	16	災害時園児引渡し訓練
9	5~9		1歳児個人面談
9	12~30		2歳児個人面談
10	3~7		0歳児個人面談
10	22	未	ふれあいデー 3歳児 4歳児

10	未	未	秋の遠足 3歳児 4歳児																																				
11	7～11		3歳児個人面談																																				
11	14～18		4歳児個人面談																																				
11	19	未	わくわくデー 0歳児 1歳児 2歳児																																				
12	17	未	おたのしみ会 3歳児 4歳児																																				
12	23	10	クリスマス会																																				
2	3	10	節分																																				
2	25	未	保護者会 クラス懇談会																																				
3	3	10	ひなまつり																																				
3	17	10	おおきくなったね会																																				
毎月の行事 ・身体測定…月の中旬 ・避難訓練…月の下旬 ・0歳児健診…月の下旬 随時行う行事 お誕生会・保育参加・保育参観 国立保育園、北保育園、国立ひまわり 保育園との交流については、日々の 交流を主に実施する。 ※主な行事以外は適宜実施する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大予 防に配慮して行う。																																							
⑤年間の園内研修、モデル園としての の取組（法人研修を除く）等は以 下のとおりとする。 <table> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>参加者</th><th>研修名</th></tr> <tr> <td>4</td><td>初 旬</td><td>全職員</td><td>法人の理念・ 方針・保育の あり方・人 権・虐待・ハ ラスメント</td></tr> <tr> <td>4</td><td>上 旬</td><td>新入 職員</td><td>・嘔吐処理研修 ・手洗い研修 ・ヒヤリハット 研修 ・午睡チェック 方法研修 ・防災研修</td></tr> <tr> <td>4</td><td>中 旬</td><td>全職員</td><td>食物アレルギー 対応につい ての研修</td></tr> <tr> <td>4</td><td>中</td><td>全職員</td><td>急変対応シュ ミレーション 研修、AED</td></tr> <tr> <td>7</td><td>未 定</td><td>全職員</td><td>与薬に関する 研修</td></tr> <tr> <td>8</td><td>未 定</td><td>全職員</td><td>関係機関によ る消火訓練指 導</td></tr> <tr> <td>9</td><td>未 定</td><td>全職員</td><td>窒息事故シミ ュレーション 研修</td></tr> <tr> <td>2</td><td>未 定</td><td>全職員</td><td>関係機関によ る消火訓練指 導</td></tr> </table>				月	日	参加者	研修名	4	初 旬	全職員	法人の理念・ 方針・保育の あり方・人 権・虐待・ハ ラスメント	4	上 旬	新入 職員	・嘔吐処理研修 ・手洗い研修 ・ヒヤリハット 研修 ・午睡チェック 方法研修 ・防災研修	4	中 旬	全職員	食物アレルギー 対応につい ての研修	4	中	全職員	急変対応シュ ミレーション 研修、AED	7	未 定	全職員	与薬に関する 研修	8	未 定	全職員	関係機関によ る消火訓練指 導	9	未 定	全職員	窒息事故シミ ュレーション 研修	2	未 定	全職員	関係機関によ る消火訓練指 導
月	日	参加者	研修名																																				
4	初 旬	全職員	法人の理念・ 方針・保育の あり方・人 権・虐待・ハ ラスメント																																				
4	上 旬	新入 職員	・嘔吐処理研修 ・手洗い研修 ・ヒヤリハット 研修 ・午睡チェック 方法研修 ・防災研修																																				
4	中 旬	全職員	食物アレルギー 対応につい ての研修																																				
4	中	全職員	急変対応シュ ミレーション 研修、AED																																				
7	未 定	全職員	与薬に関する 研修																																				
8	未 定	全職員	関係機関によ る消火訓練指 導																																				
9	未 定	全職員	窒息事故シミ ュレーション 研修																																				
2	未 定	全職員	関係機関によ る消火訓練指 導																																				

適宜	新入職員	嘔吐処理研修
適宜	全職員	外部研修に参加後、内容により園内研修を実施

⑥安全管理対策

不審者対策

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。
- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的の実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低 3 日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・広域避難場所までの避難経路確認と周知徹底
- ・国立市役所による無線訓練の実施
- ・危険個所の周知
- ・救命講習に参加し救命技能認定を受けることを推進

⑦個人情報管理

- 個人情報保護マニュアルを整備、運用する。
- プライバシーポリシーを公表する。
- 個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。
- 園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・園の細則の周知
- ・職員会議で個人情報の取り扱いについて周知

⑧ハラスメント防止措置

- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。
- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期

的に職員研修をおこなう。
■園独自のハラスメント防止措置
 に関する取り組みとして、以下の
 事を実践する。

- ・資料によるハラスメント防止
マニュアルチェック
- ・会議において意識向上のため
の確認
- ・管理職、指導職、リーダー層の
ハラスメント防止研修への参
加

⑨職員育成

- 職員の個人目標管理制度を活用
する。**
- 職員の自己申告制度を活用する。**
- 職種別習熟度指標を活用する。**
- 個別参加研修計画を策定し、積極
的に参加させる。**
- 法人主催研修（交換研修含む）に
職員を積極的に参加させる。**
- 園独自の職員能力向上策に関す
る取り組みとして、以下の事を実
践する。**

- ・園長、指導職との個人面談にて
自己目標達成への進捗状況の
確認を実施する。
- ・法人研修、外部研修に積極的に
参加できる環境を作る。
- ・園内研修や得意分野での発表
と指導を行う。
- ・処遇改善Ⅱに伴い保育士等キ
ャリアアップ研修に積極的に
参加させ、計画的に職員のス
キルアップを図れるようにす
る。
- ・メンター制度にて新入職員の
サポートを実施する。
- ・各部署で、日常業務の見直しを
し、業務削減をおこなう。

⑩施設保全・什器備品整備

- 施設点検マニュアルを整備、運用
する。**
- 業務開始前および業務終了後の
園舎内の安全確認チェックを実
施する。**
- 施設保全に関して、以下の補修、
修繕、交換を実施する。**

時期	内容	概算金額
未定	学校 110 番機 械交換	209,000

- 什器備品類に関して、以下の補
修、修繕、交換、リース契約更新、
新規購入を実施する。**

時 期	内容	概算金額
未定	5 歳児受け 入れ準備	400,000

未定	トイレ工事	1200,000
未定	エアコン 掃除	100,000
未定	防災・防犯用品	200,000
適宜	食器補充	200,000
未定	調理室清掃	250,000
	保護者駐車場 5 台分	720,000
	保育業務システム・ホームページ	620,000
	わんぱくランチ 保守契約	32,000
	通信機器更新 契約	150,000
	レンタルモ ップ・マット	75,000
	消防設備保 守契約	95,000
	システム警 備料	310,000

⑪利用者意向把握

- 外部評価機関による利用者アンケートを実施する。
- 利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。
- 園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。

・定期的な保護者へのアンケート及びご意見箱の活用
・利用者アンケート結果について改善策を保護者に周知する。

⑫苦情解決制度

- 苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。
- 利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。
- 地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。
- 園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

・地域に向けて、適宜文書にて挨拶をする。
・保護者に向けて、積極的に保育参観や保育参加等の行事に参加を促し、保育内容への理解を得る。
・苦情解決制度の周知に努め、苦情解決第三者委員を行事にお招きし、保護者への周知に努める

⑬虐待防止・早期発見

- 虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。
- 子ども家庭支援センターや児童

相談所と連携を図る。 ⑭外部機関との連携 ■地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。 ■子ども家庭部子育て支援課子ども保健・発達支援係と細目に連携を図る。 ■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。 ■地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。 □地域内の認可外保育施設との連携を図る。 ・感染症の情報は、園医、保健所、国立市と情報交換を行う。 ⑮法人内施設との連携 ■会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託する。 ■法人内の他園との交流、連携を図る。 ・国立北地域4園で綿密に情報交換を行い園運営に努めていく。 ・国立北地域4園で、子ども、保育士が日常的な交流を図る。 ・保健・調理も担当者同士で情報交換を図る。情報誌の作成にも取り組む。 ・休日保育、空き時間保育の事業に希望職員が従事していく。		
--	--	--

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①全体的な計画について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■全体的な計画の見直しをおこなう。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 □5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 ■しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 □4歳児 □5歳児 ■しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 ・国立保育園、北保育園、国立ひまわり保育園と日々の交流をする。保護者にブログ・掲示にて情報を発信する。 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・園外保育マニュアル ・台風対策マニュアル ・大雨対策マニュアル ・乳児保健マニュアル ・防災管理マニュアル ・感染症マニュアル ・保健業務マニュアル ・国立保育会離乳食マニュアル ・給食衛生管理マニュアル		評価 5 4 3 2 1 理由

・食物アレルギー対応マニュアル ・個人情報マニュアル ・虐待対応マニュアル ・苦情処理対応マニュアル ・事故防止マニュアル ・防犯マニュアル																																																																			
⑦園独自の保育内容を実施する。 ■定期的な体育指導を実施する。 □定期的な音楽指導を実施する。 □定期的な学習指導を実施する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する ・近隣自治会、国立保育園、北保育園、国立ひまわり保育園との合同開催のなつまつり実施 ・プラチナジムとの交流を行う。 ・専任講師による指導の実施																																																																			
⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0 歳</th> <th>1 歳</th> <th>2 歳</th> <th>3 歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td colspan="4">7:15 保育開始 順次登園</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td colspan="4">8:30 からクラス別保育</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>あそび 睡眠</td> <td>あそび おやつ</td> <td>あそび おやつ</td> <td>集まり あそび</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>離乳食 授乳</td> <td>あそび</td> <td>あそび</td> <td>あそび 活動</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td rowspan="3">睡眠 あそび</td> <td>食事</td> <td>食事</td> <td>11:30 食事</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td rowspan="2">午睡</td> <td rowspan="2">午睡</td> <td rowspan="2">午睡</td> </tr> <tr> <td>13</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>離乳食 授乳</td> <td>随時 目覚め</td> <td>随時 目覚め</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>あそび</td> <td colspan="3">おやつ</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>睡眠 順次</td> <td colspan="2">あそび 順次降園</td> <td>あそび 順次</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>降園</td> <td colspan="2"></td> <td>降園</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td colspan="4">18:15～19:15 延長保育</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td colspan="4">19:15 保育終了</td> </tr> </tbody> </table>		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	7	7:15 保育開始 順次登園				8	8:30 からクラス別保育				9	あそび 睡眠	あそび おやつ	あそび おやつ	集まり あそび	10	離乳食 授乳	あそび	あそび	あそび 活動	11	睡眠 あそび	食事	食事	11:30 食事	12	午睡	午睡	午睡	13	14	離乳食 授乳	随時 目覚め	随時 目覚め		15	あそび	おやつ			16	睡眠 順次	あそび 順次降園		あそび 順次	17	降園			降園	18	18:15～19:15 延長保育				19	19:15 保育終了					
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳																																																															
7	7:15 保育開始 順次登園																																																																		
8	8:30 からクラス別保育																																																																		
9	あそび 睡眠	あそび おやつ	あそび おやつ	集まり あそび																																																															
10	離乳食 授乳	あそび	あそび	あそび 活動																																																															
11	睡眠 あそび	食事	食事	11:30 食事																																																															
12		午睡	午睡	午睡																																																															
13																																																																			
14	離乳食 授乳	随時 目覚め	随時 目覚め																																																																
15	あそび	おやつ																																																																	
16	睡眠 順次	あそび 順次降園		あそび 順次																																																															
17	降園			降園																																																															
18	18:15～19:15 延長保育																																																																		
19	19:15 保育終了																																																																		
⑨保護者との情報交換 日々の情報や緊急ではない情報 □全年齢において連絡帳を交換している。 ■0 歳、1 歳、2 歳児のみ毎日連絡帳を交換している。 ■クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。 ■ホームページに掲示している。 ■月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。 個別緊急時の情報 ■個別メール送信システムを活用している。 ■電話を活用している。 全体緊急時の情報 ■一斉メール送信システムを活用している。 ■必要に応じてホームページに掲示している。																																																																			

■電話を活用している。 ■園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。 ・一斉メールを用いて月次の通信訓練の実施 ⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。 ■産休明け保育 ☐0歳児の延長保育 ☐2時間以上延長保育 ☐3時間以上延長保育 ☐病児・病後児保育 ☐休日保育 ☐4時間未満一時預かり事業 ☐4時間以上一時預かり事業 ☐しょうがい児保育(特児) ■しょうがい児保育(その他) ■アレルギー児対応 ☐夜間保育 ■育児困難家庭への支援 ■外国人児童受入れ ☐年末年始保育 ■小中高生の育児体験受入れ ■保育所体験 ☐出産を迎える親の体験学習 ■保育拠点活動支援 ⑪法人内プロジェクトへの参加 ■主任保育士会議に参加する。 ■給食担当者会議に参加する。 ■保健担当者会議に参加する。		
---	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 ■献立は法人共通献立を使用する。 ■食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・サンプル展示と説明 ・ホームページの積極的活用 ・感染症対策をおこなったうえで、調理担当者も子ども達と共に食事をする機会を設ける ・掲示板を利用した子育て関連の情報発信をしている ・離乳食会議を月に2回実施 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・衛生管理マニュアル ・栄養士業務マニュアル ・食物アレルギーマニュアル ・離乳食マニュアル ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・食材に直接触れることで食を営む力を育む ・保育者と共に普段の食事から食育であるという共通認識を持ち、献立に込められた思いなどを子どもたちに伝えていく		評価 5 4 3 2 1 理由

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・情報誌の作成と配布 ・ホームページの活用 ・保育所体験における保護者への保健指導 ・職員への保健衛生指導 ・掲示板を利用した子育て関連の情報発信 ・年齢に応じた、衛生指導を実施する。 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 ・乳児体動モニターの導入 ・安全チェック表の導入 ・緊急事故対応研修の実施 ③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ・全職員が休憩を取得できるように改革に努める。体を休め、心身ともにリフレッシュした状態で子どもに向き合えるように取り組んでいく。		評価 5 4 3 2 1 理由

令和 4 年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名		国立ひまわり保育園			施設住所			国立市北 3-7-14							
開設年月日		令和元年 8 月 1 日			運営形態			□公設民営認可・■民設民営認可・□小規模保育所							
土地建物所有権		□土地 ■建物			土地建物賃借料			土地 3,825,051 円/年 建物 円/年							
敷地面積		1500.02 m ²			建物延床面積			1098.61 m ²							
開園日		月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と 12 月 29 日から 1 月 3 日は休園とする。						開園時間		午前[7]時[15]分から午後[7]時[15]とする。但し午前[]時から[]時までと午後[6]時[15]分から[7]時[15]分までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。					
保育料		所在自治体の定めにより収納する。													
定員数、入所数、面積		年次	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	内しょうがい児	内アレルギー児	内アフラトキシン児		一時	病後児
		定員	6	20	20	25	30	30	131						
		入所	6	20	20	25	27	27	125	6	10	0			
		保育室面積(m ²)	48.16	70.74	50.83	51.65	72.95	72.23	366.56						
担当職務と職員名	施 設 長		奥野 かよ			■会計責任者 ■防火管理者 ■予算管理者 ■固定資産管理者 ■苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副施設長					□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副施設長					□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	主任保育士					□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副主任保育士		奥山 朋美			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副主任保育士		能登谷 雅子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副主任保育士					□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	看護職責任者		杉浦 理香			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	給食職責任者 (副主任栄養士)		菅野 智美			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 ■食品衛生推進者 ■食品発注担当者									
	嘱託医(園医)		西田 厚子			住所 国立市中 1-20-4 電話 042-572-0517									
職員数		正規			正規短時間			嘱託			フル非常勤			パート非常勤	
	保育職	15			2			1			3			7	
	看護職				1										
	給食職	3									1			1	
	用務職													3	
	事務職													1	
苦情解決第三者委員		中原 修			坪坂 聖子										
今年度変更事項															
・新規職員 3 名、異動職員 1 名を迎え、常勤職員 23 名、非常勤職員 16 名、計 39 名で運営する。 ・野村主任保育士が育児休業となり、能登谷雅子保育士が副主任保育士に昇格する。 ・開園当初より開設していた一時保育事業は、令和 4 年度より国立保育園へ移設する。それに伴い全体定員数 131 名の変更はないが 1 歳児,2 歳児各 15 名から各 20 名,4 歳児,5 歳児各 35 名から各 30 名に定員変更する。															

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 2020年に改訂された「保育所における自己評価ガイドライン」に沿って日頃から日常的な職員の対話を通して保育活動や各種行事の振り返りを行い、保育理念に基づいているか、職員間で共有する機会を多く持ち、共通理解を深め、保育の質の確保・向上に努めていく。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども(健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども(人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども(自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、全体的な計画、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 開園4年目に入り、この3年間で築き上げてきた土台を職員間で再確認した上で「子どもの自主性を引き出す保育」を実践するために指示語、命令語、禁止語、否定語を使わない保育、「子どもに相談する保育」をキーワードとして人的環境、物的環境を整え職員間で共有する。小学校へのスムーズな接続として、年長児が近隣小学校の小学生との交流をもち、小学校と情報共有しながら小学校との円滑な連携を図る。		評価 5 4 3 2 1 理由

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

月	日	時	会議名
4	1	13:30	職員会議
4	27	13:30	職員会議
5	24	13:30	職員会議
6	27	13:30	職員会議
7	21	13:30	職員会議
8	25	13:30	職員会議
9	27	13:30	職員会議
10	25	13:30	職員会議
11	25	13:30	職員会議
12	22	13:30	職員会議
1	25	13:30	職員会議
2	21	13:30	職員会議
3	23	13:30	職員会議
※ケース会議等は随時実施			

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4	1	10	入園式
4	21	10	全園児健康診断
4	22	10	こいのぼり会
4	23	9	前期保護者懇談会
4	28	10	4,5 歳児防犯教室
5	19	10	3,4,5 歳児交通安全教室
5	27	9	4,5 歳児春の遠足
6	16	10	全園児歯科健診
7	7	10	七夕会
9	2	16	災害時引き渡し訓練
10	13	10	全園児健康診断
10	15	9	3,4,5 歳児ふれあいデー
10	22	9	3,4,5 歳児ふれあいデー予備日
10	未	9	3,4,5 歳児秋の遠足
11	12	9	0,1,2 歳児ふれあいデー
11	21	10	勤労感謝の会
12	3	9	3,4,5 歳児お楽しみ会
12	21	10	クリスマス会
12	23	10	もちつき会
1	11	10	子ども新年会
2	3	10	節分・豆まき
2	25	9	後期保護者懇談会
3	3	10	ひなまつり会
3	18	10	卒園式
3	22	10	5 歳児お別れ会
※毎月 1 回 避難訓練(火災・地震)消火訓練 身体測定 0 歳児健診 ※不審者侵入避難訓練 年 2 回 ※専任講師による指導行事 3,4,5 歳児体育指導(4 月～週 1 回)			

⑤年間の園内研修としての取組（法人研修を除く）等は以下のとおりとする。

月	日	参加者	研修名
4	27	職員全般	職員ワーク①

5	24	職員全般	職員ワーク②
6	27	職員全般	職員ワーク③
7	21	職員全般	職員ワーク④
8	25	職員全般	職員ワーク⑤
9	27	職員全般	職員ワーク⑥
10	25	職員全般	職員ワーク⑦
11	25	職員全般	職員ワーク⑧
12	22	職員全般	職員ワーク⑨
1	25	職員全般	職員ワーク⑩
2	21	職員全般	職員ワーク⑪
3	23	職員全般	職員ワーク⑫
年 1 回		職員全般	応急処置法研修
年 1 回		職員全般	嘔吐処理研修

職員ワークは、保育所保育指針に沿って各年齢の発達について全職員で共通理解を深め、日頃の保育に活かしていく。また、子どもの自主性を育む保育、指示語、命令語、禁止語、否定語を使用しない保育について園の方向性を確認し合うワークを取り入れる。職員からワーク内容を提案できるようにし、職員ワークの充実を図る。

⑥安全管理対策

不審者対策

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。
- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的に実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低3日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

各クラスの担当者は園児と共に一時避難場所である国立市立国立第四小学校へ行き避難経路の確認をする。
毎月、園内の安全点検をおこない職員間で共有し事故防止に努めていく。
3歳児から5歳児は、職員と一緒に園内の安全点検をし、児童自らの安全意識を高めていく。

⑦個人情報管理 ■個人情報保護マニュアルを整備、運用する。 ■プライバシーポリシーを公表する。 ■個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 個人情報の取り扱いについて説明し保護者から書面で個人情報の承諾の有無を受ける。園だよりや保護者会等で園長より個人情報の取り扱いについて保護者へ発信する。職員の取り組みは、個人情報マニュアルを定期的に確認し取り扱いについて職員間で共有し危機管理を高めていく。 ⑧ハラスメント防止措置 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ハラスメント防止マニュアルを活用する。定期的にマニュアルチェックを実施し職員の意識を高める。職員会議で園長より働きやすい環境について発信し職員間の共通理解を深めていく。 ⑨職員育成 ■職員の個人目標管理制度を活用する。 ■職員の自己申告制度を活用する。 ■職種別習熟度指標を活用する。 ■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。 ■法人主催研修（交換研修含む）に職員を積極的に参加させる。 ■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 各職員の研修の必要性等を踏まえ体系的・計画的な研修機会を確保する。各職員は自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外研修に計画的に参加する。処遇改善Ⅱに伴い保育士等キャリアアップ研修に参加し、専門性を高め、必要な知識及び技能を習得し一人一人のスキルアップに繋げていく。園外研修に参加した職員は研		
--	--	--

修内容について園内研修をおこない職員間で共有する。
定期的に日常業務の見直しをおこない、業務削減をおこなっていく。

⑩施設保全・什器備品整備

- 施設点検マニュアルを整備、運用する。
- 業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。
- 施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。

時期	内容	概算金額
4 月	自家用電気工作物 法定点検	年間合計 198,000
6,8,10,12, 2 月	自家用電気工作物 巡視点検	毎月 16,500
5,11 月	消防設備点検	99,000
年 2 回	グリストラップ清掃	64,900
年 1 回	園舎内エアコン清掃	269,500
毎月	エレベーターモーター点検	年間合計 184,800
年 4 回	エレベーター点検 (専門技術員点検)	毎月 15,400

- 什器備品類に関して、以下の補修、修繕、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。

時期	内容	概算金額
4 月	わんぱくランチ年間保守 契約料	32,000
5 月	緊急地震速報機保守費用	66,000
年 4 回	学校 110 番保守点検費用	35,640

⑪利用者意向把握

- ☐外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。
- 評価機関による利用者アンケートを実施する。
- 利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。
- 園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。

玄関にはご意見ボックスの設置、ふれあいデーやお楽しみ会後は保護者へアンケートを実施し保護者の意見を聞く機会を設ける。

⑫苦情解決制度

- 苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。
- 利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。
- 地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。
- 園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

新入園児には園長より面接時に苦情解決制度や第三者委員

について説明し、4 月の年度初めには全世帯に苦情解決制度や第三者委員について書面配布し、保護者へ発信する。ふれあいデー前には、近隣へふれあいデーの取り組みを理解していただけるよう文書を配布する。

⑬虐待防止・早期発見

- 虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。
- 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。

関係機関との連携が必要な案件があるため、情報共有を密に行いながら適切な対応ができるようにしていく。職員間では、情報共有し受け入れ時の視診をしっかりと行い、虐待防止、早期発見に努めていく。私たち職員も不適切な保育を行なっていないか、虐待に繋がるような言動を無意識にしているか、年度初めの職員会議で園長より発信し全職員で確認し合う。また、定期的にチェックリストを行い虐待防止に努めていく。

⑭外部機関との連携

- 地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。
- 地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を 1 つ以上確保する。
- 地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。
- 地域内の認可外保育施設との連携を図る。

⑮法人内施設との連携

- 会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託する。
- 法人内の他園との交流、連携を図る。

国立市の入園児減少の対応として国立北地域 4 園の今後の運営と体制について見直し対策を考えていく。また、指導職や看護師、栄養士等定期的に連絡会を行い情報交換や情報共有し、国立北地域 4 園の連携を図っていく。

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①全体的な計画について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標、保育方針の実現を目指し策定する。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 各行事の前後に計画と振り返りを行い改善点など職員間で共有し次につなげていく。 月1回のリーダー会議やフロア会議などで各年齢の発達や育ち、保育内容について職員間で共有する。 国立北地域4園の職員交流を図る。 専任講師による体育指導を実施する。 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 0才児保育マニュアル 1才児保育マニュアル 2才児保育マニュアル 幼児（3・4・5才児）保育マニュアル 避難経路マニュアル		評価 5 4 3 2 1 理由

保健マニュアル
アレルギーマニュアル
安全管理マニュアル

- ⑦園独自の保育内容を実施する。
☒ 定期的な体育指導を実施する。
☐ 定期的な音楽指導を実施する。
☒ 園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する

人的環境、物的環境を整え、子どもの自主性を引き出す保育を実践し、子どもに相談する保育では、幼児組を中心に子どもたちとのワークを大切な時間と考え、積極的に行っていく。

保育所保育指針の資質・能力の三つの柱をふまえて幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について職員ワークを実施し多職種で理解を深めていく。また、生活や遊びの中からたくさんの学びが幼児教育の根底にあることを職員間で共通理解し、各年齢の発達をふまえて子どもの最善の利益を考慮する保育をおこなっていく。

- ⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
7:15	保 育 開 始	保 育 開 始	保 育 開 始	保 育 開 始	保 育 開 始	保 育 開 始
8						
9	睡 眠	牛 乳	牛 乳			
10	離 乳 食					
11	食 事	食 事	食 事	食 事	食 事	食 事
12	睡 眠	睡 眠	睡 眠			
13				睡 眠	睡 眠	睡 眠
14	離 乳 食					
15		お や つ	お や つ	お や つ	お や つ	お や つ
16						
17	降 園	降 園	降 園	降 園	降 園	降 園

18:15	保 育 終 了	延 長 開 始	延 長 開 始	延 長 開 始	延 長 開 始	延 長 開 始
19:15		保 育 終 了	保 育 終 了	保 育 終 了	保 育 終 了	保 育 終 了

⑨保護者との情報交換

日々の情報や緊急ではない情報

- 全年齢において連絡帳を交換している。
- 0歳、1歳、2歳児のみ連絡帳を交換している。
- クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。
- ホームページに掲示している。
- 月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。

普段の保育活動は0歳児から2歳児は各保育室の前にドキュメンテーション(写真)を掲示し、3歳児から5歳児は玄関内にコーナーをつくり、ドキュメンテーション(写真)やボードを掲示し、子どもたちの様子を保護者と共有できるようにする。また、0歳児から2歳児の連絡帳はデータ入力し、3歳児から5歳児は連絡ノートを用意し、情報共有する。

個別緊急時の情報

- 個別メール送信システムを活用している。
- 電話を活用している。

全体緊急時の情報

- 一斉メール送信システムを活用している。
- 必要に応じてホームページに掲示している。
- 電話を活用している。
- 園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。

欠席や遅刻など普段の情報は電話以外にメールで受け付ける。年間通して面談を受け入れ園側からも随時、面談依頼し園児の情報交換を円滑に行う。毎月1日に緊急時の一斉メールとしてテストメールを実施する。また、保護者への周知事項については随時、緊急メールを発信し、迅速に情報共有できるようにする。

⑩保育サービス推進事業について以

下の保育サービス推進事業を実施する。 ☒ 産休明け保育 ☐ 0歳児の延長保育 ☐ 2時間以上延長保育 ☐ 3時間以上延長保育 ☐ 病児・病後児保育 ☐ 休日保育 ☐ 4時間未満一時預かり事業 ☐ 4時間以上一時預かり事業 ☒ しょうがい児保育(特児) ☒ しょうがい児保育(その他) ☒ アレルギー児対応 ☐ 夜間保育 ☒ 育児困難家庭への支援 ☒ 外国人児童受入れ ☐ 年未年始保育 ☒ 小中高生の育児体験受入れ ☒ 保育所体験 ☐ 出産を迎える親の体験学習 ☒ 保育拠点活動支援 ☒ ①法人内プロジェクトへの参加 ☒ 主任会議に参加する。 ☒ 給食担当者会議に参加する。 ☒ 保健担当者会議に参加する。 ☒ 法人内プロジェクトで決定した事項について園内において実施する。		
--	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ☒ 給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ☒ 保育実施日は原則として給食を実施する。 ☒ 給食内容は完全給食とする。 ☒ 離乳食を実施する。 ☒ アレルギー食を実施する。 ☒ 延長保育に応じた給食を実施する。 ☒ 献立は法人共通献立を使用する。 ☒ 食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ☒ 調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ☒ 調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ☒ 児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ☒ 保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ☒ 園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ☒ 調理担当・離乳食担当・アレルギー担当に責任者を設ける。		評価 5 4 3 2 1 理由

・アレルギーチェック表作成 ・離乳食会議（保護者、保育士、調理間の情報の共有） ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・保育園給食の衛生管理 ・国立保育会アレルギー対応マニュアル ・離乳食のすすめ ・1日の流れ・早番・普通番・土曜勤務のマニュアル ・調理室入室マニュアル ・下処理マニュアル ・戸締りチェックマニュアル ・清掃マニュアル ・災害時・防犯対応マニュアル ・役割分担マニュアル（献立担当・離乳食担当・アレルギー担当） ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・食具の持ち方・置き方 ・食材に触れる食育活動（野菜の下処理や皮むき、キャベツちぎり） ・おやつ作り（クッキー、パンケーキ） ・野菜の栽培 ・三色食品群の話 ・だしの話 ・ふりかけ作り ・おにぎり作り		
---	--	--

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する。 ■在園児の健康管理をおこなう。 身長、体重測定 視力測定、歯科検診、頭しらみ検査 尿検査 等 ■在園児に保健指導をおこなう。 手洗い、うがい練習 歯みがき練習 等 ・手洗いスタンプやブラックライトを使用するなど、子どもたちの発達に合わせた指導内容をクラス担任と相談し、実施する。		評価 5 4 3 2 1 理由

- ・紙芝居や、絵本などを取り入れ、衛生面の大切さや、手洗いやうがいの動作が身に付けられるようにする。
- ・各年齢に合わせ、からだの大切さ、命の大切さについて理解できるよう実施する。

■在園児のケガや急な疾病に対応するため、以下のマニュアルを整備し、運用する。

- ・国立保育会食物アレルギー対応マニュアル
- ・保健業務マニュアル
- ・保育園看護師の業務
- ・乳児保育保健マニュアル
- ・感染症対策マニュアル

■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。

■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。

- ・傷口の処置として患部を水道水にて洗ったのちワセリンを使用し保護する。
- ・AED の使用方法や緊急時の対応について、研修を行う際に外部講師を招き、より実践的な知識を得る。(感染症対策を講じた上で実施。)
- ・アレルギー児の対応について職員間で共通認識、理解を持ち、安全な保育生活が送れるよう対応する。
- ・クラス内や、共有スペースの環境整備が行えるよう、適宜声をかけ、感染症対策に取り組む。

②園内事故防止に取り組む。

■SIDS 予防を図る。

■園全体のヒヤリハットを管理する。

■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。

- ・定期的な園舎内外の見回り。
- ・園庭遊具の点検（全職員にて当番制を用いる）
- ・事故発生時を想定した対処法の研修
- ・感染症予防研修
- ・AED 園内研修
- ・法人内外の関連研修に参加し、職員と情報を共有する。
- ・安全管理票をもとに園内の安全管理をおこなう。
- ・0歳児室にベビーセンサー(乳幼児体動モニター)を導入しSIDS のチェックを徹底す

る。		
③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ・健康診断の結果をもとに園長や看護師は職員との健康相談の時間を設ける。 ・職員の休憩時間を確保する。 ■年度内1回、健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ■特定職員のノロウイルス検査を実施する。 ④感染症対策に取り組む ■施設内の消毒、換気の徹底 ■園児、職員、来訪者の体調確認、検温と手指消毒の実施 ■職員等の体調不良時は、すみやかに園長へ報告を行い、休息や、医療機関への受診を勧める ■クラス内の環境整備、玩具の消毒の励行を行う ■必要時、行政、自治体、園医など関係機関への報告を実施し、連携を図り、感染症拡大防止対策を図る。		

令和4年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名		西国分寺保育園		施設住所		国分寺市西恋ヶ窪 2-18-1								
開設年月日		平成20年4月1日		運営形態		☐ 公設民営認可・ ☒ 民設民営認可・ ☐ 小規模保育所								
土地建物所有権		☐ 土地 ☒ 建物		土地建物賃借料		土地 1,302,000 円/年 建物 円/年								
敷地面積		1281.50 m ²		建物延床面積		940.23 m ²								
開園日		月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と12月29日から1月3日は休園とする。		開園時間		午前[7]時から午後[8]時とする。但し午前[]時から[]時までと午後[6]時から[8]時までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。								
保育料		所在自治体の定めにより収納する。												
定員数、入所数、面積	年次	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	内しよがい児	内アレール児	内ソノフィア児		一時	病後児
	定員	9	20	24	24	24	24	125						4
	入所	9	20	24	24	22	24	123	1	9	0			
	保育室面積(m ²)	45.79	67.87	51.04	42.18	52.30	51.48	310.66						26.40
担当職務と職員名	施設長	加藤 幸絵		☒ 会計責任者 ☒ 防火管理者 ☒ 予算管理者 ☒ 固定資産管理者 ☒ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副施設長	田原 佳江		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☒ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副施設長			☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	主任保育士	中山 美香		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☒ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☒ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副主任保育士	佐藤 由依		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☒ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副主任保育士			☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☒ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	副主任保育士			☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	看護職責任者	久保田和美		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☒ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者										
	給食職責任者 (副主任栄養士)	小町 真里		☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☒ 食品衛生推進者 ☒ 食品発注担当者										
	嘱託医(園医)	久保嶋 慎二		住所 国分寺市泉町 2-9-3 ハートフルビル西晴 3F 電話 042-300-1801										
職員数		正規		正規短時間		嘱託		フル非常勤		パート非常勤				
	保育職	14		3		1		1				14		
	看護職	2												
	給食職	4										1		
	用務職							1				1		
	事務職	1										1		
苦情解決第三者委員		高浪 辰男		吉村 ひろ美										
今年度変更事項 ・園長に加藤幸絵が就任、副園長に田原佳江が就任、主任1名、副主任1名、看護師副主任1名、調理指導職1名の体制。 ・指導職では園長・大石雅一、副主任・高木てるみ 2名がきたひだまり保育園へ異動。 ・前年度と同様に一時保育事業は休止といたします。														

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由																																
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 保育活動や各種行事の振り返りを行い保育理念に基づいているか職員間で共有する。		評価 5 4 3 2 1 理由																																
②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども(健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども(人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども(自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、全体的な計画、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 保育改革 3 年計画における 3 年目を終え、自分たちの保育を改めて見直す時間が必要であると考えます。 行動目標の内容に沿って取り組んでいくことは例年同様行っていくこととして、外部講師井上さく子先生にも引き続き来訪していただいた際には助言をいただき、子どもの自主性を引き出す保育が展開できるよう職員間で共有する。																																		
③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。 <table><tr><td>月</td><td>日</td><td>時</td><td>会議名</td></tr><tr><td>4</td><td>1</td><td>13:30</td><td>職員会議</td></tr><tr><td>4</td><td>21</td><td>13:30</td><td>職員会議</td></tr><tr><td>5</td><td>27</td><td>13:30</td><td>職員会議</td></tr><tr><td>6</td><td>23</td><td>13:30</td><td>職員会議</td></tr><tr><td>7</td><td>27</td><td>13:30</td><td>職員会議</td></tr><tr><td>8</td><td>25</td><td>13:30</td><td>職員会議</td></tr><tr><td>9</td><td>29</td><td>13:30</td><td>職員会議</td></tr></table>	月	日	時	会議名	4	1	13:30	職員会議	4	21	13:30	職員会議	5	27	13:30	職員会議	6	23	13:30	職員会議	7	27	13:30	職員会議	8	25	13:30	職員会議	9	29	13:30	職員会議		
月	日	時	会議名																															
4	1	13:30	職員会議																															
4	21	13:30	職員会議																															
5	27	13:30	職員会議																															
6	23	13:30	職員会議																															
7	27	13:30	職員会議																															
8	25	13:30	職員会議																															
9	29	13:30	職員会議																															

10	26	13:30	職員会議
11	24	13:30	職員会議
12	22	13:30	職員会議
1	26	13:30	職員会議
2	22	13:30	職員会議
3	23	13:30	職員会議
※ケース会議等は随時実施			

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4	1	10	入園式
4	16	13	全体保護者会
5	11		4・5月生まれ 誕生会
5	19		春の遠足 (4・5才)
7	1	10	プール開き
7	6		6・7月生まれ 誕生会
9	3	16	全園児引き渡し 訓練
9	7		8・9月生まれ 誕生会
10	8	9	運動会
10	20		秋の遠足 (4・5才児)
10	21		秋の遠足 (3才児)
11	9		10・11月生まれ 誕生会
11	21		勤労感謝の集い
12	3	9	発表会
12	23		クリスマス会
12	26	10	もちつき
1	11		12・1月生まれ 誕生会
2	3		節分・豆まき
2	2～4		クラス懇談会
2	24	11	年長テ-プ-ルマ-
3	1		2・3月生まれ 誕生会
3	3		ひなまつり会
3	9		卒園遠足
3	16	10	お別れ会
3	18	13	卒園式

※毎月1回

避難訓練(火災・地震)消火訓練
身体測定 0歳児健診

※不審者侵入避難訓練 年2回

※専任講師による指導行事

幼児リトミック(5月～2月計18回)

令和4年2月現在休止中、新
型コロナウイルス終息次第再開
予定

幼児体育指導(週1回)

⑤年間の園内研修としての取組（法人研修を除く）等は以下のとおりとする。

月	日	参加者	研修名
4	21	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ①
5	27	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ②
6	23	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ③
7	27	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ④
8	25	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ⑤
9	29	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ⑥
10	26	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ⑦
11	24	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ⑧
12	22	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ⑨
1	26	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ⑩
2	22	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ⑪
3	23	職員全般	ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾜｰｸ⑫
年 2 回		職員全般	応急処置法研修
年 2 回		職員全般	嘔吐処理研修

⑥安全管理対策

不審者対策

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。
- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低 3 日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

各クラスの担当者は園児と共に一時避難場所である国分寺第九小学校へ行き避難経路の確認をする。
 毎月、園内の安全点検をおこない職員間で共有し事故防止に努めていく。
 3 歳、4 歳、5 歳児童は職員と一緒に園内の安全点検をし、児童自らの安全意識を高めていく。

- 指定月に 1 回、衛生委員会を開催し、園内の安全管理について確認する。

⑦個人情報管理

- 個人情報保護マニュアルを整備、運用する。
- プライバシーポリシーを公表する。
- 個人情報保護について定期的に職員研

修をおこなう。 ■園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 新入園児面接で個人情報の取り扱いについて説明し年度当初、保護者から書面で個人情報の承諾の有無を受ける。年度当初の全体保護者会にて園長より個人情報の取り扱いについて保護者へ説明する。職員の取り組みは、個人情報マニュアルを定期的に確認し取り扱いについて職員間で共有し危機管理を高めていく。 ⑧ハラスメント防止措置 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ハラスメント防止マニュアルを活用する。定期的にマニュアルチェックを実施し職員の意識を高める。職員会議で園長より働きやすい環境について発信し職員間の共通理解を深めていく。 ⑨職員育成 ■職員の個人目標管理制度を活用する。 ■職員の自己申告制度を活用する。 ■職種別習熟度指標を活用する。 ■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。 ■法人主催研修（交換研修含む）に職員を積極的に参加させる。 ■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 施設長は各職員の研修の必要性等を踏まえ体系的・計画的な研修機会を確保する。各職員は自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の研修に計画的に参加する。処遇改善Ⅱに伴い保育士等キャリアアップ研修に参加し、専門性を高め、必要な知識及び技能を習得し一人一人のスキルアップに繋げていく。園外研修に参加した職員は研修内容について園内研修をおこない職員間で共有する。メンター制度を導入し新入職員のサポートを実施する。定期的に日常業務の見直しを		
--	--	--

おこない、徹底した業務削減をおこなっていく。

⑩施設保全・什器備品整備

- 施設点検マニュアルを整備、運用する。
- 業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。
- 施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。

時期	内容	概算金額
4.10月	消防設備点検	84,000
4月	厨房内廃棄系統清掃一式	165,000
4.6.8.10.12.2月	グリストラップ清掃	180,000
5月	エアコン オーハ・ホール11基	265,000
5月	トイレ床清掃一式	20,000
5月	園庭樹木剪定	63,000
5.7.9.11.1.3月	自家用電気工作物 巡視点検	155,400
6月	建設設備定期検査	63,920

- 什器備品類に関して、以下の補修、修繕、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。

時期	内容	概算金額
4月	調理室食器交換	148,000
4月	パソコン故障、交換	200,000
4月	園長用サーフェス購入	150,000
12月	緊急地震速報機保守費用	64,800
3月	節水装置定期メンテナンス	32,400
3月	年長児卒園文集	180,000
3月	布団廃棄	150,000
毎月	保育業務システム利用料	21,600
年間	布団乾燥	500,000

⑪利用者意向把握

- 外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。
- 評価機関による利用者アンケートを実施する。
- 利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。
- 園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。

玄関にはご意見ボックスの設置、運動会や発表会後は保護者へアンケートを実施し保護者の意見を聞く機会を設ける。

⑫苦情解決制度

- 苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。
- 利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。
- 地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。
- 園独自の苦情解決制度に関する取り

組みとして、以下の事を実践する。 新入園児面接時や年度当初の園便りで保護者へ苦情解決制度や第三者委員について説明し、入園式や4月保護者懇談会では保護者へ第三者委員を紹介する。運動会前には、近隣へ運動会の取り組みを理解して頂けるよう文書と共に近隣挨拶に回る。 ⑬虐待防止・早期発見 ■虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。 ■子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。 ⑭外部機関との連携 ■地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。 ■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。 ■地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。 ■地域内の認可外保育施設との連携を図る。 ⑮法人内施設との連携 ■会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託する。 ■法人内の他園との交流、連携を図る。		
--	--	--

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①全体的な計画について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標、保育方針の実現を目指し策定する。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 ■アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児		評価 5 4 3 2 1 理由

■アナフィラキシー児 ☐一時保育 ☐病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 ☐一時保育 ☐病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 各行事の前後に計画と振り返りを行い改善点など職員間で共有し次につなげていく。月に1回、カリキュラム会議をおこない各年齢の保育内容について職員間で共有する。また、就学に向けて「就学前プログラム」を明確化し5歳児の保育カリキュラムに反映していく。 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 0才児保育マニュアル 1才児保育マニュアル 2才児保育マニュアル 幼児（3・4・5才児）保育マニュアル 避難経路マニュアル 保健マニュアル アレルギーマニュアル 安全管理マニュアル ⑦園独自の保育内容を実施する。 ■定期的な体育指導を実施する。 ■定期的な音楽指導を実施する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する。 人的環境、物的環境を整え、子どもの自主性を引き出す保育を実践し、じっくりと遊び込める環境を整える。コーナーの充実を図り、生活や遊びの中からたくさんの学びを深める。保育所保育指針の資質・能力の三つの柱をふまえて幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿について職員グループワークを実施し多職種で理解を深めていく。生活や遊びの中からたくさんの学びが幼児教育の根底にあることを職員間で共通理解する。また、気になる子や加配対応児の関わり方について外部講師が月		
---	--	--

に 1 回来訪していただき助言を受け日々の保育に生かしていく。リトミックは現在中止しているが、再開の目途が立ち次第再開予定。

⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
7	保育開始	保育開始	保育開始	保育開始	保育開始	保育開始
8						
9	睡眠	牛乳	牛乳			
10	離乳食					
11	食事	食事	食事	食事	食事	食事
12	睡眠	睡眠	睡眠			
13				睡眠	睡眠	睡眠
14	離乳食					
15		おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
16						
17	降園	降園	降園	降園	降園	降園
18	保育終了	延長開始	延長開始	延長開始	延長開始	延長開始
19		保育終了				
20			保育終了	保育終了	保育終了	保育終了

⑨保護者との情報交換

日々の情報や緊急ではない情報

■全年齢において連絡帳を交換している。

□0 歳、1 歳、2 歳児のみ連絡帳を交換している。

■クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。

■ホームページに掲示している。

■月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。

保護者と共有できるように
普段の活動は各保育室の前

に写真を掲示し子どもたちの様子を知らせている。 0歳児から2歳児は連絡帳、 3歳児から5歳児は連絡ノートを用意し情報を共有している。		
個別緊急時の情報 ☐ 個別メール送信システムを活用している。 ☒ 電話を活用している。 全体緊急時の情報 ☒ 一斉メール送信システムを活用している。 ☒ 必要に応じてホームページに掲示している。 ☐ 電話を活用している。 ☒ 園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。 欠席や遅刻など普段の情報は電話以外にメールで受付ける。新年度前半の期間で全園児との保護者面談を実施し保護者と情報交換を行う。年間通して面談を受け入れ園側からも随時、面談依頼し園児の情報交換を円滑に行う。毎月1日に緊急時の一斉メールとしてテストメールを実施している。		
⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。 ☒ 産休明け保育 ☐ 0歳児の延長保育 ☒ 2時間以上延長保育 ☐ 3時間以上延長保育 ☒ 病児・病後児保育 ☐ 休日保育 ☐ 4時間未満一時預かり事業 ☐ 4時間以上一時預かり事業 ☒ しょうがい児保育(特児) ☒ しょうがい児保育(その他) ☒ アレルギー児対応 ☐ 夜間保育 ☒ 育児困難家庭への支援 ☒ 外国人児童受入れ ☐ 年末年始保育 ☒ 小中高生の育児体験受入れ ☒ 保育所体験 ☐ 出産を迎える親の体験学習 ☒ 保育拠点活動支援 ⑪法人内プロジェクトへの参加 ☐ 副施設長会議に参加する。 ☒ 主任会議に参加する。 ☒ 給食担当会議に参加する。 ☒ 保健担当会議に参加する。 ☒ 法人内プロジェクトで決定した事		

項について園内において実施する。		
------------------	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 ■献立は法人共通献立を使用する。 ■食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・調理担当・離乳食担当・アレルギー担当に責任者を設ける。 ・アレルギーチェック表作成 ・離乳食会議（保護者、保育士、調理間の情報の共有） ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・保育園給食の衛生管理 ・国立保育会アレルギー対応マニュアル ・離乳食のすすめ ・1日の流れ・早番・遅番・土曜勤務のマニュアル ・調理室入室マニュアル ・下処理マニュアル ・戸締りチェックマニュアル ・清掃マニュアル ・災害時・防犯対応マニュアル ・役割分担マニュアル (献立担当・離乳食担当・アレルギー担当) ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。		評価 5 4 3 2 1 理由

	・食事における子どものチェックポイント ・お弁当デー ・野菜の収穫を楽しむ ・食材に触れる食育活動（野菜の下処理や皮むき、米とぎなど） ・バイキング形式の給食 ・取り分けおやつ		
--	---	--	--

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・とびひ対策として、承諾を得た園児に虫よけおよび刺された場合に虫さされの薬を使用する。 ・傷口の処置としてワセリンを使用する。 ・嘔吐物処理の方法の研修に外部講師を招き、エビペン研修、てんかん発作、感染症について講師より実践的な知識を得る。 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 ・定期的な園舎内外の見回り。 ・事故発生時を想定した対処法の研修(年 2 回)の実施。 ・感染症予防研修 ・AED 園内研修 ・法人内外の関連研修に参加し、職員と情報を共有する。 ・0 歳児室と病後児室にベビーセンサー(乳幼児体動モニタ)を導入し SIDS のチェックを徹底する。 ③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員		評価 5 4 3 2 1 理由

の健康管理をおこなう。 ・全職員対象にメンタルヘルスチェックを実施し、施設長は、検査結果を集団的に分析し職場環境の改善に努める。 ・健康診断の結果、および、メンタルヘルスチェックの結果をもとに、園長や看護師は職員から気軽に相談できる環境を整え、健康相談の時間を設ける。 ・職員の休憩時間を確保し、休憩の改善を実施する。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ■特定職員のノロウィルス検査を実施する。		
---	--	--

令和 4 年度西国分寺保育園一時預かり事業

事業計画書

令和 4 年度の一時預かり事業は自主事業が困難であることから国分寺市子ども家庭部、子ども子育てサービス課と協議の上、平成 31 年 4 月 1 日から一時預かり事業を休止としており、令和 4 年 4 月 1 日からの一時預かり事業につきましても休止としております。

[事業の目的]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、国分寺市の補助事業として、主に月曜日から金曜日の昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

[施設事業の運営]

入所児童定員数 6 名

1. 開園日 月曜日から金曜日 但し祝日と 12/29～1/3 は休園

2. 保育時間 午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分（最長 7 時間）

3. 受け入れ年齢 満 1 歳以上の未就学児

4. 料金

国分寺市民	満 3 歳未満	午前 4 時間以内…3,000 円	7 時間以内 4,000 円
	満 3 歳以上	午前 4 時間以内…2,500 円	7 時間以内 3,500 円
国分寺市外	満 3 歳未満	午前 4 時間以内…6,000 円	7 時間以内 7,000 円

満3歳以上 午前4時間以内…5,500円 7時間以内6,500円

--

5. 職員

専任常勤保育士1名(有資格者)、専任非常勤保育士1名(有資格者)、および通常保育との兼任職員が、最低基準第33条第2項に基づき、受け入れ人数に応じて対応する。

--

6. 虐待などへの対応

専任保育士は常時、保護者との信頼関係を保つよう努力する。これにより保護者は小さなことでも保育士に相談し、虐待予防につながると同時に虐待の疑いがある場合も話し合いの場が作れることがある。虐待の疑いのある子どもの早期発見に努め、子どもやその家庭などに対する適切な対応を行う。虐待の疑いのある子どもを発見し場合は、一時預かり事業担当の職員のみならず、園全体で情報を共有すると共に、必要に応じ、関係機関（国分寺市こども家庭支援センター、小平児童相談所、多摩立川保健所等）との連携をとり対応する。

--

7. 食事・栄養管理

乳幼児期の食事は、その生命を保持し発育を保証する栄養源であるばかりでなく、その人間の一生の食生活のあり方にも大きな影響を与えるため、栄養管理を充実させる。衛生管理については多摩立川保健所の指導に基づき徹底を図る。また、国分寺市産の野菜を積極的に使用するなど新鮮で安全な食材を基本とした食事を提供するとともに、アレルギー食についても極力対応する。

--

8. 安全管理対策

担当保育士は、乳幼児の生命を危険から守ることを第一の目的とする。そのため、玄関の施錠状況などを保護者に知らせ、理解を求める。保育室内においては、転倒の可能性のある什器備品等については、転倒防止措置を講ずる。また、併設園(西国分寺保育園)のスケジュールに準じて、防災訓練、防犯訓練等も実施する。なお、一時避難場所は併設園同様、国分寺市立第9小学校とする。

--

9. 職員研修

一時預かり事業に携わる可能性のある保育士には、必要な能力を身につけさせるための研修を実施する。

10. 保護者との連携

連絡ノートを用い、保育時間中の様子等を保護者に知らせるとともに、一時預かり事業であっても、こどもを中心にした保護者とのコミュニケーションが積極的に図れるよう努める。

11. 要望・苦情・トラブル対応

併設園と同様に対応する。苦情受付担当者は主任、苦情解決責任者は園長、苦情解決第三者委員を設置する。

12. 個人情報保護

個人情報保護法および当法人の個人情報管理規程に基づき取り扱う。

13. 第三者評価

第三者評価を受審した結果を分析し、保育の質の向上に努める。

[施設事業管理]

14. 事務関係

現金出納事務については、法人の経理規程に基づき出納職員がおこなう。会計事務、

管理事務については、日常最低限の業務以外は法人本部事務局に移管する。

--

15. 設備・備品関係

園児の処遇で安全上・保育上必要と認められる設備・備品は予算と合わせて検討し、設置または購入する。

--

16. 財政運営

財政運営は予算に基づき、効率的かつ健全な運営に努める。

--

以上

令和4年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名	富士本保育園			施設住所	国分寺市富士本 2-30-4										
開設年月日	平成24年4月1日			運営形態	□公設民営認可・■民設民営認可・□小規模保育所										
土地建物所有権	■土地 ■建物			土地建物賃借料	土地 円/年 建物 円/年										
敷地面積	1377.49 m ²			建物延床面積	906.01 m ²										
開園日	月から土曜日とする。但し祝日及び国民の休日、12月29日から1月3日は休園とする。			開園時間	午前7時から午後8時とする。但し午後6時から午後8時までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。										
保育料	所在自治体の定めにより収納する。														
定員数、入所数、面積	年次	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	内しよがい児	内アレギー児	内アナフィジー児		一時	病後児	
	定員	12	28	28	28	28	28	152							
	入所	12	28	28	28	28	28	152	2	18	2				
	備置積	68.52 m ²	93.56 m ² 34.65 m ²	65.83 m ²	191.90 m ²										
担当職務と職員名	施設長	滝口幸一			■会計責任者 ■防火管理者 ■予算管理者 ■固定資産管理者 ■苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	副施設長	坂田恵美子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	主任保育士	白神久美			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	副主任保育士	新田紘人			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	副主任保育士	小林敦美			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	看護職責任者	清水信子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	給食職責任者	矢澤糸乃			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 ■食品衛生推進者■食品発注担当者										
	嘱託医（園医）	久保嶋慎二			住所 国分寺市泉町 2-9-3 ハートフル西晴 3F 電話 042-300-1801										
職員数		正規			正規短時間			嘱託			フル非常勤			パート非常勤	
	保育職	29			4						1			9	
	看護職	1													
	給食職	3			1									1	
	用務職													1	
	事務職													1	
苦情解決第三者委員		吉村ひろ美			高波辰男										
今年度変更事項 小林敦美保育士を副主任に昇格															

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・「保育は人なり」を座右の銘に、管理職、指導職、職員が有機的に連携し、それぞれの職責を果たすための仕組みづくりに取り組む。 ・感染症対策について取り組みを継続する。 ・遊びや生活の中から、幼児教育（幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿）を経験できる保育を実践する。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども（健康） 2.誰とでも仲良くできる子ども（人間関係、人権） 3.自分で考え行動できる子ども（自主性） ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、保育課程、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・常勤・非常勤の隔てなく「子どもの自主性を引き出す保育」として、「指示語・命令語・禁止語・否定語を使わな		評価 5 4 3 2 1 理由

い保育」を引き続きおこなう。

- ・ 昨年度実施した園庭改造で作成した花壇での植物栽培を発展させる。

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

月	日	時	会議名
4		13:30	全体職員会議
5		13:30	全体職員会議
6		13:30	全体職員会議
7		13:30	全体職員会議
8		13:30	全体職員会議
9		13:30	全体職員会議
10		13:30	全体職員会議
11		13:30	全体職員会議
12		13:30	全体職員会議
1		13:30	全体職員会議
2		13:30	全体職員会議
3		13:30	全体職員会議

※日程は未定です。

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4		9	入園式
5		9	前期保護者懇談会
9		16	全園児引渡し訓練
9		9	運動会リハーサル
10		9	運動会
10		未定	秋の遠足 (3, 4, 5歳児)
12		9	発表会リハーサル
12		9	発表会
12		10	クリスマス会
1		10	もちつき
2		10	豆まき
2		9	後期保護者懇談会
2		未定	卒園遠足
3		10	ひなまつり
3		10	新入園児面接
3		未定	お別れ会
3		未定	卒園式

※運動会の日程については、国分寺市立小学校未定のため、運動会リハーサルと秋の遠足も未定となっております。

⑤年間の園内研修、モデル園としての取組（法人研修を除く）等は以下のとおりとする。

- ・ 月定例の職員会議については、事例検討をメインとした園内研修を実施する。
- ・ 嘔吐処理指導は看護師を中心に期ごとにおこなう。
- ・ AED と心肺蘇生法の研修は昨年度コロナ禍のため実施できなかったが、今年度は戸倉消防署の指導の下、6 月中に実施する。

⑥安全管理対策 **不審者対策**

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。

- ・ 施錠の徹底。不審な車両や人物に対する積極的な声かけを行う。

- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低 3 日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・ 安全チェックリストを使用し職員で周知する。
- ・ 園内の死角や建物の破損状況の確認と修理。
- ・ 通報訓練を定期的実施し緊急時に対応できるようにする。

⑦個人情報管理

- 個人情報保護マニュアルを整備、

運用する。 ■プライバシーポリシーを公表する。 ■個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・書類の施錠保管の徹底 ・PCは事務所内キャビネット、2F倉庫に保管し、施錠する。 ・PCが一人1台になったため、会議等で、「個人情報について」「PC使用時の留意点」についての書面を配付し、周知する。 ・指導職以上の役職による個人情報についての園内研修の実施。 ⑧ハラスメント防止措置 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・ハラスメントに関する園内研修を実施する。 ・メンター制度を継続し、気軽に相談ができる体制を構築する。 ⑨職員育成 ■職員の個人目標管理制度を活用する。 ■職員の自己申告制度を活用する。 □職種別習熟度指標を活用する。 ■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。 ■法人主催研修（交換研修含む）に職員を積極的に参加させる。 ■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・園長は、保育士職員、給食職員、看護師と定期面談をおこなう。 ・メンター制度を継続し、新入職員のサポートを行う。 ・令和3年度は、コロナ禍のため、ICTを積極的に活用したが、令和4年度も引き続き様々な方法で活用していく。 ・指導職以上の話し合いを定期的実施し、保育目標達		
--	--	--

成のための定期点検を行う。
・職員会議でグループワークをおこなう。

⑩施設保全・什器備品整備

■施設点検マニュアルを整備、運用する。

■業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。

■施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。

時期	内容	概算金額
未定	園庭整形工事	未定
未定	テラス塗装補修	未定
未定	テラス屋根造設	未定
未定	駐車場・駐輪場整備	未定
未定	テラス入り口ゲート造設工事	未定
未定	園内照明 LED 化工事	未定

■什器備品類に関して、以下の補修、修繕、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。

時期	内容	概算金額
4 月	パソコン購入	99,000 円
4 月	アマノターミナル保守	39,600 円
6 月	カラー CCD カメラリース更新	18,273 円

⑪利用者意向把握

□外部評価機関による福祉サービス第三者評価を受審する。

■外部評価機関による利用者アンケートを実施する。

■利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。

■園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。

- ・意見箱の活用。
- ・大きな行事ごとにアンケートを配付し、改善・取り組みにつなげている。
- ・東京都福祉サービスの利

用者アンケートを実施し、その結果から課題を見出し、改善に努める。また、改善については保護者に報告する。		
⑫苦情解決制度 ■苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。 ■利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ■地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ■園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・いただいたご意見は、速やかに職員間に周知し、職員一丸となって解決策を講じる。 ⑬虐待防止・早期発見 ■虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。 ■子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。 ⑭外部機関との連携 ■地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。 ■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。 ■地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。 ■地域内の認可外保育施設との連携を図る。 ⑮法人内施設との連携 ■会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託す法人内の他園との交流、連携を図る。		

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保育課程について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■保育課程の見直しをおこなう。		評価 5 4 3 2 1
		理由

②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。

- ☒0歳児 ☒1歳児 ☒2歳児
☒3歳児 ☒4歳児 ☒5歳児
☒しょうがい児 ☒アレルギー児
☒アナフィラキシー児 ☐一時保育
☐病後児保育

③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。

- ☒0歳児 ☒1歳児 ☒2歳児
☒3歳児 ☒4歳児 ☒5歳児
☒しょうがい児 ☒アレルギー児
☒アナフィラキシー児 ☐一時保育
☐病後児保育

④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。

- ☒0歳児 ☒1歳児 ☒2歳児
☒3歳児 ☒4歳児 ☒5歳児
☒しょうがい児 ☒アレルギー児
☒アナフィラキシー児 ☐一時保育
☐病後児保育

⑤園独自の保育関連計画を策定する。

☐園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。

⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。

- ・各年齢保育マニュアル
- ・延長保育マニュアル
- ・散歩マニュアル
- ・アレルギーマニュアル

⑦園独自の保育内容を実施する。

- ☒定期的な体育指導を実施する。
☐定期的な音楽指導を実施する。
☐定期的な学習指導を実施する。

☒園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する

- ・夏期異年齢合同保育
- ・乳児クラス少人数保育

⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○
10	○	○	○	○	○	○
11	○	○	○	○	○	○
12	○	○	○	○	○	○
13	○	○	○	○	○	○

14	○	○	○	○	○	○
15	○	○	○	○	○	○
16	○	○	○	○	○	○
17	○	○	○	○	○	○
18	○	○	○	○	○	○
19	○	○	○	○	○	○
20	○	○	○	○	○	○

⑨保護者との情報交換

日々の情報や緊急ではない情報

■全年齢において連絡帳を交換している。

□0歳、1歳、2歳児のみ連絡帳を交換している。

■クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。

■ホームページに掲示している。

■月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。

個別緊急時の情報

■個別メール送信システムを活用している。

■電話を活用している。

全体緊急時の情報

■一斉メール送信システムを活用している。

■必要に応じてホームページに掲示している。

■電話を活用している。

■園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。

- ・外部委託を通じた映像情報の提供を引き続き行う。
- ・キッズレポを用いた映像情報の提供体制について検討する。
- ・ドキュメンテーションを積極的に実施する。

⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。

■産休明け保育

■0歳児の延長保育

■2時間以上延長保育

□3時間以上延長保育

□病児・病後児保育

□休日保育

□4時間未満一時預かり事業

□4時間以上一時預かり事業

■しょうがい児保育(特児)

□しょうがい児保育(その他)

■アレルギー児対応

□夜間保育

■育児困難家庭への支援

■外国人児童受入れ

□年末年始保育

■小中高生の育児体験受入れ

■保育所体験 □出産を迎える親の体験学習 ■保育拠点活動支援 ⑩法人内プロジェクトへの参加 ■主任会議に参加する。 ■給食担当会議に参加する。 ■保健担当会議に参加する。 □放送教育研究室に参加する。 ■法人内プロジェクトで決定した事項について、園内において実施する。		
---	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 ■献立は法人共通献立を使用する。 ■食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・給食の外部委託を検討する →昨年度、コロナ禍により、給食提供体制が構築できず、給食中止になる園が多くみられた。また、コロナ禍により休園した場合には、食材の発注停止が間に合わず、多くの食材が無駄になる事態となった。給食の外部委託を検討することにより、より安定した給食提供体制を構築し、環境に配慮したシステムを構築できる可能性があるため、外部委託の検討を始める。 また、外部委託による事務事業量の削減効果や、職員体制のスリム化に伴う事業効率化		評価 5 4 3 2 1 理由

についても検討する。 ・障がい児食事対応 ・季節や伝統行事に合わせた行事食 ・法人統一献立の実施 ・園庭菜園で採取した野菜の食育利用 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・衛生管理マニュアル ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・夏野菜の栽培 ・0歳児から5歳児までの発達にあったつながりある食育 ・旬の食材に触れる食育 ・感染症対策に配慮した食育		
---	--	--

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・定期的な保育室巡回と、保育士との情報共有 ・嘔吐処理の指導（職員） ・エピペン取扱いとアレルギーの園内研修 ・心肺蘇生、AEDの研修 ・必要に応じた動画資料の作成。		評価 5 4 3 2 1 理由

②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 ・安全管理チェック表の活用 ・ベビーセンサーを使用し、SIDS チェックをおこなう。 ・保育室、園庭において子どもが遊び込める環境を作り、事故防止に努める。 ③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ■園独自の取り組みとして、職員の健康管理において以下のことを実践する。 ・職員の休憩時間を確保し、リフレッシュや職員同士がコミュニケーションを取れる時間を作る。 ・日常業務を見直し、職員が健康的に働けるようにしていく。		
---	--	--

令和4年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名		練馬区立 光が丘保育園				施設住所			東京都練馬区光が丘1丁目3番 むつみ台団地3号棟104							
開設年月日		昭和48年4月28日				運営形態			■公設民営認可・□民設民営認可・□小規模保育所							
土地建物所有権		□土地 □建物				土地建物賃借料			土地 円/年 建物 円/年							
敷地面積		1,231,28 m ²				建物延床面積			612 m ²							
開園日		月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と12月29日から1月3日は休園とする。							開園時間		午前7時から午後20時30分とする。但し午前7時から7時30分までと午後18時30分から20時30分までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。					
保育料		所在自治体の定めにより収納する。														
定員数、 入所数、 面積	年次	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	内し よう がい 児	内アレ ルギー 児	内アト ピー キン 児		一時	病後 児		
	定員	8	16	16	20	22	23	105								
	入所	8	15	16	16	17	18	90	2	7	1					
	保育面積	60	52	28.2	28.2	28.2	106.6	303.2								
担当職務と職員名	施設長	平間正人			■会計責任者 ■防火管理者 ■予算管理者 ■固定資産管理者 ■苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者											
	副施設長	落合誠一郎			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者											
	副施設長				□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者											
	主任	小野清人			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者											
	副主任保育士	佐藤愛			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者											
	副主任保育士	田島由里子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者											
	副主任保育士				□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者											
	看護職責任者	白井則子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者											
	栄養士	笛木光枝			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 ■食品衛生推進者 ■食品発注担当者											
	嘱託医（園医）	大口展生			住所 練馬区春日町5-33-30 電話 03-5971-9009											
職員数		正規			正規短時間			嘱託			フル非常勤			パート非常勤		
	保育職	18名			2名			0名			2名			8名		
	看護職	1名			0名			0名			0名			0名		
	給食職	4名			0名			0名			1名			0名		
	用務職	1名			0名			0名			0名			0名		
	事務職	0名			0名			0名			0名			1名		
苦情解決第三者委員		松淵 昂			稲垣幸子											
今年度変更事項																
氷川台第二保育園準備室に異動：韓成喜 富士本保育園から異動：田島由里子 北保育園から異動：石井																

若菜 南大泉保育園から異動：田口奈緒

就任：保育士 渡辺萌優子

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・指示語・命令語・禁止語・否定語を使わない保育の実践。 ・自主的に関わることのできる環境を用意し保育をする。		評価 5 4 3 2 1 理由
②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども(健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども(人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども(自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解の促進に取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、保育課程、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・光が丘保育園の保育を継承するために保育目標を引継ぎ、実践する。 ・一人ひとりの子どもの欲求を十分に満たし、情緒の安定を図る。 ・相手の気持ちに気付けるようにする。 ・身近な人に自分の気持ちを受け止めてもらったり、認めてもらったりできるようにする。 ・一人ひとりの子どもを丁寧に見守ることで安心感を持ち、自分の意思や欲求を伝えることができるようにする。 ・個々の発達を理解し、その		

子に合わせて関わりをもつ。

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

月	日	時	会議名
4	4	13 : 45	職員会議
4	27	13 : 45	職員会議
5	25	13 : 45	職員会議
6	28	13 : 45	職員会議
7	27	13 : 45	職員会議
8	31	13 : 45	職員会議
9	28	13 : 45	職員会議
10	26	13 : 45	職員会議
11	29	13 : 45	職員会議
12	26	13 : 45	職員会議
1	25	13 : 45	職員会議
2	24	13 : 45	職員会議
3	29	13 : 45	職員会議
月 2 回 程度		13 : 45	リーダー会議

- ・残業削減として、職員会議は昼の設定とする。
- ・会議前日に資料を配付し、報告事項の内容は把握したうえで参加する。
- ・検討事項は、事務所会議、リーダー会議とする。
- ・会議時間は 30 分以内で収まるようにする。

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4	1	10 : 00	入園進級祝い会
4		9 : 30	前期健康診断
4	23	10 : 15	全体保護者会
4	22	10 : 00	子どもの日祝い会
5	20	9 : 00	ひかり祭り
6		10 : 00	前期歯科健診
6	22	10 : 00	プール開き
7	1	10 : 00	お店屋さんごっこ
7	7	10 : 00	七夕
8	29	10 : 00	プールじまい (敬老行事)
9	2		
9	9	10 : 00	お月見
9	16	10 : 00	いっしょにあそぼう会 (敬老行事)
9	30	9 : 30	4、5 歳秋の遠足

10		9 : 30	秋の健康診断
10		10 : 00	後期歯科健診
11	5	9 : 30	運動会
11	18	9 : 30	お散歩遠足 (3歳)
12	23	10 : 00	お楽しみ会
1	13	10 : 00	新年祝い会
1		10 : 00	歯科保健指導
2	3	10 : 00	豆まき
2	4	10 : 00	おおきくなったね会
2	17	9 : 00	お別れ遠足 (5歳)
2	25	9 : 30	全体保護者会
3	3	10 : 00	ひなまつり
3	17	10 : 00	お別れ会
3	25	13 : 00	卒園お祝い会

⑤年間の園内研修、モデル園としての取組（法人研修を除く）等は以下のとおりとする。

月	日	参加者	研修名
4		全職員	①練馬区立保育園の保育水準読み合わせ ②アレルギー児の対応（エピペン使用含む） ③防災机上訓練 ④職員マナーについて
5		全職員	『心得』についての意見交換
6		全職員	心肺蘇生法
9		全職員	情報セキュリティ研修
10		全職員	人権教育研修
11		全職員	嘔吐処理
1		全職員	ヒヤリハットの活用
2		管理職	ハラスメント研修
3		全職員	ハラスメント研修

⑥安全管理対策

不審者対策

■園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。

■園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。

■園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的実施する。

■光が丘警察署との連携の基で不審者対策講習を受ける。

災害対策

■園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。

■園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。

■地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。

■発災時を想定し、児童、職員が最低 3 日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。

■園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・練馬区教育委員会が計画する防災訓練を実施する。
- ・練馬区こども家庭部が計画する情報伝達訓練を実施する。
- ・練馬区または光が丘消防署にて応急救命講習を受ける。
(指導職員)
- ・起震車による職員及び園児への教育活動を実施する。
- ・避難訓練に水害時を想定したケースを取り入れる。
- ・避難訓練を保育士主体で取り組めるよう計画を立案する。

⑦個人情報管理

■個人情報保護マニュアルを整備、運用する。

■プライバシーポリシーを公表する。

■個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。

■園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・練馬区が作成する情報セキュリティ教本を利用し、読み合わせをおこない個人情報管理への意識を高める。

⑧ハラスメント防止措置

■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。

■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。

■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・職員と園長が話をする機会を定期的に設け、コミュニケーションを取る。
- ・業務改善をおこない、仕事量の適正化を図る。
- ・パワハラ職場環境認識度チェックリストをおこない、意識を高める。

⑨職員育成

■職員の個人目標管理制度を活用する。

■職員の自己申告制度を活用する。

■職種別習熟度指標を活用する。

■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。

■法人主催研修（交換研修含む）に職員を積極的に参加させる。

■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・新型コロナウイルス感染症の状況によるが、キャリアアップ研修や外部の研修に参加し、職員の育成をおこない、保育の一定水準を確保する。
- ・練馬区主催の研修は、計画的に一人1回は参加できる配置をおこない職員の質の向上を図る。
- ・組織の構築をおこない、職員指導を明確化する。（OJT, メンター制度）
- ・研修計画を作成。

⑩施設保全・什器備品整備

■施設点検マニュアルを整備、運用する。

■業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。

■施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。

※練馬区に修繕の必要な箇所をその都度報告し、修繕を実施。

時期	内容	概算金額

- 什器備品類に関して、以下の補修、修繕、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。

時期	内容	概算金額

⑪利用者意向把握

- 外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。
 ■外部評価機関による利用者アンケートを実施する。
 ■利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。
 ■園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。

・年1回の運営委員会の実施。
 ・保護者へのアンケートの実施。(主な行事に関して)

⑫苦情解決制度

- 苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。
 ■利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。
 ■地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。
 ■園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

・練馬区の「保健福祉サービス苦情調整委員制度」を利用する。

⑬虐待防止・早期発見

- 虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。
 ■子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。

⑭外部機関との連携

- 地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。
 ■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。
 ■地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。
 ■地域内の認可外保育施設との連携を図る。

⑮法人内施設との連携

- 会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部

事務局に委託する。 ■法人内の他園との交流、連携を図る。 ※新型コロナウイルス感染症の状況による。		
--	--	--

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保育の内容に関する全体的な計画について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■保育の内容に関する全体的な計画の見直しをおこなう。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 ■しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 □しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 ・アナフィラキシー児対応につき「アレルギー児対応の保育方針」を策定する。 ・職員が子どものつぶやきやひらめきのエピソードを年2回出すことにより子どもの発見や気づきを大切にしていく。 ・ヒヤリハットを集計し、園全体で危険な個所を周知する。 ・園庭改造のプロジェクトを充足し、物的環境の見直しをおこなう。 ・自己肯定感プロジェクトに取り組む。		評価 5 4 3 2 1 理由

⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。

- ・練馬区立保育園の保育水準を維持するために以下の事項を実践する。
- ・光が丘保育園引継ぎ手順書
- ・練馬区園外保育マニュアル
- ・練馬区乳児保健マニュアル
- ・練馬区保育所給食の衛生管理
- ・昨年度法人で作成した『国立保育会の保育内容』を参考に保育をおこなう。

⑦園独自の保育内容を実施する。

- 定期的な体育指導を実施する。
- 定期的な音楽指導を実施する。
- 定期的な学習指導を実施する。
- 園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する

- ・異年齢保育の実践として仲良し活動をおこなう。
- ・定期的に“リズム”を実施する。
- ・環境学習を実施する。
- ・幼児期の終わりまでにそだってほしい 10 の姿に基づき保育を展開する。

⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7	順次登園（延長保育 7:00～7:30）					
	朝保育（7:30～）					
8	クラス保育開始 （乳児 8:00 幼児 8:30）					
9	遊び 睡眠	おやつ		朝の会 遊び・活動		
10	離乳 食	遊び				
11	睡眠	食事		11:30～食事		
12	遊び	午睡				
13				午睡 14:30 目覚め		
14	離乳 食	目 覚 め （随時）				
15	遊び	おやつ				
16	睡眠	遊び				
17	順次	夕保育				
18	降園	順次降園				
19	18:30～20:30					
20	延長保育					

⑨保護者との情報交換 ・日々の情報や緊急ではない情報 ■全年齢において連絡帳を交換している。 □0歳、1歳、2歳児のみ連絡帳を交換している。 ■クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。 ■ホームページに掲示している。 ■月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。 ■園独自の取り組みとして、以下の情報交換を実施する。 ・幼児クラスのその日の保育内容を毎日掲示し、かつ、各家庭に配付。 ・「共育て通心」の取り組みをし、保護者と共通理解のもと、子どもの育ちを見守る。 個別緊急時の情報 □個別メール送信システムを活用している。 ■電話を活用している。 全体緊急時の情報 ■一斉メール送信システムを活用している。 ■必要に応じてホームページに掲示している。 ■電話を活用している。 ■園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。 ・年に2回は練馬区連絡メールシステム、伝言ダイヤル 171、web伝言板を活用する訓練を練馬区とおこなう。 ⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。 □産休明け保育 ■0歳児の延長保育 ■2時間以上延長保育 □3時間以上延長保育 □病児・病後児保育 □休日保育 □4時間未満一時預かり事業 □4時間以上一時預かり事業 ■しょうがい児保育(特児) ■しょうがい児保育(その他) ■アレルギー児対応 □夜間保育 ■育児困難家庭への支援 ■外国人児童受入れ ■年末年始保育 ■小中高生の育児体験受入れ ■保育所体験		
--	--	--

□出産を迎える親の体験学習 ■保育拠点活動支援 ・令和４度は、年末保育はおこなわない。 ⑪法人内プロジェクトへの参加 ■主任会議に参加する。 ■給食担当会議に参加する。 ■保健担当会議に参加する。 ■法人内プロジェクトで決定した事項について、園内において実施する ・業務改善申請書を定着させ、職務の効率化への意識化をはかり実践する。 ・ICT化を定着するために、職員一人に一台パソコンを用意する。 ・休憩時間を取得できるよう、園全体でのローテーションを考える。また、定額残業制度を活用する。 ・職員の事務処理時間を考慮し、残業時間を月に５時間以内とし、本人の希望がある場合は、業務に支障の無い範囲で相殺ができるシステムを周知する。 ・連絡帳、児童票、おたよりなどICT化できるところから取り入れ簡素化していく。		
---	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 □献立は法人共通献立を使用する。 □食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・練馬区の統一献立に基づき給食業務を実施する。 ・練馬区内の業者から食材を調達する。 ・日々の安全な食事の提供にむけて衛生管理マニュアルをしっかりと活用する。 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・練馬区の保育所給食の衛生管理 ・練馬区の離乳のてびき ・食物アレルギーマニュアル ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・野菜の栽培、食育指導、調理保育等、練馬区立保育園の食育到達目標「食べることが楽しいと思える子どもに」に到達すべく子どもたちの食べる力を豊かに育むための食育活動を実施していく。調理保育においては、新型コロナウイルス感染症の状況により判断をする。 ・食育として年長児が配膳トレーを使用する。		評価 5 4 3 2 1 理由

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・練馬区のサーベイランスを活用し感染症等の発生状況を把握し、予防に努める。 ・練馬区の感染症マニュアルを活用する。 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 ・事故防止に向け、ヒヤリハットの定着と内容の共通理解をはかり事故防止につなげる。 ・園庭遊具、園庭の安全点検を毎週おこなう。 ・園内、園庭等に誤嚥・誤飲につながる物を発見し、事故予防につなげる取り組みをおこなう。 ・職員の意識を高めるために気づき大賞として園内の危険物を見つける活動をする。 ③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ・職員の健康管理をするため休憩時間の確保の取り組みをおこなう。		評価 5 4 3 2 1 理由

令和4 年度 保育園年間事業（保育）計画

園No.	29	園名	練馬区立光が丘保育園
------	----	----	------------

	月の主題	保育のねらい	年間行事	月例行事	保健指導	日 課
4 月	新しい環境に慣れる。	新しい環境に慣れる。 職員や友だちに親しみ、安心して過ごす。	1日 入園・進級祝い会・0・1歳保護者会 4日 2～5再入園説明会 22日 こどもの日祝い会 23日 2～5歳保護者会	0歳児検診・身体計測 避難・消火・防犯訓練 誕生会（各クラスごと）	手洗い指導 前期健康診断	時刻 7時 延長保育（朝） 随時登園（朝保育）
5 月	戸外でのびのびと遊ぶ。	好きな遊びを十分に楽しむ。 身体を十分に動かし、外遊びを楽しむ。	20日 ひかりまつり	0歳児検診・身体計測 避難・消火訓練 誕生会（各クラスごと）	手洗い指導	8時 クラス保育開始 9時 遊び おやつ 10時 遊び 離乳食 食事
6 月	梅雨期を快適に過ごす。	室内での遊びを工夫し楽しむ。 清潔で安全な環境を整え、心地よく過ごす。	22日 プール開き	0歳児検診・身体計測 避難・消火・防犯訓練 誕生会（各クラスごと）	歯磨き指導 うがい指導 前期歯科健診	11時 食事 12時 午睡 13時 午睡
7 月	夏の遊びを楽しむ。	夏の遊びを十分に楽しむ。	1日 お店やさんごっこ 7日 セタ	0歳児検診・身体計測 避難・消火訓練 誕生会（各クラスごと）	プール指導	14時 目覚め 15時 おやつ 16時 遊び 17時 順次降園（夕保育）
8 月	夏の遊びを楽しむ。 夏の自然に親しむ。	夏の遊びを十分に楽しむ。	29日 プールじまい	0歳児検診・身体計測 避難・消火・防犯訓練 誕生会（各クラスごと）	身体の拭き方	18時 延長保育開始（夕①夕②） 19時 20時 20時30分 保育終了
9 月	戸外で友だちと一緒に遊ぶ。	友だちと一緒に身体を動かし遊びを楽しむ。	9日 お月見 16日 いっしょにあそぼう会 30日 4・5歳児秋の遠足	0歳児検診・身体計測 避難・消火訓練 誕生会（各クラスごと）	怪我の対応の仕方	
10月	身体を動かすことを楽しむ。	活動的な遊びを通して身体を十分に動かす。	28日 運動会総練習	0歳児検診・身体計測 避難・消火・防犯訓練 誕生会（各クラスごと）	後期歯科診断 後期健康診断 視力測定（5歳）	
11月	秋の自然に親しむ。	秋の自然に触れ遊び、発見を楽しむ。	5日 運動会 18日 3歳児お散歩遠足	0歳児検診・身体計測 避難・消火訓練 誕生会（各クラスごと）	手洗い・うがい指導	
12月	寒さに負けず元気に遊ぶ。	戸外で積極的に身体を動かし遊び、友だちとの関わりを深める。	23日 お楽しみ会	0歳児検診・身体計測 避難・消火・防犯訓練 誕生会（各クラスごと）	風邪予防について	
1 月	正月遊びを楽しむ。 表現活動を楽しむ。	正月遊びに関心を持ち、作ったり遊んだりする。 ごっこ遊びや表現遊びを友だちと一緒に楽しむ。	13日 新年祝い会	0歳児検診・身体計測 避難・消火訓練 誕生会（各クラスごと）	歯科保健指導	
2 月	表現活動を楽しむ。 冬の自然に親しむ。	ごっこ遊びや表現遊びを友だちと一緒に楽しむ。 自然事象の変化に気づき、自然への興味関心を広げる。	3日 節分 4日 おおきくなったね会 17日 お別れ遠足 中・下旬 保護者会	0歳児検診・身体計測 避難・消火・防犯訓練 誕生会（各クラスごと）	手洗い指導	バス遠足の代替案 幼児クラスの遠足を徒歩遠足かお散歩で計画する。（ころな収束後は、バス遠足）
3 月	大きくなることを喜ぶ。	就学、進級に期待をもって過ごす。 みんなで成長を認めあう。	3日 ひなまつり 17日 お別れ会 25日 卒園祝い会	0歳児検診・身体計測 避難・消火訓練 誕生会（各クラスごと）	新入園児検診	備考 布団乾燥（月2回） 消防点検（随時） 園内清掃（年6回） 安全点検（週1回） エコ学習（随時） お楽しみ給食（月1回） 個人面談・保育参加（随時）
家庭指導	・保育園での子どもの生活や様子、保育方針を伝え、保育園生活を知ってもらうと共に、保護者の思いや考えを受け止め共通理解の上で子育てをしていく。 ・一人一人の子どもの状態を知らせ合うことで、子どもにとって適切な対応ができるようにする。 ・日常生活の中でコミュニケーションを図り、信頼関係を築いていく。 ・保育園での行事や日常の保育に積極的に参加してもらうことで、子どもの成長を認め共感しあえるようにする。 ・子育て等の悩みや相談に随時応じられる体制作りをし、各職種の職員の専門性を生かすようにする。また、必要に応じて他機関との連携をとっていく。 ・保護者との関わり…送迎時や連絡帳でのやりとり。各種お便りの配布（園便り、クラス便り、保健便り、栄養便り）保護者会、個人面談、保育参加、保育参観、行事への参加。					

令和4年度 年間行事予定一覧

園No.	園名	入園祝い会	こどもの日	七夕祭	運動会	年末お楽しみ会	節分	ひなまつり	就学祝い会	おおきくなっただね会	バス園外保育	おわかれ遠足	その他		春定期健診	秋定期健診	春歯科検診	秋歯科検診
29	光が丘	4月1日(木)	5月21日(金)	7月7日(水)	10月30日(土)	12月24日(金)	2月3日(木)	3月3日(金)	3月25日(土)	2月4日(土)	9月30日(金)	3月17日(金)	7月1日(金)	9月16日(金)	4月14日(木)	10月27日(木)	6月6日(木)	10月13日(木)
					晴れ:2号棟3号棟 間ひろば				卒園祝い会		11月18日(金)		お店屋さんごっこ	いっしょに遊ぼう会				
					雨天:光が丘第八 小体育館								3月17日(金)					
													お別れ会					

【入力の際の注意事項】

※日付の欄は自動変換で〇月〇日と表示されるので、

入力するときは半角英数文字で4月～12月まで、「2020/〇/〇」と入力すること。

1月～3月 「2021/〇/〇」

例: 2020年4月10日(金)に実施する場合→2020/4/10

※予備日などを設定している場合は2行で記入すること。

令和4年度 避難・消火訓練計画

練馬区立光が丘保育園

目的	保育園やその近隣に於いて、想定される訓練種別を計画し実施する事で、的確な判断と適切な行動を身につけ、園児の安全を保護する事を目的とする。 ※6月 救急法・消防署員からの指導、一斉防災訓練(日程を決めての訓練となる、プール開きの前におこなう) 11月 起震車体験					
目標	1 災害の恐ろしさを知り、冷静で迅速に避難する態度や心構えを養う。 2 事故発生を未然に防ぐため、避難訓練の徹底、防災備品の点検等の防災対策の確立を図る。 3 非常事態発生時に、適切な避難方法により、園児の安全を守る。 4 情報の収集、安全点検、実施訓練に重点を置く。					
月	想定	時間(毎月設定) 場所	訓練のねらい	避難場所	訓練の内容	担当
4	机上訓練 4月上旬	各部署	・職員全員が訓練目的及び内容について周知徹底し、個人の動き、組織としての動きを確認しあう。 ・災害発生時の対応の仕方を知り、園児の安全確保についての確認を行う。		・自衛消防組織編成表により係分担を把握し年齢別の避難体制を確立するとともに各種点検をする。 ・避難経路の確認、マニュアルの読み合わせ。 ・朝夕保育、土曜日における体制について確認する。 ・水害・土砂災害の訓練について検討する。	フリー
	地震 4/27	10時 関東全域	・災害発生時及び訓練について園児に知らせる。 ・放送の指示に従い、速やかに安全な場所に避難する。 ・お・か・し・も の約束を知る。 ・分担して迅速な初期消火に努める	室内外の安全な場所	・地震発生時の放送を聞き園児を室内の安全な場所に避難させる。 ※ 防災頭巾及び靴下を着用時の着用方法について確認する。 ※ 寒い時期の防寒着着用方法について確認をする。 ※ 当番時や他クラスで過ごしている時の 防災頭巾着用方法について確認する。	
5	地震 ↓ 火災 5/25	10時 関東全域 調理室	・出入り口の確保をし転倒、落下防止に努める。 ・地震から火災(調理室にて)への避難の仕方を知る。 ・分担して迅速な初期消火に努める	園庭	・出入り口を確保し園児を室内の安全な場所に避難させる。 ・移動時に人数把握を行う。 ・人数把握をし園児を安全な場所に避難させる。	2歳担任
6	6月初旬	13時30分 ～14時30分	※ プール遊び開始前に心肺蘇生の方法を学ぶ。(職員対象、6月17日より前に行う)	4歳児室	・応急手当・心肺蘇生法・AEDを使つての手当及びエビベンの使用 方法」 (消防署員による指導を受ける)	看護師
	地震 6/28	14時30分 関東全域	・午睡時の避難の仕方を知る。 ・職員間の連携を図る。 ・分担して迅速な初期消火に努める	室内外の安全な場所	・寝ている子がいた場合の避難の仕方をクラスで確認し、スムーズに行えるようにする。 ・トイレなど部屋にいない子の人数把握に努める。	4歳担任
7	台風(大雨) 7月12日	10時15分 関東全域	・放送の指示に従い、安全な場所に避難する。 ・台風による水害・土砂災害発生時の行動、指示を正確に行う。 ・園児を区指定の避難場所まで、安全に避難させる。	園内外の安全な場所 ↓ 光が丘第八小	・台風による大雨警戒情報・避難レベル3に従い、園児を区指定の避難場所まで、安全に避難させる。 ・避難場所である光が丘第八小学校との連携を図り、園児の安全を確保する。 ・保護者への連絡体制を整える。	5歳担任 事務所
	地震 ↓ 火災 7/27	10時30分 関東全域	・プール遊び・夏の遊び時の避難の仕方を知る。 ・分担して迅速な初期消火に努める	室内外の安全な場所	・溺れたり、滑つたりの二次災害のないよう落ち着かせ、安全な場所に避難する。 ・バスタオル、衣類で身体を覆う。	3歳担任
8	地震 ↓ 火災 8/31	17時30分頃 関東全域	・夕保育中における安全確保、避難の仕方を知る。 ・分担して迅速な初期消火に努める	室内外の安全な場所	・人数把握をし、園児を室内の安全な場所に避難させる。 ・保護者の参加、協力を呼びかける。 ・職員同士声を掛け合い協力しおこなう。	1歳担任
9	地震 ↓ 火災 9中旬	10時15分 関東全域	・防災訓練に参加する。 ・災害対策を実施し、防災意識の高揚を図る。 ・災害発生時の通報の仕方を知る(保育課へ) ・分担して迅速な初期消火に努める	園内外の安全な場所	・区からの指示により園児の安全確保、施設の措置を行う。 ・保護者への引渡し方法の確認及び確実に保護者への引渡し引渡し確認表に何時に、誰に誰が引き渡したかを確実におこなう。	2歳担任 ヒムシヨ
10	地震 ↓ 火災 10/26	10時15分 関東全域 (消防署)	・放送の指示に従い、安全な場所に避難する。 (避難の様子を消防署員の方に見てもらおう) ・地震時、火災発生時の行動、指示を正確に行う。 ・分担して迅速な初期消火に努める ・消火器の扱い方を知る。(消火訓練)	園内外の安全な場所 ↓ 園庭	・放送を聞き、お・か・し・も の約束を守る。 ※ゆりの木団地から火災 ・消防署員から消火訓練の指導を受ける。	0歳担任
11	地震 ↓ 火災 11/14の週	関東全域 (散歩先)	・散歩先での避難方法を知る。(各クラス) ・園児の状況等正確な伝達をし、指示に従って行動する。	散歩先の安全な場所	・経路の確保、危険箇所、周りの状況等を把握する。 ・人数把握をし園児を安全な場所に避難させる。 ・保育園と連絡を取り合い安全確認後に戻る。	5歳担任
	起震車体験	10時	・地震の揺れを体験する。 ・消防士の話聞き、身の安全を図る大切さを知る。	園庭前公園	・起振車に乗り、地震の揺れを体験する。 ・消防士の話聞く。(地震の際、どのように行動すればよいかを知る。)	3歳担任
12	地震 ↓ 火災 毎週土曜日	10時 関東全域	・火災時の安全な避難経路を確保し安全な場所に避難する。 ・少人数体制の避難を知る。 ・分担して迅速な初期消火に努める ※土曜日の避難訓練 ※火災場所をいくつか設定し避難する場所を変える。	園内外の安全な場所	・火災発生場所を確認し声を掛け合い初期消火にあたる。 ・火災発生時の声を聞き担任の元に集まり指示に従い行動する。 ・放送設備不可のため、肉声でおこなう 12月 3日～A週 12月10日～B週 12月17日～C週 12月24日～D週 ・地震を疑似体験することで 安全に身を守る方法を知る。	4歳担任
1	地震 ↓ 火災 1/25	17時30分頃 関東全域	・夕保育中における安全確保、避難の仕方を知る。 ・分担して迅速な初期消火に努める	室内外の安全な場所	・人数把握をし、園児を室内の安全な場所に避難させる。 ・保護者の参加、協力を呼びかける。 ・職員同士声を掛け合い協力しおこなう。	1歳担任
2	火災 2/24	10時15分 団地上階	・近隣住宅の火災時の避難の仕方を知る。 (ゆりの木保育園側の住居) ・URからの火災発生時の通報の仕方を知る ・分担して迅速な初期消火に努める	園庭 ↓ 広場	・状況をすばやく把握し、事務所に知らせる。 ・人数把握をし、園児を室外の安全な場所に避難させる。 ・職員同志声を掛け合い協力しおこなう。 ・管理事務所から火災の連絡を入れてもらう(1月に連絡を取る)	0歳担任
3	地震 ↓ 火災 抜き打ち	16時 関東全域	・食事(おやつ)後の安全確保、避難の仕方を知る ・分担して迅速な初期消火に努める	室内	・人数把握をし、園児を室内の安全な場所に避難させる。 ・職員同士声を掛け合い協力しおこなう。 ・お迎えの保護者の参加、協力を呼びかける。 ・園庭では、合同保育になっているクラスもあるため、職員同士連携をとる。	事務所

|

令和 4 年度年間防犯訓練（研修）計画書

園 名	練馬区立光が丘保育園
-----	------------

実施予定月	参加予定者	講 師 (外部講師)	内 容
(記載例) 令和3年〇月	園長・主任・職員・ 5歳児	練馬警察署	園外保育中(近隣公園)での不審者との遭遇を想定 園児の安全確保訓練・避難訓練・緊急連絡訓練
平成34年4月15日	全職員	担当職員 各クラスリーダー	・机上訓練 (各部署でマニュアルの読み合わせ、確認)
令和4年6月6日の 週	園長・副園長・主任 各クラス担任 全園児 (各クラスごと)	担当職員 各クラスリーダー	・散歩先で不審者との遭遇を想定 ・園児の安全確保訓練・避難訓練 ・緊急転落訓練(散歩に出ている職員から、保育園に電話連絡をする。)
平成34年8月25日	全職員 全園児	担当職員 各クラスリーダー	・おやつ後(15時30分)、園庭より不審者侵入を想定 (用務主任男性職員に不審者訳を依頼する。) ・伝達訓練・園児の確保訓練 ・緊急連絡訓練(近隣施設への応援要請:児童館)
平成34年10月21日	事務所職員 遅番職員	事務所職員 遅番職員	・遅番時、玄関より不審者侵入を想定 ・園長不在 ・事務所及びその場にいた職員の対応訓練 ・園児の安全確保・緊急連絡訓練
平成34年11月10日	全職員 全園児	光が丘警察書	・施設内に不審者が侵入を想定 ・園児の安全確保・緊急連絡訓練等指導を受ける。 ・3・4・5歳児対象、不審者に対して危険を察知する力、対応の仕方、回避する術を学ぶ。

令和5年2月15日の 週	園長・副園長・主任 各クラス担任 全園児 (各クラスごと)	担当職員 各クラスリー ダー	・刃物を所持した不審者が、近隣に出没したとの連絡を受け、散歩に出ているクラスに速やかに園に戻るよう連絡を入れる訓練をおこなう。 (ひまわり110番確認・連絡カードの活用)
-----------------	--	----------------------	--

※ 年1回以上の防犯訓練(研修)計画を策定し、年度当初に保育計画調整課 公立保育所担当係まで提出してください。

※ 研修等の机上訓練を含む。

令和 4 年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名		南大泉保育園				施設住所		練馬区南大泉5－26－7							
開設年月日		昭和 48 年 1 月 1 日				運営形態		■公設民営認可・□民設民営認可・□小規模保育所							
土地建物所有権		□土地 □建物				土地建物賃借料		土地円 /年 建物円/年							
敷地面積		2001.10 m ²				建物延床面積		661.83 m ²							
開園日		月から日曜日とする。但し、12月29日から1月3日は休園とする。						開園時間		午前7時00分から午後8時30分とする。但し午前7時から午前7時30分と午後6時30分から午後8時30分までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。					
保育料															
定員数、入所数、面積		年次	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	内しょうがい児	内アレルギー児	内アフラトキシン児		一時	病後児
		定員	10	18	24	25	25	25	126						
		入所	10	18	24	25	25	25	126	2	6	0			
		保育面積	54.1	60	52.2	54.1	54.1	69.6	404.69						
担当職務と職員名	施設長		加藤由美子			■会計責任者 ■防火管理者 ■予算管理者 ■固定資産管理者 ■苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者									
	副施設長		千葉みどり			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者									
	主任保育士		大場朋子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者									
	主任保育士		石井卓弥			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者									
	副主任保育士					□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者□衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者									
						□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者									
	看護職		前川佳美			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者									
	給食職責任者		久岡茉莉香			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 ■食品衛生責任者■食品発注担当者									
	嘱託医（園医）		渡辺 久幸			住所 練馬区東大泉 1-26-16 カサビル 1F 電話 03-5947-3577									
職員数		正規			正規短時間		嘱託		フル非常勤		パート非常勤				
	保育職	21									保育士 5 保育補助 15				
	看護職	1													
	給食職	4									1				
	用務職	1									3				
	事務職														
苦情解決第三者委員		田村美津子		近藤春美											
今年度変更事項 岸田幸格副園長が総務部業務課、福谷恵梨保育士が氷川台第二保育園へ、青木紀樹調理員が富士本保育園へ異動。 新入職員：渡邊亜美、川村晴菜															

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ①練馬区立公立保育園としての保育の継続。 ②法人の理念に基づいた保育を進めるに井上さく子先生の研修の導入。 ③国立保育会の保育方針を職員間で読み解く園内研修を実施する。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども(健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども(人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども(自主性) 【南大泉保育園保育目標】 ◎健康で生き生きした子ども ◎友だちと一緒にあそぶ子ども ◎のびのびと自分を表現する子ども ◎相手の気持ちがわかり、思いやる子ども ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、保育課程、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・保育士中心の運動活動、外部講師のリズムを取り入れ、子どもの体づくりに努める。 ・指示語・命令語・禁止語・否定語について、職員間で学びあうために園内研修を取り入れる。 ・人的環境・物的環境については、子どもの発達に合わせて環境構成を見直していく。		評価 5 4 3 2 1 理由

■遠足は練馬区の方針で今年度よりバス遠足は中止となる。

■休日保育、延長保育

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

月	日	曜日	時	会議名
4	23	土	13:30	全体職員会議
5	19	木	13:30	全体職員会議
6	21	火	13:30	全体職員会議
7	21	木	13:30	全体職員会議
8	24	水	13:30	全体職員会議
9	20	火	13:30	全体職員会議
10	24	月	13:30	全体職員会議
11	29	火	13:30	全体職員会議
12	20	火	13:30	全体職員会議
1	17	火	13:30	全体職員会議
2	16	木	13:30	全体職員会議
3	3	金	13:30	全体職員会議
3	17	金	13:30	全体職員会議

幼児会議 第1、第3木曜日 14時

乳児会議 第2、第4木曜日 13:30

調理会議、アレルギー会議・月1回

0歳児会議・毎月1回

体制会議 毎週金曜日 13:45～

昼礼 毎日 13:45～

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4	2	9:00	入園説明会
4	7	10:00	入園進級祝い会
4	23	10:00	こどもの日祝い会
5	20		5歳児遠足
5	25		4歳児遠足
5	28		乳児保護者懇談会
6	29	10	プール開き
7	7		七夕まつり
9	2	綻	プールじまい
9	14	綻	秋の会
10	未定	未定	教育委員会一斉防災訓練
10	29		運動会
11	5 9	未定	8日4歳児、 15日3歳児 お弁当遠足
12	9		年末お楽しみ会
1	7	10	新年お楽しみ会
2	3		節分
2	5		大きくなったね会
3	3		ひなまつり
3	4		新入園児面接
3	17		卒園を祝う会
3	25		クラス移動
3	31		ぞう組お別れ会

【後期クラス別保護者会】

0歳児 1/20 1歳児 1/24

2歳児 1/31 3歳児 2/18

4歳児 2/18

5歳児 12/16（校長先生からのお話）
他、春の定期健康診断、春の歯科健診
秋の健康診断、秋の歯科健診日程未定

⑤年間の園内研修、モデル園としての
取組（法人研修を除く）等は以下の
とおりとする。

月	日	参加者	研修名
4	23	全職員	・理念/方針/ 虐待人権な ど
4	平日	全職員	嘔吐処理
6	未定	全職員	消防署によ る心肺蘇生
6	未定	全職員	消防署によ る消火訓練 嘔吐処理
			・荒馬 ・リズム

- ・年間を通し、引き継ぎ項目の「荒馬」「リズム」の研修を外部の講師を設定し受講する。
- ・各キャリアに合わせたキャリアパス研修参加
- ・法人研修参加
- ・園内研修 嘔吐処理、心肺蘇生、個人情報、ハラスメント、心得など
- ・区内主催研修
- ・その他随時予定あり

⑥安全管理対策

不審者対策

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。
- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的
に実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低3日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・公園マップ修正
- ・園舎、保育室の安全チェックリストの強化
- ・大泉第六小学校との連携、経路の確認、非常食、備品の追加。

・隣接地域集会所との避難訓練、事故防止について ・ヒヤリハットの活用 ⑦個人情報管理 ■個人情報保護マニュアルを整備、運用する。 ■プライバシーポリシーを公表する。 ■個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・練馬区主催の個人情報保護の講習を受ける。 ・守秘義務についての園内研修を園長がおこなう。子どもの書類は、全て施錠されているキャビネットなどで保管する。 ・保護者への他児の情報に関する漏洩がないようにチェックリストを作成するなどして、指導にあたる。 ・練馬区個人情報マニュアルの読み合わせと周知を行なう。 ・連絡帳は開閉扉の中にしまう。 以上、常勤、非常勤職員ともに周知、参加をする。 ⑧ハラスメント防止措置 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・管理職はハラスメント研修に参加、職員間のコミュニケーションの構築 ・ハラスメント防止のための職員間の声の掛け合いができる環境を構築していき、互いが働きやすい場となるようにしていく ⑨職員育成 ■職員の個人目標管理制度を活用する。 ■職員の自己申告制度を活用する。 ■職種別習熟度指標を活用する。 ■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。 ■法人主催研修（交換研修含む）に職員を積極的に参加させる。 ■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。		
--	--	--

・職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会の充実を処遇改善Ⅱのキャリアアップ研修を用いて全職員が参加し保育の水準を確保する。 ・外部研修、法人研修への積極的な参加を促す。園長、副園長、主任による個人面談実施。 ・メンター制度導入で新卒職員のサポートをおこなう。 ⑩施設保全・什器備品整備 ■施設点検マニュアルを整備、運用する。 ■業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。 ■施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。 ・練馬区運営管理係を通し、修繕を進める。 ■什器備品類に関して、以下の補修、修理、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。 ・区の方針である ICT 化導入においてのパソコンの増設。 ・保育室棚・・・100 万 ・キャビネット・・・30 万 ・他、必要に応じて予算内で賄う。 その他 グリストラップ掃除、建築、防災点検は練馬区でおこなう。 ⑪利用者意向把握 ■外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。 ■外部評価機関による利用者アンケートを実施する。 ■利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。 ■園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。 ・一年を通し、保護者の子育てに対する意向を聞く機会を設ける。 ・大きな行事ごとにアンケートで改善・取り組みにつなげていく。 ・ご意見ご要望ボックスの設置といただいたものは、全職員で共有し、速やかに保護者に返す。 ⑫苦情解決制度 ■苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。 ■利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ■地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ■園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。		
---	--	--

・ご意見は、速やかに周知、改善、対応策を考え、掲示し、苦情になる前に対応する。 ・苦情解決制度と第三者委員については、入園時、保護者懇談会などで、年度を通し随時保護者には知らせていく。 ・第三者委員の方を行事などにご招待し、保護者が制度について理解できるような機会を設けていく。 ・プール活動、園行事の際は、近隣へ挨拶とポスティングをおこなう。		
⑬虐待防止・早期発見 ■虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。 ■子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。 ・該当児身体的管理、保護者のサポート、各関係機関との連携を密にしていく。 ・区主催の研修に参加し、日頃の様子などから早期発見に努める。 ⑭外部機関との連携 ■地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。 ■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。 ■地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。 ■地域内の認可外保育施設との連携を図る。 ・隣接地域包括支援センターでのお年寄りとの交流に5歳児が参加する。 ・近隣公立保育園、認証保育所との交流をおこなう。 ⑮法人内施設との連携 ■会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託す法人内の他園との交流、連携を図る。		

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保育課程について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■保育課程の策定と職員間での共有を徹底する。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ■休日保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 ・練馬区のマニュアルに順守する。 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・各年齢保育マニュアル ・延長保育マニュアル ・休日保育マニュアル ・散歩マニュアル ・アレルギーマニュアル ・保健マニュアル ・給食衛生管理マニュアル など		評価 5 4 3 2 1 理由

- ⑦園独自の保育内容を実施する。
 ■定期的な体育指導を実施する。
 □定期的な音楽指導を実施する。
 □定期的な学習指導を実施する。
 ■園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する

- ・休日保育をおこなう。
- ・延長保育をおこなう。
- ・リズム運動、荒馬をおこなう。

【引き継いだ保育内容】

① 遊び

- ・タイヤや牛乳ケース、お風呂マット、板など身近なものを使い、既成概念にとらわれず、色々な遊びが展開していく中で、豊かな想像力を育む。
- ・季節に合わせた、制作物に取り組み、それぞれの年齢に合わせたものを作品として作り、掲示する。

② リズム

- ・ピアノに合わせて裸足で行い、這う、走る、止まる、跳ねるなどの動きをし、発達に必要な動きを促し身体づくりをおこなう。縦割り保育の「3きょうだい」で取り組むことも多く、楽しみながらたくさんの刺激を受ける。

- ③ 幼児運動指導員の資格を取得した保育士2名を中心に子どもの体幹を育てていく運動活動を新たに定期的に取り入れていく。

- ⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7:00	保育開始 順次登園					
7:30	朝延長開始					
8:30	朝延長終了					
8:30	・人数によって時間帯合同					
8:30	遊 び 睡眠	遊 び				
9:30	外 気 浴	朝の集 まり 牛乳	朝の集まり 課題活動 遊び			
10	離 乳 食 ・ 活 動	活動 遊び 11:30 給食				
11	食事					
12	睡眠	睡眠	食事			
13			睡眠			
14	離乳食					
15	おや つ・ 遊び	目覚め・おやつ 帰りの集まり 遊び				

16	遊び・順次降園		
17			
18:30	延長保育		
20:30	20:30 保育終了		

⑨保護者との情報交換

日々の情報や緊急ではない情報

- 全年齢において連絡帳を交換している。
- 0歳、1歳、2歳児のみ連絡帳を交換している。全クラス連絡帳対応。
- クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。
- ホームページに掲示している。
- 月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。

個別緊急時の情報

- 個別メール送信システムを活用している。
- 電話を活用している。

全体緊急時の情報

- 一斉メール送信システムを活用している。
- 必要に応じてホームページに掲示している。
- 電話を活用している。
- 園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。

練馬区と法人用の一斉メールを用いて月次の通信訓練の実施をする。

⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。

- 産休明け保育
- 0歳児の延長保育
- 2時間以上延長保育
- 3時間以上延長保育
- 病児・病後児保育
- 休日保育
- 4時間未満一時預かり事業
- 4時間以上一時預かり事業
- しょうがい児保育(特児)
- しょうがい児保育(その他)
- アレルギー児対応
- 夜間保育
- 育児困難家庭への支援
- 外国人児童受入れ
- 年末年始保育
- 小中高生の育児体験受入れ
- 保育所体験
- 出産を迎える親の体験学習
- 保育拠点活動支援

・園庭開放、「一緒に遊ぼう」の地域支援などをおこなう。

・近隣小学校、隣接集会所との連携を引き続きおこなっていく。

⑪法人内プロジェクトへの参加 ■施設長会議に参加する。 ■副施設長会議に参加する。 ■主任会議に参加する。 ■給食担当会議に参加する。 ■保健担当会議に参加する。 ■法人内プロジェクトで決定した事項について、園内において実施する。 □放送教育プロジェクトにモデル園として参加する ⑫その他 ■休日保育、延長保育の実施にあたり、保育の方法、流れ、保護者の動き、職員間の動きなど見直しをして整えていく。 ■2歳児にダウン症児が1名在籍中、4歳児にADHDの児童が1名入園するので、それに特化した研修を受講し、安全に保育ができるようにしていく。		
--	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 ■献立は法人共通献立を使用する。 ■食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・練馬区立公立保育園のルールに基づき、食材業者とも継続して取り引きし、安定的に給食の提供ができる環境を整える。また、延長保育、休日保育の実施開始にともなう食材の調達もおこなう。 ・練馬区の統一献立、レシピ、衛生管理を徹底していく。 ・定期的な衛生管理基準の確認を職員間でおこなう。 ・障がい児食事対応 2歳児にダウン症の子どもが		評価 5 4 3 2 1 理由

在籍中のため、食事への配慮を必要な範囲で行ない提供する。 ・季節や伝統行事に合わせた行事食 ・アレルギー個別対応。 ・毎月、地域支援の一環でふれ合い給食の提供をおこなう。 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 練馬区衛生管理マニュアル 練馬区アレルギーマニュアル レシピ ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・夏野菜の栽培 ・調理保育 幼児クラスの親子調理保育を秋におこなう。 ・区所有の畑を借り、畑の管理や作物を育てることをする。5歳児。		
--	--	--

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・毎月のほけん指導 ・手洗い指導 ・定期的な巡回と保育士との情報共有 ・嘔吐処理の指導（職員） ・アレルギーの園内研修 ・救命講習の実施 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 0歳児 5分毎、1歳児・2歳児 10分、幼児クラス 15分ごとの睡眠チェックを徹底する。 ・安全チェックリストの活用 ・設備チェックリスト ・ヒヤリハットの提出を促し、適宜開催しているヒヤリハットを職員間の共有を徹底していく。		評価 5 4 3 2 1 理由

③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ■特定職員のノロウイルス検査を実施する。 ■全職員が休憩 1 時間を継続し、さらに保障していけるよう体制を整える。 【その他】 1. 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を実施、徹底し、子ども、保護者、職員の安全を守っていく。 2. 職員の休暇、休憩をさらに取得できるようにし、葉 t 来やすい環境づくりに努める。 3. 氷川台第二保育園引き継ぎにおいて、同じ委託園として協力をしていく。		
---	--	--

(別紙1-1) 令和4年度 保育園年間事業(保育)計画

園No.	26	園名	南大泉	保育園
------	----	----	-----	-----

月の主題		保育のねらい		年間行事	月例行事	保健指導	日 課		
							時刻	幼 児	乳 児
4 月	新しい環境に慣れる。	乳・安心できる大人との関わりの中で安定した園生活を送る。 幼・新しい環境の中で友達や保育士と楽しく過ごす。 ・自然に親しみ戸外で元気に遊ぶ。	新入園児入園説明会 4月2日(土) 入園・進級祝い会 4月7日(木) 子どもの日祝い会 4月26日(火)		各クラス身体計測 避難訓練 * 誕生会はその子の生まれた日にクラスで行う。	3, 4, 5歳児対象保健指導 定期健康健診(乳児) 定期健康健診(幼児)	7 時	朝延長7: 00～7: 30 7時開園	
5 月			保護者会 幼児4月23日(土) 乳児 5月28日(土) 徒歩遠足 5歳児5月20日(金)				8 時	順次登園	
6 月	梅雨時期を健康に過ごす。	乳・梅雨期を元気に過ごす。 ・好きなあそびを楽しむ。 幼・色々な素材で作ったりあそんだりする。	4歳児 5月25日(水) プール開き 6月29日(水)		各クラス身体計測 避難訓練 消火訓練 心肺蘇生法訓練	3, 4, 5歳児対象保健指導 春の歯科健診	9 時	朝の活動 あそび おやつ	
7 月	夏ならではの遊びを経験する。	乳・湯水に慣れ、水(湯)遊びを楽しむ。 ・睡眠、休息をとり元気に安定して過ごす 幼・どろんこ、プールあそびを十分楽しむ。	七夕まつり(会食) 7月7日(木)		防犯訓練(石神井警察署)	水あそびの注意 プールの衛生管理 3, 4, 5歳児対象保健指導	10時		
8 月	夏を健康に過ごす。	・夏の健康習慣を身につけ、暑さに負けず元気に過ごす。 ・異年齢児との遊びを通して友だちとのつながりを広げる。			各クラス身体計測 避難訓練	3, 4, 5歳児対象保健指導	11時	給食	
9 月	戸外で体を動かす。	乳・散歩や戸外遊びを通して、体を動かして遊ぶ楽しさを味わう。 幼・好きな遊びを十分楽しむ。	秋の会(在園児祖父母)9月14日(水) 教育委員会災害時避難訓練 9月10日(金) お月見 9月9日(金)		各クラス身体計測 避難訓練	3, 4, 5歳児対象保健指導	12時	給食 午睡 11: 45～	
10月	運動会を経験し、楽しんで参加する。	乳幼・冬に向けて、できるだけ薄着で過ごす。 ・友だちと体を十分動かして遊ぶ楽しさを味わう。 幼・一人ひとりの力を充分発揮する。	運動会 10月29日(土) (大泉第六小体育館または園庭)		防犯訓練(散歩中) 各クラス身体計測 引き渡し訓練	3, 4, 5歳児対象保健指導	13時	午睡13: 00	
11月	戸外やいろいろな素材を使い、遊ぶ。	乳・保育士や友だちと楽しく遊ぶ。 幼・色々な素材を使って作ったものでごっこ遊びを楽しむ。	お弁当散歩(3・4歳児) 未定 おもいで遠足(5歳児) 11月18日(金)		各クラス身体計測 避難訓練	定期健康健診 秋の歯科健診 3, 4, 5歳児対象保健指導	14時	起床～14: 30 起床～14: 45 おやつ	
12月	行事に参加し、遊びを楽しむ。	乳・色々な行事に参加し雰囲気を楽しむ。 幼・友だちと一緒に工夫したり、協力して遊ぶ。	年末お楽しみ会 12月14日(水)		各クラス身体計測 避難訓練	3, 4, 5歳児対象保健指導 嘔吐・下痢処理指導	15時	おやつ	
1 月	いろいろな遊びの中で、季節を感じる。	乳・友だちと一緒に遊ぶことを喜ぶ。 ・表現する事(ごっこ)を楽しむ 幼・冬の自然に触れながら、関心を持ち遊びの経験をひろげる。 ・伝承行事に参加し、楽しむ。 ・みんなで1つの事に向かって取り組み、表現する楽しさを知る。	新年お楽しみ会(集会)1月6日(金) 保護者会 12月下旬～2月中旬		防犯訓練 各クラス身体計測 避難訓練	3, 4, 5歳児対象保健指導 歯科保健事業(5歳児対象)	16時		
2 月			節分 2月3日(金) 大きくなったね会(幼児) 2月18日(土)		各クラス身体計測 避難訓練	3, 4, 5歳児対象保健指導	17時	順次降園	
3 月	できることを自分でやってみる。	乳・自分でできることに喜びを感じる。 幼・進級、就学に対して喜びと期待を持って生活する。	ひなまつり 3月3日(金)(会食) 卒園を祝う会 3月17日(金)		各クラス身体計測 避難訓練	3, 4, 5歳児対象保健指導 新入園児健康診断	18時	延長保育 あそび	
家庭指導	・園だより、ほけんだより、栄養だより、献立表およびクラスだよりの配付を行う 他、園内掲示板にて行事の取り組みや毎月の誕生児や保育のねらいを知らせる。 ・連絡帳や日々の会話を通し、保護者とお互いの様子を伝え合い、相互理解を図る。 ・保護者会、個人面談、保育参観・参加を行う 中で子どもの様子を知らせたり、園の方針を伝える。 ・子育て相談などを随時受け、必要に応じて個別面談を行う。						19時	タ① 18: 30～19: 30 タ② 18: 30～20: 30	
							20時	20: 30 閉園	
							バス遠足の代替案		
							徒歩遠足に変更する。		
備考									
延長保育 朝7: 00～7: 30 夕①18: 30～19: 30 夕②18: 30～20: 30 休日保育 7: 30～18: 30									

令和 4 年度年間防犯訓練（研修）計画書

園 名	南大泉保育園
-----	--------

実施予定月	参加予定者	講 師 (外部講師)	内 容
(記載例) 令和元年〇月	園長・主任・職員・ 5歳児	練馬警察署	園外保育中(近隣公園)での不審者との遭遇を想定 園児の安全確保訓練・避難訓練・緊急連絡訓練
令和4年4月	全職員		・マニュアルにそって、机上訓練を行う。 ・園内外の危険箇所を全職員で確認し合う。
令和4年6月	全職員 全園児	石神井警察署	・不審者が正門から侵入しようとしてきたことを想定しての訓練を行う。 ・警察署の方から職員の対応についての講評をいただく。
令和4年9月	乳児クラス	職員による 不審者登場	・散歩中に不審な人を見かけて避難する訓練を行う。 ・子どもを安全な場所に避難させる。 ・園に状況を報告し、指示を仰ぐ。
令和4年11月	幼児クラス	職員による 不審者登場	・散歩中に不審な人を見かけて避難する訓練を行う。 ・子どもを安全な場所に避難させる。 ・園に状況を報告し、指示を仰ぐ。

令和4年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名		宮前おおぞら保育園					施設住所		杉並区宮前 2-24-22						
開設年月日		平成 29 年 4 月 1 日					運営形態		□公設民営認可・■民設民営認可・□小規模保育所						
土地建物所有権		□土地 ■建物					土地建物賃借料		土地 360 万 円/年 建物 円/年						
敷地面積		1007.58 m ²					建物延床面積		933・76 m ²						
開園日		月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と 12 月 29 日から 1 月 3 日は休園とする。					開園時間		午前[7]時 30 分から午後[7]時 30 分とする。但し午後[6 時 30 分から午後[7]時 30 分までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。						
保育料		所在自治体の定めにより収納する。													
定員数、入所数、面積	年次	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	内しよがい児	内アレール児	内アフターキン児		一時	病後児	
	定員	10	20	20	20	20	20	110							
	入所	10	21	21	18	21	16	107	1	5	1				
	保育面積	53.29 m ²	71.09 m ²	43.42 m ²	132.90 m ²			167.8 m ²							
担当職務と職員名	施設長	越後智江美			■会計責任者 ■防火管理者 ■予算管理者 ■固定資産管理者 ■苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	副施設長	中島千江美			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	主任保育士	大川和泉			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	副主任保育士	渡邊理恵			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	副主任保育士	鬼塚奈実			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者□衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	副主任保育士	森下達也			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
					□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	看護職責任者	二木典子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者□食品発注担当者										
	給食職責任者	三浦さと子			□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者■食品発注担当者										
	嘱託医（園医）	森谷泰和			住所 杉並区松庵 1-8-6 電話 03-3334-7285										
職員数		正規			正規短時間		嘱託		フル非常勤		パート非常勤				
	保育職	18			2						9				
	看護職	1									1				
	給食職	4			1										
	用務職										2				
	事務職										1				
苦情解決第三者委員		松淵昂		三田利春											
今年度変更事項 本園へ異動者 二木典子看護師（南大泉保育園より 3/1 日から）小島明日香（富士本保育園）・新規採用（佐藤鮎加）・退職者：白鳥亜依看護師（2 月末）山田裕子（3 月末）他園異動者：田辺宏美（上井草保育園）・石田智春、佐藤真帆、佐藤栞（氷川台第二保育園要員保育士等）・井上寿馬、鈴木惟久美（天沼保育園要員保育士）															

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・「子どもの自主性を引き出す保育」に取り組む。 ・幼児クラスは異年齢保育を実施する中で、年齢別の主活動を行っていく。 ・保育改革4年目の振り返り評価・反省をし、今年度の計画を策定し、それに基づき全職員で取り組んでいく。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども (健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども (人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども (自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、保育課程、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ①幼児クラスは、年齢別の主活動を行いながら、異年齢グループでの保育をおこない、成長の違う者同士の関わりを学び生活する。 ②子どもの自主性を引き出す保育を実践するために、指示語・禁止語・命令語・否定語を使わない保育に取り組み、人的環境（子どもと相談する保育の実施）、物的環境を整え取り組んでいく。また、園内共有スペースのプロジェクトチームを作り、子ども達が興味関心を持って楽しめる環境づくりを計画していく。		評価 5 4 3 2 1 理由

③放送教育に取り組み、保育所保育指針に沿った、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿に対し、働きかけ保育をしていく。
④以上の①から③をおこなっていくために、月1回職員間でグループワークをおこない、職員のスキルアップと保育内容統一を目指す。また、前・後期保護者懇談会、園だより、クラスだよりでそれぞれの取り組みについて保護者に説明、報告し、保護者にも取り組みの意図を理解していただき、協力をいただけるよう働き掛けていく。

■遠足については、安全性を踏まえてバス遠足の導入をする。

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

月	日	時	会議名
4	1	13:30	全体職員会議
4		17:30	全体職員会議
5		17:30	全体職員会議
6		17:30	全体職員会議
7		17:30	全体職員会議
8		17:30	全体職員会議
9		17:30	全体職員会議
10		17:30	全体職員会議
11		17:30	全体職員会議
12		17:30	全体職員会議
1		17:30	全体職員会議
2		17:30	全体職員会議
3		17:30	全体職員会議

・リーダー会（乳児・幼児）隔週水曜日
幹部会適宜 フロア会議適宜
ヒヤリハット会議 月1回

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4	1	10:00	入園式
4		15時15分	4月生まれ誕生会
4		9:00	前期保護者懇談会
4		10:00	子どもの日の集い
5		15時15分	5月生まれ誕生会
6			交通安全指導
6		15時15分	6月生まれ誕生会
7	1	10:00	プール開き
7	7	10:00	七夕集会
7		15時30分	7月生まれ誕生会
8		15時30分	8月生まれ誕生会
9	2	16時00分	全園児引き渡し訓練
9		15時30分	9月生まれ誕生会
9			3歳児遠足 予備日：10/7日
10		9:00	運動会
10		15時30分	10月生まれ誕生会
10			4・5歳児遠足

			予備日:11/5 日
11			勤労感謝の日の集い
11		15時30分	11月生まれ誕生会
12			発表会
12		15時30分	12月生まれ誕生会
12			クリスマス会
1		15時30分	1月生まれ誕生会
2		10:00	節分豆まき
2		1	後期懇談会
2		15時30分	2月生まれ誕生会
2		9:30	新入園児面接
3		10:00	ひなまつり会
2			卒園遠足 予備日:3/4日
3		15時30分	3月生まれ誕生会
3			お別れ会
3		10:00	卒園式
4/1			令和4年度入園式

⑤年間の園内研修、モデル園としての取組（法人研修を除く）等は以下のとおりとする。

月	日	参加者	研修名
4	1	全職員	理念/方針/虐待人権など エビペン対応
各月		担当職員	放送教育について
未定		全職員	消防署による心肺蘇生
7		全職員	エビペン研修
8 秋		全職員	嘔吐処理 消防署による消火訓練

- ・各キャリアに合わせたキャリアパス研修参加・園内研修
- ・個人情報、ハラスメント、心得など)
- ・区内主催研修
- ・その他随時予定ありの研修
- ・全職員による子どもの自主性を引き出す保育4年目の目標の達成を図るため、グループワーク実施する。

月	日	時	会議名
4		18:20	グループワーク①
5		18:20	グループワーク②
6		18:20	グループワーク③
7		18:20	グループワーク④
8		18:20	グループワーク⑤
9		18:20	グループワーク⑥
10		18:20	グループワーク⑦
11		18:20	グループワーク⑧

12		18:20	グループワーク⑨
1		18:20	グループワーク⑩
2		18:20	グループワーク⑪
3		18:20	グループワーク⑫

- ・放送教育について
月 1 回 10 分程度の鑑賞と 30 分程度のディスカッションや感想などのやりとりをおこなう。
- ・参加職員は終了後の振り返りに参加し、学びと遊びから子どもへのアプローチについて考える場を作る。

⑥安全管理対策

不審者対策

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。
- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的に実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低 3 日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・園舎、保育室の安全チェックリストの強化
- ・荻窪小学校との連携、経路の確認、非常食、備品の追加。
- ・地域防災訓練の参加

⑦個人情報管理

- 個人情報保護マニュアルを整備、運用する。
- プライバシーポリシーを公表する。
- 個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。
- 園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・個人情報保護について、守秘義務についての園内研修を園長がおこなう。子どもの書類は、全て施錠されているキャビネットなどで保管する。
- ・保護者への他児の情報に関する漏洩がないようにチェックリストを作成するなどして、指導にあたる。
- ・マニュアルの読み合わせと周知を行なう。

⑧ハラスメント防止措置 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・ハラスメントに関する園内研修と職員間のコミュニケーションの構築 ・ハラスメント防止のための職員間の声の掛け合いができる環境を構築していき、互いが働きやすい場となるようにしていく ⑨職員育成 ■職員の個人目標管理制度を活用する。 ■職員の自己申告制度を活用する。 ■職種別習熟度指標を活用する。 ■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。 ■法人主催研修（交換研修含む）に職員を積極的に参加させる。 ■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会の充実を処遇改善Ⅱのキャリアアップ研修を用いて全職員が参加し保育の水準を確保する。 ・外部研修、法人研修への積極的な参加を促す。園長、副園長、主任による個人面談実施。 ・メンター制度導入で新卒職員のサポートをおこなう。 ・職員のスキルアップと保育内容統一を目指すために、月１回、職員間でグループワークをおこなう。 ・職員全体で心得に取り組み自信の振り返りをしながら組織で働く保育士としてスキルアップに繋げる。 ⑩施設保全・什器備品整備 ■施設点検マニュアルを整備、運用する。 ■業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。 ■施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">時期</th><th style="width: 50%;">内容</th><th style="width: 40%;">概算金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 頃</td><td>屋上一部修繕</td><td>1,969,000 円</td></tr> </tbody> </table>	時期	内容	概算金額	11 頃	屋上一部修繕	1,969,000 円		
時期	内容	概算金額						
11 頃	屋上一部修繕	1,969,000 円						

現在の希望は上記の通りだが、予算と合わせてできるところから始める。 ■什器備品類に関して、以下の補修、修理、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。 ・食器、備蓄品 300,000 万円。 その他 保育業務支援システム 毎 52,800 円 電気保安管理 2 ヶ月 1 回 32,400 円 グリストラップ年 4 回 34,650 円 千代田防災 年 2 回 43,200 円 建設設備定期報告書年 1 回 101,500 円 地震速報保守契約・年間 66,000 円 エアコン・換気扇 390,000 万円 東京ガス TES メンテナンス 54,780 円 その他、適宜対応する。 ⑪利用者意向把握 ☐ 外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。 ☒ 外部評価機関による利用者アンケートを実施する。 ☒ 利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。 ☒ 園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。 ・一年を通し、保護者の子育てに対する意向を聞く機会を設ける。 ・大きな行事ごとにアンケートで改善・取り組みに繋げていく。 ・ご意見ご要望ボックスの設置といただいたものは、全職員で共有し、速やかに保護者に返す。 ⑫苦情解決制度 ☒ 苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。 ☒ 利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ☒ 地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ☒ 園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・いただいたご意見は、速やかに周知、改善、対応策を考え、揭示し、苦情になる前に対応する。 ・苦情解決制度と第三者委員については、入園時、保護者懇談会などで、年度を通し随時保護者には知らせていく。 ・第三者委員の方を行事などにご招待し、保護者が制度について理解できるような機会を設け		

ていく。 ・プール活動、工事の際には、近隣へ挨拶とポスティングを45件ほど行う。		
⑬虐待防止・早期発見 ■虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し運用する。 ■子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。 ・区主催の研修に参加し、日頃の様子などから早期発見に努める。		
⑭外部機関との連携 ■地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。 ■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。 ■地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。 ■地域内の認可外保育施設との連携を図る。 ・中核園活動計画において隣接保育園等との研修や交流を行う。		
⑮法人内施設との連携 ■会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託す法人内の他園との交流、連携を図る。 ■南大泉保育園・光が丘保育園（年末休日保育）法人内園として良好な運営のために、休日保育勤務に協力体制を整えていく。		

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保育課程について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■保育課程の策定と職員間での共有を徹底する。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 ■アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 ■しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 ・コロナ感染症の当園内での実施すべきマニュアル作成 ・幼児・乳児園庭の使用 ・黙食への取り組み ・陽性が出たときの対策 ・職員に対しての対策 ・合同保育のあり方 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 (例 0歳児保育マニュアル) ・各年齢保育マニュアル ・延長保育マニュアル ・散歩マニュアル ・不審者マニュアル ・アレルギーマニュアル ・保健マニュアル ・給食衛生管理マニュアル		評価 5 4 3 2 1 理由

- ⑦園独自の保育内容を実施する。
☒ 定期的な体育指導を実施する。
☐ 定期的な音楽指導を実施する。
☐ 定期的な学習指導を実施する。
☒ 園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する

・隣接、区立宮前保育園との
交流保育を提案し、実施する。

- ⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7:30	保育開始 順次登園 人数によって時間帯合同					
8:30	遊び 睡眠	遊び				
9:30	外気 浴	朝の集 まり 牛乳		朝の集まり 課題活動 遊び		
10:00	離乳 食 ・活動	活動 遊び 11:30				
11:00	食事	給食				
12:00	睡眠	睡眠		食事		
13:00						
14:00	離乳 食	睡眠				
15:00	おやつ・ 遊び					
16:00	遊び・順次降園					
17:00						
18:30	延長保育					
19:30	19:30 保育終了					

標準時間認定児延長 18:30-19:30

短時間認定児延長 7:30-9:00

17:00-19:30

- ⑨保護者との情報交換

日々の情報や緊急ではない情報

■全年齢において乳児クラスは連絡帳（キッツレポ）、幼児クラスはノートで交換している。

■0歳、1歳、2歳児のみ連絡帳（キッツレポ）を交換している。全クラス連絡帳対応。

■クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。

■ホームページに掲示している。

■月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。

個別緊急時の情報

■個別メール送信システムを活用している。

■電話を活用している。

全体緊急時の情報

■一斉メール送信システムを活用している。

■必要に応じてホームページに掲示

■電話を活用している。

・保護者との連絡帳の交換は乳児クラスはキッツレポシステムにて、幼児クラスはノートにて交換をしている。 ・杉並区と法人用の一斉メールを用いて月次の通信訓練の実施をする。また、区内の避難訓練、Jアラード訓練に参加している。 ■園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。 ⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。 ■産休明け保育 ■0歳児の延長保育 ■2時間以上延長保育 □3時間以上延長保育 □病児・病後児保育 □休日保育 □4時間未満一時預かり事業 □4時間以上一時預かり事業 □しょうがい児保育(特児) ■しょうがい児保育(その他) ■アレルギー児対応 □夜間保育 ■育児困難家庭への支援 ■外国人児童受入れ □年未年始保育 ■小中高生の育児体験受入れ ■保育所体験 □出産を迎える親の体験学習 ■保育拠点活動支援 ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて近隣施設との交流、小中高生の育児体験受入れなど、近隣に保育園が多いため、地域区内での交流を計画的に進めていく。 ⑪法人内プロジェクトへの参加 ■施設長会議に参加する。 □副施設長会議に参加する。 ■主任会議に参加する。 ■給食担当者会議に参加する。 ■保健担当者会議に参加する。 ■保育内容統一化研究室に参加する。 ■法人内プロジェクトで決定した事項について、園内において実施する。 ■放送教育プロジェクトにモデル園として参加する。 ⑫その他 ・指定難病の3歳児への進級にあたり、専属の看護師の配置、保護者、医師、園との連携を密にし、安全な保育をおこなっていく。		
---	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 ■献立は法人共通献立を使用する。 ■食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・法人統一献立、レシピなど新たな取り組みの実施と定着。 ・障がい児食事対応 ・季節や伝統行事に合わせた行事食 ・アレルギー個別対応。 ・サンプル展示（写真にて） ・ブログでの紹介 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・衛生管理マニュアルを使用し、衛生管理を徹底する。 ・栄養士業務マニュアルと食物アレルギー対応マニュアルを使用し、安全な給食提供を実施する。 ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・ランチルームでのビュッフェスタイルの食事。 ・夏野菜の栽培 ・調理保育 ・ランチルームの装飾変更。 ・野菜の収穫体験 ・食に関する知識の向上		評価 5 4 3 2 1 理由

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・手洗い指導 ・ブラッシング指導（感染症、流行状況により検討） ・定期的な巡回と保育士との情報共有 ・嘔吐処理の指導（職員） ・エピペン取扱いとアレルギーの園内研修 ・救命講習の実施 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 ・0 歳児ベビーセンサを使用する。 ・0 歳児 5 分毎、1 歳児 10 分毎の SIDS チェックを徹底する。 ・安全チェックリストの活用 ・設備チェックリスト ③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ■特定職員のノロウイルス検査を実施する。 ■全職員が休憩 1 時間取得するよう、計画的に実施していく。		評価 5 4 3 2 1 理由

令和4年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名	上井草保育園		施設住所	東京都杉並区上井草 3-25-19									
開設年月日	平成30年7月1日		運営形態	□公設民営認可・■民設民営認可・□小規模保育所									
土地建物所有権	□土地 ■建物		土地建物賃借料	土地 5,400,000 円/年 建物 0 円/年									
敷地面積	1751.71 m ²							建物延床面積	1754.31 m ²				
開園日	月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と12月29日から1月3日は休園とする。							開園時間	7時30分から19時30分とする。但し18時30分から19時30分までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。				
保育料	所在自治体の定めにより収納する。												
定員数、入所数、面積	年次	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	内しつけい児	内アレルギー児	内アレルギー児	一時	病後児
	定員	10	38	38	38	38	38	200					
	入所	10	38	36	35	33	34	186	0	12	1		
	保育面積	51.9	A53.18 B53.07 C45.88	A39.74 B39.74	A42.87 B42.87	A42.48 B42.48	A54.08 B55.42	563.71					
担当職務と職員名	施設長	菊地志江		■会計責任者 ■防火管理者 ■予算管理者 ■固定資産管理者 ■苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副施設長	齋藤和子		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	主任保育士	猪俣大地		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副主任保育士	渡辺舞		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副主任保育士	藤田佐織		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	副主任保育士	田辺宏美		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 ■苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	事務員	長田健太		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 ■出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	看護職責任者	関久美子		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 ■衛生推進者 □出納職員 □食品衛生推進者 □食品発注担当者									
	給食職責任者	福司博美		□会計責任者 □防火管理者 □予算管理者 □固定資産管理者 □苦情解決責任者 □苦情受付担当者 □衛生推進者 □出納職員 ■食品衛生推進者 ■食品発注担当者									
	嘱託医（園医）	多村幸之進		住所 杉並区上井草 3-31-15 電話 03-5303-5701									
職員数		正規		正規短時間		嘱託		フル非常勤		パート非常勤			
	保育職	23名		4名		0名		4名		14名			
	看護職	1名		0名		0名		0名		0名			
	給食職	4名		2名		0名		0名		1名			
	用務職	0名		0名		0名		0名		2名			
	事務職	1名		0名		0名		0名		0名			
苦情解決第三者委員		松淵 昂		三田利春									
今年度変更事項 定員の変更。土地、建物の規模構造及び使用区分の変更。 氷川台第二保育園及び天沼保育園引継ぎに従事する職員が所属。													

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 自主性を引き出す保育を新たな3年計画に基づき実践する。 子どもと相談し保育をすすめる。 指示語・命令語・禁止語・否定語を使わない保育の実践。 自主的に関わることのできる環境を用意し保育をする。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども(健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども(人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども(自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、保育課程、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 発達をベースに再度3か年計画に基づき保育実践に取り組む。 人的環境・物的環境について理解を深め保育実践につなげていく。 子どもの発達、養護を意識した丁寧な関わり、職員連携の強化を目指す。		評価 5 4 3 2 1

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

月	日	時	会議名
4	27	13:30	職員会議
5	25	13:30	職員会議
6	23	13:30	職員会議
7	27	13:30	職員会議
8	25	13:30	職員会議
9	28	13:30	職員会議
10	26	13:30	職員会議
11	25	13:30	職員会議
12	22	13:30	職員会議
1	25	13:30	職員会議
2	24	13:30	職員会議
3	24	13:30	職員会議
月1回		14:00	上井草運営会議
月1回		14:00	クラス会議
月1回		13:30	食育会議
不定期			乳児会議
不定期			幼児会議

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。

月	日	時	行事名
4			
5	未定	午前	春季健康診断 クラス毎の 保護者会
6		午前	耳鼻科健診 眼科健診
7	1 7 30	10:00 10:00 午後	プール開き 七夕 夏まつり
8	31	10:00	プールじまい
9	2 16	16:00 10:00	引き渡し訓練 お楽しみ会
10	16 下旬	9:00 午前	運動会 4・5歳バス遠足 秋季健康診断
11	未定	午前 10:00	3歳お散歩遠足 焼き芋会 エコ教室 歯科健診
12	23	10:00	お楽しみ会
1	6 28	10:00 10:00 9:30	新年子ども会 お茶会（未定） 5歳大きくなった ね会・保護者会
2	3 4 中旬	10:00 10:00	豆まき 4歳大きくなった ね会・保護者会 保護者会
3	3 7 18 23	11:30 9:30 11:30	ひな祭り会食 お別れ遠足 卒園式 お別れ会食

理由

⑤年間の園内研修、モデル園としての取組（法人研修を除く）等は以下のとおりとする。

月	日	参加者	研修名
未定		全職員	①エピソードをもとにした研修 ②アレルギー児の対応(エビペン使用含む) ③嘔吐処理法 ④心肺蘇生法 ⑤虐待・個人情報取り扱い研修

⑥安全管理対策

不審者対策

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。
- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低 3 日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

園内地図を活用したヒヤリハットの提出。危険箇所の把握につなげる。
安全点検チェックシートの活用。
園庭整備実施

⑦個人情報管理

- 個人情報保護マニュアルを整備、運用する。
- プライバシーポリシーを公表する。
- 個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。
- 園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

情報管理の徹底

⑧ハラスメント防止措置

■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。

■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。

■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

管理職、指導職は、職員とのコミュニケーション時の傾聴姿勢を徹底する。

園長は、園内のラウンドをおこない職場環境の把握に努め、ハラスメントの防止に努める。

⑨職員育成

■職員の個人目標管理制度を活用する。

■職員の自己申告制度を活用する。

■職種別習熟度指標を活用する。

■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。

■法人主催研修（交換研修含む）に職員を積極的に参加させる。

■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

園内研修の充実・グループワーク形式で考えながらスキルアップを目指す。

杉並区開催研修への参加
キャリアアップ研修に計画的に参加し、スキルアップを目指す。

メンター制度を取り入れ、新入職員のサポートをしていく。

⑩施設保全・什器備品整備

■施設点検マニュアルを整備、運用する。

■業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。

■施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。

時期	内容	概算金額
4月	自家用電気工作物の年次点検	27万
2月	建築設備点検	20万
7・1月	消防設備点検	15万
未定	園庭水道の水詰まり修繕	30万

■什器備品類に関して、以下の補修、修繕、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。

時期	内容	概算金額
4月	パソコン等	50万
5月	電子ピアノ	15万
随時	玩具類	20万
9月	運動用品	20万
10月	コピー機再リース予定	

⑪利用者意向把握

□外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。

□外部評価機関による利用者アンケートを実施する。

■利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。

■園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。

保護者から話を聞く時間を設ける。(個人面談)

⑫苦情解決制度

■苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。

■利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。

■地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。

■園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

ご意見ボックスを設置し、保護者からの意見、意向を掌握するとともに、改善策を考え、園運営の安定を図ることとする。

⑬虐待防止・早期発見

■虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。

■子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。

⑭外部機関との連携

■地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。

■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。

■地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。

■地域内の認可外保育施設との連携を図る。

⑬法人内施設との連携 ■会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託する。 ■法人内の他園との交流、連携を図る。 ■園独自の取り組みとして、以下の事を実践する。 石神井公園こぐま保育園の給食業務のフォロー 区立天沼保育園引継ぎ業務への協力 ⑭業務削減への取り組み 業務内容の見直しから、削減ポイントを洗い出す。洗い出した内容の実践。 適材適所の役割分担、職員連携により、時間を有効活用する。 業務の RPA 化、グーグルフォーム等 ITC 環境を最大限に活用し業務の削減を図る。		
--	--	--

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①全体的な計画について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■全体的な計画の見直しをおこなう。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 □しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 □しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 ■0歳児 ■1歳児 ■2歳児 ■3歳児 ■4歳児 ■5歳児 □しょうがい児 □アレルギー児 □アナフィラキシー児 □一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 小学校との連携に関わるアプローチプログラムの策定 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 保育所保育指針 杉並区立保育園保育実践方針 杉並区保育実践のてびき 法人統一マニュアル 園外保育マニュアル 虐待対応マニュアル 危機管理マニュアル 緊急時の対応マニュアル 職員のてびき		評価 5 4 3 2 1 理由

- ⑦園独自の保育内容を実施する。
☐ 定期的な体育指導を実施する。
☐ 定期的な音楽指導を実施する。
☐ 定期的な学習指導を実施する。

■園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する

4・5歳児クラスの運動遊びの実施。

⑧通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0 歳	1 歳	2 歳	幼児
7:30	順次登園（延長保育・朝保育）			
8:30	クラス保育開始 （乳児 8:00 幼児 8:30）			
9:30	遊び 睡眠	おやつ	朝の会 遊び 活動	
10	離乳食	遊び		
11	睡眠	食事	11:30～	
12	遊び	午睡	食事	
13			午睡	
14	離乳食	目 覚 め （随時）	15:00 目覚め	
15:30	遊び	おやつ		
16	睡眠	遊び		
17	順次	夕保育		
18:30	降園	順次降園		
19:30	18:30～19:30			
	延長保育			

⑨保護者との情報交換

☐ 全年齢において連絡帳を交換している。

■0歳、1歳、2歳児のみ連絡帳を交換している。

■クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。

■ホームページに掲示している。

■月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。

■園独自の取り組みとして、以下の情報交換を実施する。

クラスだよりを廃止し、毎日のブログ更新により、保育内容、保育の意図などを毎日のブログ更新によりエピソード形式で発信していく。

ドキュメンテーションの掲示。
園発行の各種おたより、お知らせ文書のHPのアップロード

個別緊急時の情報

■個別メール送信システムを活用している。

■電話を活用している。

全体緊急時の情報

■一斉メール送信システムを活用し

ている。 ■必要に応じてホームページに掲示している。 ■電話を活用している。 ■園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。 閉園時の電話転送対応 園からのお知らせ文書の HP アップロード ⑩保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。 ■産休明け保育 ■0歳児の延長保育 ■1時間以上延長保育 □2時間以上延長保育 □3時間以上延長保育 □病児・病後児保育 □休日保育 □4時間未満一時預かり事業 □4時間以上一時預かり事業 □しょうがい児保育(特児) ■しょうがい児保育(その他) ■アレルギー児対応 □夜間保育 ■育児困難家庭への支援 ■外国人児童受入れ □年末年始保育 ■小中高生の育児体験受入れ ■保育所体験 □出産を迎える親の体験学習 ■保育拠点活動支援 ⑪法人内プロジェクトへの参加 ■主任会議に参加する。 ■給食担当者会議に参加する。 ■保健担当者会議に参加する。 □発達支援室に参加する。 □食育推進室に参加する。 □保育内容統一化研究室に参加する。 □認定こども園化研究プロジェクトに参加する。 ■法人内プロジェクトで決定した事項について、園内において実施する。 ■園独自の取り組みとして、以下のプロジェクトを実施する 「子どもが遊びこめる環境作り」「安全な環境作り」をテーマに園庭会議を実施する。 廊下の有効活用について話し合いをおこなう。		
---	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 ■延長保育に応じた給食を実施する。 ■献立は法人共通献立を使用する。 ■食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 石神井公園こぐま保育園の給食支援 石神井公園こぐま保育園の献立作成、発注業務をおこなう。 食育だより発行支援。 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 保育所給食の衛生管理マニュアル 離乳のてびき 食物アレルギーマニュアル 栄養士業務マニュアル ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 食育指導、調理保育等の実践 食育会議を年齢毎に開催し、より子どもに寄り添った活動となるようにする。 離乳食会議をおこない、個々にそった丁寧な対応を促進させる。		評価 5 4 3 2 1 理由

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
①保健業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 手洗い指導、うがい指導、感染予防指導、トイレの使い方指導等健康維持に必要な指導をおこなう。 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 園庭遊具、園庭の安全点検を月単位でおこなう。 園内、園庭等の危険箇所に把握し、事故予防につなげる。 ③職員の健康管理 ■保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員検便を実施する。 ■園独自の取り組みとして、職員の健康管理において以下の事を実践する。 休憩時間を確保し、心身共に健康な状態で業務に従事できるようにする。 ストレスチェックを実施し、職員の心身の健康状況の把握をする。 衛生委員会を設置し、月 1 回衛生委員会を開催する。		評価 5 4 3 2 1 理由

令和4年度 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

施設名	石神井公園こぐま保育園			施設住所	練馬区石神井町 3-30-18									
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日			運営形態	☐ 公設民営認可・ ☐ 民設民営認可・ ☒ 小規模保育所									
土地建物所有権	☐ 土地 ☐ 建物			土地建物賃借料	土地 円/年 建物 5,961,600 円/年									
敷地面積	214.32 m ²			建物延床面積	686.04 m ²									
開園日	月から土曜日とする。但し祝日および国民の休日と12月29日から1月3日は休園とする。			開園時間	午前7時30分から午後18時30分とする。但し短時間保育認定の場合午前7時30分から8時30分までと午後16時30分から18時30分までは延長保育時間とし、詳細は別に定める。									
保育料	所在自治体の定めにより収納する。													
定員数、入所数、面積	年次	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	内しょうがい児	内アレルギ―児	内アサフイフキン―児		一時	病後児
	定員	0	9	10				19		0			0	
	入所	0	4	8				12		3			0	
	保育面積	22.93	23.3	14									0	
担当職務と職員名	施設長	勝見 和美			☒ 会計責任者 ☒ 防火管理者 ☒ 予算管理者 ☒ 固定資産管理者 ☒ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☒ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☒ 食品衛生推進者 ☒ 食品発注担当者									
	副施設長				☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者									
	副施設長				☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者									
	主任保育士	飯島 理恵			☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☒ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☒ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者									
	副主任保育士				☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者									
	副主任保育士				☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者									
	看護職責任者				☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者									
	給食職責任者				☐ 会計責任者 ☐ 防火管理者 ☐ 予算管理者 ☐ 固定資産管理者 ☐ 苦情解決責任者 ☐ 苦情受付担当者 ☐ 衛生推進者 ☐ 出納職員 ☐ 食品衛生推進者 ☐ 食品発注担当者									
	嘱託医（園医）	吉川秀樹			住所 練馬区石神井町 6-15-8 2F よしかわこどもクリニック 電話 03-597373									
職員数		正規			正規短時間			嘱託			フル非常勤		パート非常勤	
	保育職	4名						1名					2名	
	看護職													
	給食職												0名	
	用務職													
	事務職													
苦情解決第三者委員		松淵昂												
今年度変更事項 ・令和4年2月より神野亜佳莉 入職 ・下村夏海 退職														

2. 保育園運営に当たっての基本的な方針や目標

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①「かけがえのない命をはぐくむ場」という保育理念について ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育理念の理解が進むよう取り組む。 ■保育園の全ての業務は保育理念から展開されていることを踏まえ、各種手順書、各種マニュアル、各種計画等は保育理念に基づき策定するよう取り組む。 ■園独自の保育理念に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・小規模保育園ならではの、家庭的な雰囲気の中、将来に向けて人と人のつながりの基礎が育まれるようにする。 ・子どもの自己肯定感が育まれるよう、一人一人の生活及び遊びの中で乳児期に基礎となるよう丁寧な保育を行う。 ②保育目標は全園共通で以下と定めている。 1.心身ともに健康な子ども(健康) 2.誰とでも仲良くできる子ども(人間関係、人権) 3.自分で考え行動できる子ども(自主性) ■児童、保護者、職員、地域の方々に保育目標に基づく保育をおこなっていることの理解が進むよう取り組む。 ■保育内容の全ては保育目標から展開されていることを踏まえ、保育課程、各種指導計画等は保育目標に基づき策定する。 ■園独自の保育目標に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・「子どもに相談する保育」「指示語、命令語、禁止語、否定語を使わない保育」の実践に取り組み、方針である「子どもの自主性を引き出す保育」を目指していく。 ・一人一人を大切に思い、細やかに子どもの気持ちに寄り添う保育をおこなう。 ・園の取り組みが、保護者に理解してもらえるように努める。 ・定期的に人的環境、物的環境		評価 5 4 3 2 1

についてのグループワークを行い、子ども自身が遊びこめる場を整えていく。

- ・職員同士の連携を密にし、グループワークを行ないながら、子どもの気づき・職員の悩みを共有していく。
- ・子どもの発達に応じた保育環境を整え、日々の保育の中で、保育所保育指針に沿った「10の姿」を意識しながら、子どもが自主的に活動できる保育を行う。

③年間の園内会議日程は以下のとおりとする。

毎月1回 月末に行なう。

月	日	時	会議名
4	1	13:30	職員会議
4	21	13:30	職員会議
5	26	13:30	職員会議
6	22	13:30	職員会議
7	21	13:30	職員会議
8	25	13:30	職員会議
9	27	13:30	職員会議
10	26	13:30	職員会議
11	29	13:30	職員会議
12	22	13:30	職員会議
1	25	13:30	職員会議
2	21	13:30	職員会議
3	23	13:30	職員会議

※ 職員会議日の16:30よりワーク会議をおこなう。

④年間の園内行事日程は以下のとおりとする。年間行事予定表参照

月	日	時	行事名
4	1	10:00	入園式
5	9 ～ 27		個人面談
7	7	1日	七夕の日
10	1	10:00	プレイデー
10	未定	未定	芋ほり
12	24	1日	クリスマスの日
2	3	1日	豆まき
3	3	1日	ひなまつりの日
3	4	9:00	お祝い会

※避難訓練 毎月1回

※防犯訓練 年1回

※全園児健康診断 春・秋 年2回

※身体測定 毎月1回

※誕生会については、子どもの誕生日を誕生会とし、保護者の保育参加と共にお祝いしていく。

⑤年間の園内研修等は以下のとおりとする。

・処遇改善Ⅱに基づいた職員育成計画の保育士キャリアアップ研修に計画的に受講。1 人一回受講。

月	日	参加者	内容
4	1	全職員	法人の理念・方針・保育のあり方・人権・虐待・ハラスメント
6	未定	全職員	救急救護
未定		全職員	嘔吐処理
適宜		全職員	外部研修に参加後、内容により園内研修を実施

- ・法人研修参加
- ・その他随時予定あり
- ・他園で実施された「自主性を引き出す保育」の研修で、行われワークやエピソードを題材に園内研修を実施する。

⑥安全管理対策

不審者対策

- 園舎内における不審者対応マニュアルを整備、運用する。
- 園舎内への不審者侵入防止措置を講ずる。
- 園内においてすべての児童、職員を対象とした不審者対策訓練を定期的実施する。

災害対策

- 園舎内において災害時対応マニュアル、防災マニュアルを整備、運用する。
- 園内において、すべての児童、職員を対象とした避難訓練、消火訓練をおこなう。
- 地域において、児童、職員を対象とした訓練を実施する。
- 発災時を想定し、児童、職員が最低3日間園舎内に滞在できるような飲料水、食料、資材等を準備する。
- 園独自の安全管理対策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。

- ・石神井消防署で応急救命講習を受ける。
- ・災害備蓄用品チェックリストを作成し点検を行う。
- ・広域避難場所までの避難経路の確認を行う。

⑦個人情報管理

- 個人情報保護マニュアルを整備、

運用する。 ■プライバシーポリシーを公表する。 ■個人情報保護について定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自の個人情報管理に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・個人情報の取り扱いについて面接時に保護者に説明をし、書面で個人情報の承諾を受ける。 ・職員会議でマニュアル確認を行い、職員と共有・周知徹底し危機管理を高めていく。 ・個人情報書類及びデータ管理は、施錠できるキャビネットで保管する。 ⑧ハラスメント防止措置 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止マニュアルを整備、運用する。 ■セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止のために定期的に職員研修をおこなう。 ■園独自のハラスメント防止措置に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・管理職はハラスメントの研修に参加する。 ・職員面談を定期的に行い、いつでも相談できる環境を整えていく。 ・職員とコミュニケーションをとり、働きやすい環境を整えていく。 ⑨職員育成 ■職員の個人目標管理制度を活用する。 ■職員の自己申告制度を活用する。 ■職種別習熟度指標を活用する。 ■個別参加研修計画を策定し、積極的に参加させる。 ■法人主催研修（交換研修含む）に職員を積極的に参加させる。 ■園独自の職員能力向上策に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・指導職より保育や保育書類について、随時職員に指導をしていく。 ・法人研修・外部研修に参加しやすい環境を整え、案内を職員に発信する。 ・保育士等キャリアアップ研修に積極的に参加させ、職員のスキルアップを図れるようにしていく。		
--	--	--

- ・日々の保育に関する疑問及び改善事項等を職員全体で話しあい、保育の質の向上に繋げる。
- ・保育中や職員間で、目配り・気配り・心配りが育つような環境づくり。
- ・職員がどんなことでも話ができる環境づくりをしていく。
- ・定期的に日常業務の見直しをおこない、業務改善を行っていく。

⑩施設保全・什器備品整備

■施設点検マニュアルを整備、運用する。

■業務開始前および業務終了後の園舎内の安全確認チェックを実施する。

■施設保全に関して、以下の補修、修繕、交換を実施する。

時期	内容	概算金額
未定	調理室勝手口のドアノブ交換	未定
未定	調理室 IH の不具合の修理	未定

■什器備品類に関して、以下の補修、修繕、交換、リース契約更新、新規購入を実施する。

時期	内容	概算金額
未定	食器乾燥機	20,000
未定		
未定		

⑪利用者意向把握

□外部評価機関による福祉サービス第三者評価を実施する。

■外部評価機関による利用者アンケートを実施する。

■利用者が園に対し容易に意見要望を申し出る環境を整える。

■園独自の利用者意向把握の方法として、以下の事を実践する。

- ・玄関にご意見箱の設置をする。
- ・個人面談を行い、保護者から話を聞く機会をつくる。
- ・保育参観・参加の随時受け入れを積極的に行う。
- ・いつでも相談できる環境を整えていく。

⑫苦情解決制度

■苦情解決対応マニュアルを整備、運用する。

■利用者から苦情を受けないような取り組みを実施する。

■地域から苦情を受けないような取り組みを実施する。 ■園独自の苦情解決制度に関する取り組みとして、以下の事を実践する。 ・新入園児面接時に、第三者委員の方の利用方法の説明を行う。 ・苦情解決制度の周知に努め、苦情解決第三者委員を行事にお招きし、保護者へ紹介する機会をつくる。 ・保護者が相談・話しやすい環境になるよう、1日の登降園時の際に保護者とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築く。 ・ご意見があった際には速やかに対処し対応をしていく。 ⑬虐待防止・早期発見 ■虐待防止・早期発見および対応マニュアルを整備し、運用する。 ■子ども家庭支援センターや児童相談所と連携を図る。 ・虐待防止等に関する内容を、年度最初の職員会議で園長より話し、職員の行動・言動の中にも虐待になってしまうことがあることを伝え、書面でも配布し確認・周知をしていく。 ⑭外部機関との連携 ■地域内の病児、病後児保育室との連携を図る。 ■地域内の小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科等の医療機関との連携を図る。特に保育実施時間内に受診可能な医療機関を1つ以上確保する。 □地域内の小学校や学童クラブ等との連携を図る。 ■地域内の認可外保育施設との連携を図る。 ⑮法人内施設との連携 ■会計業務、給与計算支払業務、職員採用業務、労務管理業務を本部事務局に委託する。 ■法人内の他園との交流、連携を図る。		
--	--	--

3. 保育内容および保育計画、指導計画

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①保育課程について ■保育指針に基づき策定する。 ■保育理念、保育目標の実現を目指し策定する。 ■全体保育計画の見直しをおこなう。 ②年間指導計画、月間指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 □0歳児 ■1歳児 ■2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 □しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 ■一時保育 □病後児保育 ③個別指導計画は月単位で以下の年次および預かり形態の別で策定する。 □0歳児 ■1歳児 ■2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 □しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 ■一時保育 □病後児保育 ④週間指導計画、日々の指導計画は以下の年次および預かり形態の別で策定する。 □0歳児 ■1歳児 ■2歳児 □3歳児 □4歳児 □5歳児 □しょうがい児 ■アレルギー児 □アナフィラキシー児 ■一時保育 □病後児保育 ⑤園独自の保育関連計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、以下の保育関連の計画を策定する。 ・異年齢保育 ・一時預かり保育 ・近隣の連携保育園との交流 ⑥保育業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 0.1.2.歳児保育マニュアルを使用 ・乳児保育マニュアル ・離乳食マニュアル ・給食衛生管理マニュアル ・保健業務マニュアル ・感染症対策マニュアル ・園外保育マニュアル ⑦園独自の保育内容を実施する。 □定期的な体育指導を実施する。 □定期的な音楽指導を実施する。		評価 5 4 3 2 1 理由

☐ 定期的な学習指導を実施する。

■ 園独自の取り組みとして、以下の保育内容を実施する

- ・石神井さくら保育園との交流
- ・石神井つつじ保育園との交流
- ・高野台保育園との交流
- ・月極め一時保育（欠員がある場合）

⑧ 通常日の保育時程は以下のとおりとする。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
7 : 30	／	○	○			
8	／	○	○			
8 : 30	／	○	○			
9	／	○	○			
10	／	○	○			
11	／	○	○			
12	／	○	○			
13	／	○	○			
14	／	○	○			
15	／	○	○			
16 : 30	／	○	○			
17	／	○	○			
18 : 30	／	○	○			

* 1・2 歳児

- 7 : 30 保育開始
順次登園
視診・挨拶
自由あそび
- 9 : 30 水分補給（牛乳）
あそび・活動
着替え
- 11 : 15 給食
午睡準備
午睡
- 14 : 30 目覚め
おやつ
降園準備
自由あそび
- 16 : 30 順次降園
延長保育時間
（短時間認定の方）
- 18 : 30 保育終了

⑨ 保護者との情報交換

日々の情報や緊急ではない情報

■ 全年齢において連絡帳を交換している。

☐ 1 歳、2 歳児のみ連絡帳を交換している。

☐ クラス全般の保育内容についてクラス掲示板に掲示している。

☒ ホームページに掲示している。 ☒ 月次で発行するクラスだよりや園だよりに掲示している。 個別緊急時の情報 ☐ 個別メール送信システムを活用している。 ☒ 電話を活用している。 全体緊急時の情報 ☒ 一斉メール送信システムを活用している。 ☒ 必要に応じてホームページに掲示している。 ☐ 電話を活用している。 ☐ 園独自の取り組みとして、保護者との情報交換において以下の事を実践する。 ・緊急テストメールを毎月 1 日 10:00 に保護者・職員へ発信し実施する。 ・保護者からの欠席・遅刻などの情報を電話以外にメールでの配信を受け付ける。 ☐ ⑩ 保育サービス推進事業について以下の保育サービス推進事業を実施する。 ☒ 産休明け保育 ☐ 0 歳児の延長保育 ☐ 2 時間以上延長保育 ☐ 3 時間以上延長保育 ☐ 病児・病後児保育 ☐ 休日保育 ☐ 4 時間未満一時預かり事業 ☒ 4 時間以上一時預かり事業 ☐ しょうがい児保育(特児) ☐ しょうがい児保育(その他) ☒ アレルギー児対応 ☐ 夜間保育 ☒ 育児困難家庭への支援 ☒ 外国人児童受入れ ☐ 年末年始保育 ☐ 小中高生の育児体験受入れ ☐ 保育所体験 ☐ 出産を迎える親の体験学習 ☒ 保育拠点活動支援 ＊月極め一時保育規定 別紙参照 ☐ ⑪ 法人内プロジェクトへの参加 ☒ 主任会議に参加する。 ☒ 給食担当者会議に参加する。 ☒ 保健担当者会議に参加する。 ☒ 法人内プロジェクトで決定した事項について、園内において実施する。		
---	--	--

4. 給食・食育

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた場合の理由
①給食業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■給食担当者の日々の健康管理をおこなう。 ■保育実施日は原則として給食を実施する。 ■給食内容は完全給食とする。 ■離乳食を実施する。 ■アレルギー食を実施する。 □延長保育に応じた給食を実施する。 □献立は法人共通献立を使用する。 □食材の調達は法人共通仕入れ先から調達する。 ■調理方法について、手順書や調理マニュアル、衛生管理マニュアルに従っておこなう。 ■調理方法について、他園の担当者間で情報交換をおこなう。 ■児童の喫食状況に応じて、調理方法を工夫する。 ■保育職担当者や看護職担当者との意見交換をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、給食業務において以下の事を実践する。 ・法人統一献立の実施。 ・上井草保育園との連携のもと集団給食を実施。 ・食事・おやつを写真に撮り、毎日、玄関モニターで流す。 ②給食業務実施にあたり、以下の手順書やマニュアルを用いておこなう。 ・衛生管理マニュアル ・食物アレルギーマニュアル ③食育業務実施にあたり、以下のことをおこなう。 ■年間食育計画を策定する。 ■園独自の取り組みとして、食育業務において以下の事を実践する。 ・子どもの状態に合わせて食事の提供。		評価 5 4 3 2 1 理由

5. 保健

今年度計画	今年度実績	計画対実績の評価と差が生じた 場合の理由
① 保健業務実施に当たり、以下の事を行う。 ■年間保健計画を策定する。 ■在園児の成長を記録する ■在園児に保健指導をおこなう。 ■在園児の健康管理をおこなう。 ■在園児のケガや急な疾病に対応するため、マニュアルを整備し、運用する。 ■保護者からの在園児の成長、発達、健康に関する相談を受け、適宜助言をおこなう。 ■園独自の取り組みとして、保健業務において以下の事を実践する。 ・保健担当者会議に園長出席。法人内の情報を把握し、職員周知を図る。 ・練馬区情報を、職員周知する。 ・必要に応じて法人内看護師の派遣を依頼する。 ②園内事故防止に取り組む。 ■SIDS 予防を図る。 ■園全体のヒヤリハットを管理する。 ■園独自の取り組みとして、園内事故防止において以下の事を実践する。 ・環境構成を子どもの発達に合わせて変更する。 ・全園児、基本のあおむけ寝を徹底していく。 ・園内の危険個所を把握し、事故防止につなげる。 ・遊んでいる玩具を毎日消毒する時に、破損や危険がないか点検していく。 ③職員の健康管理 □保健担当者が衛生推進者として職員の健康管理をおこなう。 ■事業所内健康診断を実施する。 ■職員細菌検査を実施する。 ・全職員にメンタルヘルスチェックを実施する。 ・新型コロナウイルス感染症予防に努め、毎朝の体温・体調の確認を実施していく。 ・全職員の休憩時間が確保できるよう取り組みをおこなう。 ・心身ともに良好な状態で業務が進むよう、園長も保育に入り職員のバックアップする環境をつくる。		評価 5 4 3 2 1 理由

令和4年度 放送教育研究室 事業計画・事業実績評価報告

1. 施設の概要と職員体制

プロジェクト名	放送教育 研究室	室長 住所 電話・FAX メールアドレス	宮前おおぞら保育園 園長 越後智江美 〒168-0081 杉並区宮前 2-24-22 電話 03-5336-1234 FAX03-53361233 oozora@kunitachihoikukai.jp
プロジェクトリーダー 越後智江美			
プロジェクトメンバー 中島千江美(副園長)・渡邊理恵副主任・幼児クラス担当保育士			

2. 今年度の事業目的

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
・子どもの心の気持ちを豊かにし、知識・理解・思考・判断力・表現・学びに向かう力などの習得方法を学び、コミュニケーション能力を培う。		

3. 今年度の事業目標・研究内容

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
・「ざわざわ園のがんぺーちゃん」「がんこちゃん」をはじめ、「スマイル」の研究内容を増やす。 外部とのコミュニケーションが取れないことを考慮し、心身の成長と小学校連携を含めた準備のできる研究内容を目指とする。		

4. 研究実施体制

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
・モデル園として5年目、5歳児に月1回（8月なし）で実施する。		

5. 研究実施に要する費用

令和4年度計画	令和4年度報告（実施結果）	結果自己評価
計画・報告・製作に使用する紙代として5万円。 研究会への参加交通費5万円。		

以上